

文
書
目
録

例言

- 一 本巻に収められた「新編島津氏世録支流系図」中の文書の全部を、底本の配列に従い、通し番号を付して収録したものである。
- 一 文書は、番号のほか、年月日、文書名を記載した。
- 一 底本にある補筆の年紀については、「」又は『』を付し、編者の注には（ ）を付した。修正した箇所には「」を付した。
- 一 月の異称は数字に改めたが、正月、朔日、晦日などはそのまま残した。

新編島津氏世錄支流系圖

番号	年	月	日	文書名	番号	年	月	日	文書名
----	---	---	---	-----	----	---	---	---	-----

伊集院氏一流 第一

伊集院氏系圖第一

- | | | | | | | | | | |
|----|--------|----|--------|--|----|----|-----|--------|------------------------------|
| 一 | 正和 | 三年 | 三月十五日 | 沙弥某書下 | 一八 | 応永 | 七年 | 八月十八日 | 伊集院頼久寄進狀 |
| 二 | 建武 | 二年 | 五月廿五日 | 島津貞久書下 | 一九 | 応永 | 九年 | 十二月廿七日 | 伊集院頼久讓狀 |
| 三 | 建武 | 貳年 | 十一月廿七日 | 伊集院助久書下 | 二〇 | 応永 | 十一年 | 八月廿二日 | 伊集院頼久・為久連署寄進狀 |
| 四 | 貞治 | 貳年 | 五月 | 六日 伊集院道忍 <small>忠</small> 國外三名連署 <small>寄</small> 書下 | 二一 | 応永 | 十五年 | 四月十三日 | 伊集院頼久寄進狀 |
| 五 | 正平 | 四年 | 九月 | 廿日 某感狀 | 二二 | 応永 | 十九年 | 十一月十五日 | 伊集院道 <small>忠</small> 頼久宛行狀 |
| 六 | 嘉曆 | 四年 | 四月十三日 | 伊集院道助・忠國連署讓狀 | 二三 | 応永 | 廿五年 | 十二月十三日 | 伊集院道 <small>忠</small> 寄進狀 |
| 七 | 「正平十五」 | | 二月十一日 | 伊集院道忍 <small>忠</small> 書狀 | 二四 | 応永 | 廿五年 | 十二月十三日 | 伊集院道 <small>忠</small> 寄進狀 |
| 八 | 応安 | 六年 | 八月十七日 | 伊集院観了・道 <small>忠</small> 連署宛行狀 | 二五 | 応永 | 廿七年 | 二月 | 三日 伊集院道 <small>忠</small> 寄進狀 |
| 九 | おうあん | 七年 | 十一月廿二日 | 伊集院久 <small>氏</small> 讓狀 | 二六 | 応永 | 廿七年 | 二月 | 三日 伊集院道 <small>忠</small> 寄進狀 |
| 一〇 | 応安 | 八年 | 三月廿七日 | 今川了俊感狀 | 二七 | | | 六月 | 二日 今川滿範書狀 |
| 一一 | 永和 | 二年 | 五月廿五日 | 今川了俊書下 | 二八 | 応永 | 廿九年 | 八月十八日 | 伊集院道 <small>忠</small> 頼久寄進狀 |
| 一二 | 応永 | 二年 | 六月十八日 | 伊集院観了 <small>久</small> 讓狀 | 二九 | 応永 | 三年 | 十二月廿六日 | 伊集院頼久・久勝連署寄進狀 |
| 一三 | 応永 | 二年 | 十一月廿日 | 伊集院観了 <small>久</small> 讓狀 <small>氏</small> | 三〇 | 正長 | 二年 | 八月二二日 | 住定山桃隱定書 |
| 一四 | 応永 | 二年 | 十一月二日 | 伊集院久 <small>氏</small> 寄進狀 | 三一 | 永享 | 五年 | 四月廿九日 | 伊集院為久宛行狀 |
| 一五 | 応永 | 二年 | 十一月二日 | 伊集院久 <small>氏</small> 寄進狀 | 三二 | 永享 | 六年 | 四月十六日 | 伊集院頼久寄進狀 |
| 一六 | 永享 | 六年 | 九月 | 廿日 沙弥天用寄進狀 | 三三 | 永享 | 六年 | 六月廿六日 | 伊集院為久証狀 |
| 一七 | 応永 | 六年 | 十二月 | 卅日 伊集院頼久契狀 | 三四 | 永享 | 六年 | 十月 | 五日 伊集院照久寄進狀 |
| | | | | | 三五 | 永享 | 六年 | 十月 | 廿九日 伊集院照久寄進狀 |
| | | | | | 三六 | 永享 | 六年 | 十二月十五日 | 伊集院照久寄進狀 |

三七 永享十一年 二月初五日 伊集院熙久禁制

三八 十月 五日 伊集院熙久書狀

三九 十二月廿九日 伊集院熙久書狀

四〇 嘉吉 元年十二月十三日 伊集院熙久証狀

四一 嘉吉 三年 八月廿八日 伊集院熙久証狀

四二 九月廿七日 伊集院熙久書狀

四三 長祿 三年 八月 六日 伊集院熙久寄進狀

四四 三月 三日 島津久元・喜入忠統連署書狀

伊集院氏一流 第二

伊集院氏支流伊鹿倉系圖

伊集院氏支流日置系圖古垣及春成附之

古垣助七久祿一流系圖

古垣新四郎一流系圖

春成刑部少輔久智一流系圖

日置讚岐守久廣一流系圖

日置周防介忠頭一流系圖

日置兵庫久義一流系圖

伊集院氏支流麥生田系圖

四五 六月 三日 親成書狀

有屋田三郎兵衛忠房一流系圖

伊集院氏一流 第三

伊集院氏支流大重系圖

大重八郎二郎忠次一流系圖

大重彌五郎久春一流系圖

大重彌五郎忠成一流系圖

大重彌七郎忠清一流系圖

大重對馬助忠廣一流系圖

大重傳左衛門久永一流系圖

伊集院支流大重氏之庶族忠清系圖

伊集院支流黑葛原系圖

黑葛原伊豫守久順一流系圖

黑葛原左近忠次一流系圖

黑葛原十左衛門久矩一流系圖

伊集院氏支流忠治系圖

伊集院氏一流 第四

伊集院氏支流今給黎系圖

伊集院右衛門佑久昌一流系圖

四六 天正 九年 三月 九日 島津義久感狀

四七 天正拾五年 三月十七日 島津義久感狀

四八 三月^①二日 島津義弘書狀

四九 『天正十六年』 八月十九日 島津義弘書狀

五〇 『天正拾七年』 七月 二日 島津義久直書

五一 『天正十九年』 二月十六日 島津義弘書狀

五二 文祿 四年 二月廿二日 島津義弘直狀

五三 『文祿四年』 二月廿八日 島津電伯^義直狀

五四 『文祿四年』 五月 廿日 島津竜伯義久書狀

五五 『文祿四年』 七月十三日 島津義弘書狀

五六 五月廿七日 島津義久袖加判町田久倍書狀

五七 文祿 五年 正月十四日 島津忠恒家久証狀

五八 文祿 五年 六月廿四日 島津忠恒家久書下

五九 『慶長元年』 八月 十日 島津義弘書狀

六〇 『慶長二年』 七月 三日 島津竜伯義久書狀

六一 『慶長四年』 二月廿四日 島津忠恒家久書狀

六二 『慶長四年』 五月 八日 島津忠恒家久書狀

六三 『慶長四年』 七月十三日 島津惟新義弘書狀

六四 『慶長四年』 十一月廿五日 島津惟新義弘書狀

六五 『慶長七年』 十二月廿三日 島津忠恒家久書狀

伊集院伊賀守久實一流之系圖

伊集院氏庶流

伊集院權之助忠光一流系圖

伊集院氏庶流

伊集院茂兵衛久堅一流系圖

伊集院長門守久綱一流系圖

伊集院氏一流 第五

伊集院氏支流土橋系圖

土橋市左衛門久純一流系圖

土橋助右衛門久益一流系圖

土橋二郎太忠次一流系圖

伊集院支流飛松系圖

五月十三日 島津日新忠感書狀

飛松左衛門尉久重一流系圖

伊集院支流四本系圖第十

伊集院氏一流 第六

伊集院氏支流讚岐守久教系圖

伊集院氏支流入佐系圖

伊集院氏支流大田系圖

伊集院氏支流南郷系圖

南郷治部左衛門久德一流系圖

南郷若狹守忠俊一流系圖

伊集院氏一流 第七

伊集院氏支流松下系圖

松下助左衛門尉忠政一流系圖

松下助五郎久嘉一流系圖

松下助七郎久平一流系圖

松下助九郎久景一流系圖

松下助五郎久以一流系圖

松下助三郎久武一流系圖

松下助二郎久榮一流系圖

松下五郎左衛門久宣一流系圖

松下七左衛門久長一流系圖

伊集院氏一流 第八

伊集院氏支流丸田系圖

伊集院伊豫守忠安一流系圖

六九 慶長 五年 拾月 十日 島津惟新弘感狀

伊集院助左衛門尉秀久一流系圖

丸田助八左衛門久村一流系圖

伊集院氏一流 第九

伊集院氏支流繼久系圖

伊集院加賀守久實一流系圖

伊集院三河守忠諒一流系圖

伊集院氏支流掃部助忠之系圖

伊集院氏支流倍久系圖第十六

七〇 天文十九年 八月十六日 伊集院忠朗外二名連署契狀

七一 『永祿五年』 七月廿四日 伊集院忠朗書狀

七二 慶長 貳年 二月廿九日 伊集院抱節・比志島國貞連署証狀

七三 天正十四年 六月 二日 伊集院忠棟書狀

七四 六月 廿日 鍋島飛彈守信昌書狀

七五 八月廿四日 伊集院忠棟書狀

七六 『天正年間』 十二月十八日 豊臣秀吉朱印狀寫

伊集院氏支流忠俊系圖

伊集院系流
伊集院次郎右衛門辰久一流系圖

伊集院攝津介忠隆一流系圖

伊集院氏支流孝久系圖

伊集院治部少輔久近一流系圖

不知所自出
伊集院日向忠兼一流系圖

不知所自出
伊集院長右衛門一流系圖

伊集院氏庶流財部土伊集院俊盛家之系圖

伊集院氏支流隅州山田士
伊集院周防助系圖

伊集院氏入一家之事

新納氏一流 第一

新納氏正統系圖第一

七七 文保 二季 三月廿三日 關東外題安堵狀

七八 文保 二年 三月十五日 島津道義讓狀并關東外題安堵狀

七九 建武 二年十二月十一日 足利尊氏宛行狀

八〇 建武 三年 四月 一日 高師直施行狀

八一 八月廿四日 高師直書狀

八二 十二月廿一日 高師直書狀

八三 十二月廿三日 沙弥明眼書狀

八四 応永十九年 四月廿八日 新納久臣寄進狀

八五 応永 廿年 七月 日 新納久臣寄進狀

八六 寛正 七年 二月 晦日 犬迫物手組

八七 『應永十四年敷』 十一月廿四日 平田兼宗・村田經安連署狀

八八 『文明年間』 二月十三日 島津國久書狀

八九 『文明十七年己巳』 閏三月廿四日 島津武久忠書狀

九〇 長享 三年十二月廿七日 新納家伝重物目錄

新納氏一流 第二

新納氏正統系圖第二

九一	延德 二年	四月 四日	犬追物手組	一一二		十一月廿三日	中野歲信書狀
九二	延德 二年	四月 六日	犬追物手組	一一三		十二月十三日	本庄親榮書狀
九三	延德 二年	四月十八日	犬追物手組	一一四		十二月十三日	本庄親榮書狀
九四		十二月十三日	島津忠治書狀	一一五		九月 六日	他阿弥陀仏書狀
九五	『永正年間敷』	正月十一日	島津忠昌書狀	一一六	『天文二年敷』		詠鶴契還年和歌
九六	『永正三之間敷』	十月十九日	島津忠昌書狀	一一七	天文 二年	八月 八日	新納忠勝起請文
九七		十一月廿一日	島津忠昌書狀	一一八	天文 二年	八月十五日	百手射手交名
九八	『永正十四五ノ間敷』	十二月十三日	大内義興書狀	一一九		九月廿七日	他阿弥陀仏書狀
九九		十二月十三日	杉武道書狀	一二〇	天文 二年	十月廿八日	笠懸射手交名
一〇〇		六月 一日	島津道安 <small>川上</small> 書狀	一二一	天文 三年	正月十六日	大的日記
一〇一			東征齋書狀	一二二	天文 五年	三月十一日	新納忠勝進伺書
一〇二	永正 七年	十月 吉日	伴兼利証狀	一二三	『天文八年』	二月廿八日	新納忠勝書狀
一〇三	永正十二年	四月 一日	犬追物手組	一二四			某覺書
一〇四	『大永四之間敷』	十月廿一日	隈江匡久・中野歲信連署書狀	一二五		九月 二日	小笠原晴長書狀
一〇五	大永 七年十二月 二日		島津忠勝願文	一二六	『天文二年敷』	十月廿六日	小笠原光清書狀
一〇六	『享祿元年』	七月廿三日	大内義興書狀	一二七	『天文五六ノ間敷』	二月 十日	島津貴久書狀
一〇七	『享祿二年敷』	二月十六日	新納忠勝書狀	一二八			弘治三年七月御諏訪神社 居頭之次第
一〇八		二月 三日	某書狀	一二九	新納氏庶流	五月 一日	新納武久書狀
一〇九		四月廿七日	近衛尚通書狀	一三〇		六月廿六日	新納武久書狀
一一〇		四月廿七日	進藤長美書狀	一三一		九月 六日	新納武久書狀
一一一		十一月廿三日	新納忠勝書狀	一三二		九月 六日	新納武久書狀
一一二				一三三		八月十一日	伊集院忠倉書狀

一三四 天文十一年十二月十五日 新納安千代丸忠願文

新納氏一流 第三

新納氏支流系圖第三

新納氏支流系圖第三之二

新納氏支流系圖第三之三

一三五 永正十六年 九月 九日 中野成信答申書

一三六 二月 廿日 島津義弘書狀

一三七 十二月十三日 島津義弘書狀

一三八 三月 八日 島津義弘書狀

一三九 十一月十九日 島津義弘書下

新納刑部左衛門久明一流系圖

一四〇 天文十八年十一月 六日 新納忠職寄進狀

新納氏支流系圖第三之四

新納氏一流 第四

新納氏支流系圖第四

一四一 永祿 五年 正月廿一日 島津日新忠書狀

一四二 十二月 五日 島津電伯義書狀

一四三 正月廿四日 島津忠恒家久書狀

新納氏一流 第五

新納氏支流系圖第五

一四四 『永祿七年』 三月十三日 近衛植家書狀

一四五 『永祿七年』 三月十三日 近衛前久書狀

一四六 十二月十三日 近衛信輔信尹書狀

一四七 十二月十三日 進藤長治書狀

一四八 十一月廿六日 近衛信尹書狀

一四九 天正拾三年十一月 六日 島津義久感狀

一五〇 『天正十五年』 十月廿一日 豊臣秀吉朱印狀

一五一 『天正十五年』 十月廿一日 細川玄旨・石田三成連署狀

一五二 『天正十五年』 十一月 十日 島津義弘書狀

一五三 『天正十五年』 十一月廿六日 安國寺惠瓊書狀

一五四 『天正十六年敷』 正月十三日 島津電伯義久書狀

一五五 『天正十六年』 四月廿三日 細川藤孝・石田三成連署狀

一五六 『天正十六年敷』 五月 十日 島津電伯義久書狀

一五七 『天正十六年』 五月十一日 細川玄旨藤孝書狀

一五八 『天正十六年』 五月十五日 生駒近親親外八名連署狀

一五九 『天正十六年』 八月 七日 島津義弘書狀

一六〇 『天正十六年敷』 九月 八日 島津電伯義久書狀

一六一 『天正十六年』 九月十三日 島津義弘書狀

一六二 『天正十六年』 十一月十二日 島津義弘書狀

一六三 『天正十七年』 正月 卅日 島津義弘書狀

新納氏一流 第六

新納氏支流系圖第六

一六四 天正拾七年 六月廿六日 島津電伯義久書下

一六五 『天正十九年』 正月 六日 島津義弘書狀

一六六 『天正十九年敷』 二月十六日 島津義弘書狀

一六七 『天正十九年敷』 六月 十日 島津義弘書狀

- 一六八 『天正十九年』 八月廿六日 島津電伯義久書狀
- 一六九 『文祿元年歟』 二月廿八日 島津電伯義久誓詞
- 一七〇 『文祿元年』 二月廿八日 細川忠興書狀
- 一七一 『文祿元年』 四月 六日 島津義弘書狀
- 一七二 『文祿元年』 四月 六日 島津久保書狀
- 一七三 天正 廿年 四月廿八日 島津電伯義久感狀
- 一七四 『文祿元年』 五月廿四日 島津忠恒家書狀
- 一七五 『文祿元年』 八月十六日 島津久保書狀
- 一七六 『文祿元年』 八月 廿日 島津義弘書狀
- 一七七 『文祿元年』 九月 一日 島津久保書狀
- 一七八 『文祿元年』 十月十三日 石田三成書狀
- 一七九 『文祿二年歟』 二月 八日 豊臣秀吉朱印狀
- 一八〇 『文祿二年』 八月 三日 島津久保書狀
- 一八一 『文祿三年歟』 六月 八日 島津義弘書狀
- 一八二 『文祿三年』 十一月廿八日 島津義弘書狀

新納氏一流 第七

新納氏支流系圖第七

- 一八三 『文祿四年』 三月 七日 島津義弘書狀
- 一八四 『文祿四年歟』 七月十一日 島津忠恒家書狀
- 一八五 『文祿四年』 七月廿五日 島津義弘書狀
- 一八六 『文祿四年』 九月 十日 島津忠恒書狀
- 一八七 『文祿四年』 十月廿六日 島津忠恒家書狀
- 一八八 『文祿四年歟』 十一月廿四日 島津忠恒家書狀

- 一八九 『文祿五年歟』 二月 九日 島津忠恒家書狀
即慶長元年也
- 一九〇 文祿 五年 三月十一日 近衛龍山前久詠草
- 一九一 文祿 五年 五月 二日 島津忠恒家久証狀
- 一九二 『慶長元年』 十一月廿四日 島津忠恒家書狀
- 一九三 『慶長四年』 七月 三日 島津忠恒家書狀
- 一九四 『慶長四年』 七月廿八日 島津電伯義久書狀
- 一九五 『慶長四年』 八月 五日 島津惟新義弘書狀
- 一九六 『慶長四年』 十二月 四日 島津惟新義弘書狀
- 一九七 慶長 五年 三月廿四日 島津忠恒家書狀
- 一九八 『慶長五年』 十月 九日 島津惟新義弘書狀
- 一九九 新納忠元詠草
- 二〇〇 島津忠恒家久詠草
- 二〇一 『慶長十三年』 八月 十日 島津家久書狀
- 二〇二 慶長十四年十二月 七日 島津電伯義久感狀

樺山氏一流 第一

樺山氏系圖第一

- 二〇三 建武 三年 二月 九日 島津貞久下文
- 二〇四 觀応 元年 九月十二日 高師泰書下
- 二〇五 觀応 二年 二月十三日 足利尊氏下文
- 二〇六 觀応 三年 四月廿五日 一色範氏宛行狀
- 二〇七 文和 三年 二月十六日 一色範氏拳狀

二〇八 正平十三年 六月十八日 征西將軍宮令旨
 二〇九 康安 元年 十月十六日 斯波氏経軍勢催促状
 二一〇 (康安元年) 七月 廿日 斯波氏経書状
 二一一 貞治 四年壬九月廿六日 北郷北方相分注文
 二一二 応安 六年 二月 七日 今川了俊感状
 二一三 応安六(年) 三月十一日 今川了俊書状
 二一四 応安 六年 五月十四日 今川了俊軍勢催促状
 二一五 応安 六年十一月 五日 今川了俊預ケ状
 二一六 応安 八年 六月 七日 島津氏久書状
 二一七 永和 元年 七月十八日 今川了俊書状
 二一八 永和 元年 八月十一日 今川了俊書下
 二一九 永和 元年 正月廿五日 今川了俊書状
 二二〇 永和 二年 六月 九日 今川了俊書下
 二二一 貞治 參年 七月廿五日 北郷道明讓状
 二二二 応安 五年十二月廿五日 今川了俊軍勢催促状
 二二三 応安 六年 十月 一日 今川了俊書状
 二二四 応安 七年 七月 廿日 今川了俊書状
 二二五 永和 二年 六月 九日 今川了俊書下
 二二六 天授 三年 六月廿九日 征西將軍宮令旨
 二二七 明德 五年 四月 七日 島津元久宛行状
 二二八 明德 五年 八月十五日 島津元久宛行状
 二二九 応永 四年 五月十三日 渋川滿頼感状
 二三〇 応永 七年 二月廿四日 島津元久書下

二三一 応永 七年 三月 二日 島津元久書下
 二三二 応永 七年 八月 三日 島津元久書下
 二三三 応永十五年 八月十九日 平田玄親親宗売券
 二三四 応永十七年 二月十五日 島津元久宛行状
 二三五 応永十八年 八月 日 島津玄喜親宗契状
 二三六 応永十八年 八月 日 平田玄親親宗契状
 二三七 応永十八年 九月 六日 島津玄喜久契状
 二三八 十月 六日 島津久豊書状
 二三九 応永十八年 十月 九日 樺山道春音讓状
 二四〇 (応永十八、九年比外) 十月十一日 島津久豊書状
 二四一 応永十八年閏十月廿五日 島津久豊安堵状
 二四二 応永十八年十一月 二日 北郷知久契状
 二四三 十一月廿二日 島津久豊起請文
 二四四 応永十九年 三月 廿日 島津久豊宛行状
 二四五 応永十九年 三月 廿日 島津久豊宛行状
 二四六 七月廿六日 島津久豊書状
 二四七 応永十九年十一月廿四日 島津久豊契状
 二四八 応永十九年十一月廿五日 島津久豊書下
 二四九 応永 廿年 四月廿九日 島津久豊安堵状
 二五〇 応永 廿年 九月廿五日 島津久豊宛行状
 二五一 応永廿一年 四月 二日 島津久豊沾却状
 二五二 応永廿三年 七月廿四日 北郷知久契状
 二五三 北郷知久副状

二五三 応永十八年 十月 九日 樺山道春音久讓状
 樺山氏一流 第二

樺山氏系圖第二

- 二五四 九月廿九日 島津久豊書状
- 二五五 至徳 二年 十月十一日 島津孝久元寄進状
- 二五六 嘉慶 三年 六月十九日 島津孝久書下
- 二五七 応永廿二年十二月十三日 島津久豊加冠状
- 二五八 八月十七日 島津忠国書状
- 二五九 永享 四年 八月廿七日 島津好久用契状
- 二六〇 永享 四年十二月十三日 島津忠国安堵状
- 二六一 永享 五年 七月 八日 島津忠国宛行状
- 二六二 永享(享) 七年 六月 六日 島津孝久起請文
- 二六三 永享 七年 六月十二日 島津忠国契状
- 二六四 八月十七日 島津忠国書状
- 二六五 永享(享) 七年 十月十四日 島津忠国起請文
- 二六六 永享(享) 七年 十月十四日 本田重経等連署起請文
- 二六七 永享(享) 八年 八月 三日 島津忠国安堵状
- 二六八 永享(享) 八年 八月 三日 島津忠国安堵状
- 二六九 八月廿五日 大覚寺尊有昭内書
- 二七〇 『永享十二年敷』 六月 廿日 足利義教御教書
- 二七一 『永享十二年敷』 六月 廿日 足利義教御教書
- 二七二 足利義教御教書
- 二七三 『嘉吉元年』 四月十三日 足利義教御内書

- 二七四 『嘉吉元年』 五月 十日 北郷知久契状
 - 二七五 永享十三年 七月十三日 樺山孝久書状
 - 二七六 嘉吉 元年 九月十二日 島津持久用契状
 - 二七七 嘉吉 元年十二月十二日 足利將軍家御教書
 - 二七八 文安 元年 十月十四日 伊東祐堯契状
 - 二七九 文安 二年 四月 三日 伊東六郎四郎契状
 - 二八〇 文安 三年 九月十六日 伴兼忠等連署契状
 - 二八一 文安 三年 九月廿九日 島津忠国契状
 - 二八二 永享 四年 七月十三日 樺山孝久讓状
 - 二八三 永享 四年 七月十三日 樺山孝久書状
 - 二八四 永享 四年 七月十三日 樺山孝久書状
 - 二八五 永享 四年 七月十三日 樺山孝久書状
 - 二八六 八月 五日 樺山教久孝書状
 - 二八七 永享(享) 八年十二月十三日 島津忠国加冠状
 - 二八八 八月 五日 樺山滿久起請文
 - 二八九 嘉吉 四年 三月 八日 島津持久用安堵状
 - 二九〇 『宝徳元年敷』 六月廿三日 島津好久用書状
 - 二九一 長祿 四年 十月廿六日 北郷義久契状
 - 二九二 長祿 五年 三月十二日 島津立久契状
 - 二九三 明応 四年 六月廿一日 島津忠昌宛行状
- 樺山氏一流 第三
- 樺山氏系圖第三
- 二九四 永正十七年 七月 一日 樺山宗栄長・広久連署契状

- 二九五 七月 二日 島津忠朝書狀
- 二九六 永正十七年 七月廿二日 島津忠朝書狀
- 二九七 十二月 二日 島津忠昌書狀
- 二九八 七月 七日 肝付久兼兼演書狀同裏書
- 二九九 大永 七年 二月 六日 樺山信久契狀
- 三〇〇 大永 七年 二月十九日 樺山信久契狀
- 三〇一 大永 七年 二月廿一日 島津忠良契狀
- 三〇二 二月廿一日 町田忠如書狀
- 三〇三 大永 七年 二月廿六日 肝付兼演契狀
- 三〇四 享祿 二年十二月廿六日 伴久兼契狀
- 三〇五 天文 五年十二月吉(巳) 北郷忠相起請文
- 三〇六 天文 六年 八月廿五日 島津忠朝契狀
- 三〇七 八月廿八日 財部元式書狀
- 三〇八 天文 廿年 九月十四日 詠月前白菊題和歌
- 三〇九 『弘治三年』 五月十八日 島津義久書狀
- 三一〇 弘治 四年 六月十四日 樺山幸久善契狀
- 三一一 永祿 十年 七月十三日 島津義久起請文
- 三一二 天正 三年 三月廿二日 島津義久書下
- 三一三 七月 三日 島津竜伯義久書狀
- 三一四 十二月 廿日 島津竜伯義久書狀
- 三一五 天文廿二年 二月十八日 樺山忠副契狀
- 三一六 島津義久詠草
- 三一七 島津竜伯義久追悼和歌

樺山氏一流 第四

樺山氏系圖第四

- 三一八 『慶長五年』 十一月十五日 島津惟新義久書狀
- 三一九 『慶長九年歟』 十一月 五日 島津惟新義久書狀
- 三二〇 『慶長九年』 十二月十八日 島津忠恒家久書狀
- 三二一 『慶長九年』 十二月十九日 島津竜伯義久書狀
- 三二二 『慶長九年』 十二月十九日 島津竜伯義久書狀
- 三二三 『慶長十年』 正月 十日 島津竜伯義久書狀
- 三二四 『慶長十年歟』 正月 十日 島津惟新義久書狀
- 三二五 『慶長十四年』 二月廿六日 島津竜伯外二名連署琉球渡海軍衆控書
- 三二六 『慶長十四年』 三月 四日 島津家久書狀
- 三二七 『慶長十四年』 三月 日 島津家久判物
- 三二八 『慶長十四年』 三月 廿日 島津家久書狀
- 三二九 『慶長十四年』 五月 二日 島津惟新義久書狀
- 三三〇 『慶長十四年』 五月 三日 島津竜伯義久書狀
- 三三一 『慶長十六年歟』 十一月廿四日 島津家久書狀
- 三三二 『寬永四年』 四月十三日 樺山久高書狀
- 三三三 『寬永四年歟』 八月廿七日 樺山久高書狀
- 三三四 『寬永五年』 十二月 朔日 樺山久高申狀
- 三三五 『寬永六年』 八月廿四日 樺山久高申狀
- 三三六 『寬永六年』 九月廿一日 樺山久高申狀

樺山氏一流 第五

樺山氏庶流
樺山氏權左衛門久盈一流系圖

樺山氏庶流
樺山三郎右衛門與久一流系圖

樺山氏庶流
樺山伊賀守資春一流系圖

樺山氏庶流
樺山出雲守久任一流系圖

資春一流
樺山伊賀守一流系圖

樺山氏四男
外城掃部助久恭一流系圖

樺山氏二男
樺山因幡守音平一流系圖

樺山氏庶流
樺山中務少輔久任一流系圖

樺山氏庶流
樺山豐萬丸一流系圖

諸
鄉
地
頭
系
圖

〔諸郷地頭系図〕

凡 例

- 一 底本「諸郷地頭系図」を補充した典拠史料は、次のとおりである。
 - 「日置郡地誌備考」（尚古集成館所蔵）
 - 「出水郡地誌備考」（東京大学史料編纂所所蔵）
- 一 底本の配列に従い郷名に番号を付した。但し、補充した郷については、いろは順に配列した。
- 一 人名の頭部にある点「・」は、原本では朱の合点である。
- 一 朱書部分は『』で囲んだ。朱書部分が広範囲にわたり、その中に墨書がある場合には、黒丸「・」を文字の横に付して、墨書である旨を示した。
- 一 貼紙部分は「」で囲んだ上に（貼紙）の注記を付した。
- 一 本文中には抹消した記事があるが、可能な限り復元した。
- 一 記事の配列は特に入れ替えず、「前」「後」、「イ」「ロ」「ハ」等の原注はそのまま掲載した。

一 指宿

「島津攝津介篤久

永正十三年丙子三月、御前社棟札ニ地頭トアリ、

伊地知平朝臣重茲

同十五寅三月、御前社棟札ニ地頭トアリ、
享祿元年・三年・四年・天文〇〇年
棟札ニ地頭トアリ、

兼洪ノ執事天文三十四此
田代民部少輔 穎娃氏(家臣カ)御代、

介

津曲入道俊宗 田代氏ヲ落シテ押領ス、

天文七・天文十四・天文廿一棟札各ミヘタリ
津曲若狹守伴兼任 俊宗ノ子、天

大永五乙酉年ヨリ地頭也、
天文四年未九月廿七日、田代民部介ヲ攻落シ、地頭トシテ
穎娃氏ノ領トナル、

穎娃左近將監 天文比カ、

平田豊前守宗祇 民部宗貞の子、天正拾八九年比、

民部左衛門トモ云、

穎娃左馬允兼洪 天文二年十二月十九日、貴久公ヨリ地頭
ヲ賜フ、

鎌田出雲守政近 初圖書助、天正拾九年ノ御家老ト成、寛
永九年比トアリ可札、

津曲若狹守伴兼音 永祿七年・九年・十一年・元龜元・天
入道舜宗 正三年棟札各ミヘタリ、俊宗入道トア
ルモ舜宗也、

鎌田藏人頭政富 政近の子、慶長三死去、

〔ノ部分ハ底本ニハ抹消シアリ〕

鎌田治部少輔政統

初出雲守、御家老職勤、政富ノ子、寛
永十五年ノ同廿年迄地頭、按鎌田譜に
寛永十八年ヨリ蒲生地頭トアリ、
日ノ明曆三年迄、

阿多内膳正忠榮

盛淳子、横目頭勤、寛永廿年十二月十九
日ノ明曆三年迄、

高崎惣右衛門

明曆四年七月廿四日より、或三年九月十六日ノ
寛永八年迄トモアリ、
或八月廿三日

伊集院右衛門久朝

寛文八年九月十日より、
或二年九月迄、
ヨリトモ、天

島津大學忠守

天和三年亥二月廿四日より、或二年九月
年十一月迄、
ヨリトモ、貞享二

伊集院遠江久照

貞享二年十一月ヨリ元祿十一年夏迄、

鎌田隼人

元祿十二年卯五月九日ノ寶永二年酉十月三日迄、

島津大藏久明

宝永三戌正月廿七日ノ、
或二年酉十月
三日ノトモ、

比志島隼人

享保三年戌三月朔日ノ、

島津内膳久兵

正徳五任國老、實帶刀久元二男也、
享保七年寅二月十三日より同十一年午六月
廿六日迄後明所、

平岡内匠之品

享保十一年午七月十三日より同廿年午八月
九日迄後明所、
(卯)

磯付外城

元文二年巳五月朔日ノ、延享四卯十二月十四日
ノ明所、

島津矢柄久純

初弥一郎 同年任國老
寛延元年辰八月廿七日ノ同四年未閏六月七
日迄依願御免後明所、

小松帶刀清香

明和八年卯四月十三日ノ天明元丑閏五月十
八日迄後明所、

川上久馬

久致カ 天明二年寅正月十五日ノ享和元酉十月朔
日迄後明所、

山田伯耆有議 享和元酉十二月廿七日、同二年戌十二月廿七日迄、後明所、

・穎娃信濃久喬 享和三年亥十二月廿三日、文化十年酉十二月廿六日迄、後明所、

・川上右近 『美濃』後久馬、文化十一年戌七月十七日、天保久芳カ、三年辰五月十六日迄、後明所、

・諏訪治部武敬 後勘解由、天保四年己六月廿二日、同六年未九月廿七日迄、後明所、

・島津將曹久徳 始稱碓山氏、弘化三年午八月廿五日、

喜入多門久通 嘉永五年子正月十一日ヨリ、

新納駿河久仰 嘉永七年寅 月、

二 阿多郡

伊作 惣高六千八百八十九石餘 狩夫九百九十六人

『地頭職高 五拾石』

三原重香 永正ノ比地頭カ、棟札ニ當職トアリ、外、棟札地頭ノコトヲ當職ト記ス、左アレハ地頭ナラン、可考、

上木筑後守貞俊 天文五年比、

新納尾張守忠光 大中公御代棟札ニアリ、年間不詳、

高崎播磨守能名 天文十二年比、

本田下野守親尙 仕日新公、

高崎播磨守能宗入道有閑

勝久公御家老、後貴久公へ被召付伊作地頭也、天正初比迄、天正五年棟札ニアリ、同十四年棟札能宗トアリ、永祿六年河上寺

觀音棟札ニ當職高崎播磨守能宗・同兵部少輔能賢トアリ、

高崎兵部少輔能賢 能宗の子、能堅トモ、

高崎大炊能廣 能賢の子、天正八年比、

比志島紀伊守國貞 天正十九年河上寺觀音堂棟札ニ當職トアレハ、地頭ナラン、

三原次郎左衛門重行 備中重實の子也、

高崎伊豆守能乘 能廣の子、御用人勲、

町田勝兵衛尉久幸 慶長六年より伊集院地頭、中年、高山地頭とあれハ其間歳ならん、

市來掃部助宗繁 後備前守、元和六年より寛永六年迄、

樺山美濃守久高入道玄屑 寛永六年、同十一年正月四日、死此地、

樺山助七郎 同人ナルベシ、久高ノ孫助太郎久辰ノコトカ、然アレハ寛永中ナルヘシ、久辰モ十七歳早世トミユ可考、寛永十二年乙亥三月十七日船木大明神棟札ニ樺山助七郎久次トアリ、久高ニ非サルコト明ケシ可考、

町田出羽守忠共 後忠尙、寛永十六年、延寶二死、實(島津家)

島津中務 久輝カ 琴月公六男也、久幸爲養子、

川上因幡守久國

川上將監久時 慶安・承應ノ間、

仁禮覺左衛門 初太郎兵衛

景治、吟味役也、寛文五年二月二日、定

伊作地頭之時ハ藏人と云シトミユ、

- ・ 顯娃左京久甫 貞享元年九月より或寛文八年十二月トモ、又寶永六年比トモ。
- ・ 鎌田出雲 寶永元八月比、
- ・ 島津頼母久記 寶永七寅三月十八日、
- ・ 伊集院藏人久矩 正徳四年午五月三日、御家老也、
- ・ 菱刈藤馬 享保三年戌三月朔日、
- ・ 種子島織部 享保十一年午七月廿三日、元文四年未五月十五日迄、後明所、
- ・ 平田新左衛門 寛保四年正月十一日、延享五年辰正月廿一日迄、後明所、
- ・ 山田新助 糺ヘシ、
- ・ 比志島隼人 延享五年辰三月十五日、寶曆三酉六月廿九日迄、後明所、
- ・ 伊集院十藏 久邦カ 寶曆三年酉七月廿八日、同五亥十月朔日、明所、
- ・ 鎌田隼人 寶曆六年、子、正月十一日、
- ・ 河野八郎左衛門 寶曆十一年巳正月十一日、明和二年酉十月十五日迄、後明所、
- ・ 島津矢柄久壽 久純ノ子ナルヘシ、
明和七年寅正月十一日、安永六年酉十二月十二日迄、後明所、
- ・ 宮之原主膳通直 御家老也、安永七年、戌、九月十一日、
天明、寅正月十五日、明所、
- ・ 關山軍兵衛 後紀殿、天明二年寅二月廿八日、同八年申正月十一日迄、後明所、
- ・ 大重五郎左衛門 寛政三年、亥、正月十一日より同十一年未十一月廿八日迄、後明所、

- ・ 西 覺兵衛 寛政十一年未十二月十五日、文化四年卯九月十五日迄、後明所、
- ・ 長崎甚七義護 文化十三子正月十一日、文政九戌六月廿七日迄、後明所、
- ・ 高橋甚五兵衛 文政九戌十一月三日、同十一年十一月廿六日迄、
- ・ 圖師崎源兵衛尙超 文政十二年丑正月十一日、天保八酉十二月廿七日迄、
- ・ 碓山八郎右エ門久珍 天保九年戌正月十一日、
後將曹久徳
- ・ 二階堂志津馬行健 弘化三年午正月十一日、嘉永二年酉二月廿六日迄、
- ・ 山口直記 嘉永五年子正月十一日、

三 諸縣郡 惣高九千七十六石餘 狩夫二百七人
飯野 『地頭職高五拾石』

- ・ 川上左京亮忠智 永祿七年十一月より元龜ノ比迄、
五年棟札アリ、九年モ棟札アリ、貞享トアリ
- ・ 伊勢雅樂助貞眞入道任世 有川治部貞則二男、惟新公御家老、天正の初比、天正三年比、
同十一年比棟札アリ、有川貞眞トアリ、
- ・ 新納武藏守忠元 文祿の末比、
- ・ 伊集院肥前守久春入道玄巢 慶長の比、
- ・ 伊勢平左エ門貞成 任世嫡子、
- ・ 伊集院遠江守久族 久春子、寛永九年比、
寶玄巢ノ長子也、

島津越前守忠榮 初忠俊 大膳亮 寛永十年ノ地頭也、寛永十九死ス、

吉利下總守忠張 寛永十六年卯十二月三日被仰付候、

吉利仲次郎久良 或作仲四郎、承應ノ比カ、

川上上野介久運 寛文初歟、延寶元年棟札ニアリ、可紀、

桂太郎兵衛久澄 初式部 寛文十一年三月三日^{〔定〕}十年十一月ヨリ、延寶六年棟札アリ、可紀、トモアリ

島津内膳久兵 寶永三年戌正月廿七日、二年酉十月三日ヨリトモ、

・穎娃長左エ門 寶永七寅二月^{正徳二}、

・島津左中久春カ 享保二年酉十月朔日、後大藏、國老ナリ、

・相良源太夫 享保七寅十月廿八日、同十二未正月廿一日迄、

・河田與右エ門^後『後伊織』 延享四年卯八月四日、寛延二年十一月廿三日迄、

・島津郷太夫入道カ^前 後頼母、享保十四年酉正月十一日、延享四年卯三月七日迄、

・喜入主馬 寶曆六年子正月十一日、同十四申三月十八日迄、

・島津内膳久中 明和六年丑正月十八日、寛政三亥二月十九日迄、若年寄、文化五死去、

・北郷權五郎久富 寛政三年亥十一月六日、文化十酉正月廿一日迄、

・新納縫殿 文化十三子七月廿四日、天保二卯十二月晦日迄、

永江伊右衛門 天保四巳八月廿六日、同十五辰七月十九日迄、

『大野多宮久甫 弘化二巳正月十一日、』

四 伊佐郡

羽月 惣高五千四百九十五石餘 狩夫二百三十人 本丸 藤之尾

天正中迄ハ大口ニ屬居候ト見ゆる也、 二丸 水天之城

一之丸 柳之城

猿渡越中守信光 初掃部介、天正八年比、

一 猿渡掃部兵衛信豊 番船ニテ戰死、羽月城本丸藤之尾居城トアリ、

下の猿渡大炊助信隆 見系圖、

二 新納武藏守忠元 大口・羽月・曾木地頭ト申傳云云と元祿中書出ニ見ゆれハ、大口ニ屬居候と見えたり、

四 高崎伊豆守『能延』 寛永ノ初比、

三 伊勢兵部 羽月分立比地頭ト元祿中嘜書出ニアリ、

圖師喜兵衛 竜伯公・惟新公ニ仕ヘ羽月地頭トアリ、

五 伊地知杢右衛門重政 寛永十年六月廿二日山野ノ移、同十三年三月廿六日迄、

平田狩野助宗弘 寛永十三年ノ同十六年正月迄、同月ノ野尻ニ轉ス、御使役也、

有馬次右衛門純生 實伊勢内記貞朝二男、御納戸奉行、

肥後長左エ門盛行 十人衆役・奏者番・吟味役等勤、

・本田彌五右エ門親平

甲斐親良養子、實毛利肥前嫡子、吟味役・京都藏奉行勤也、萬治の比地頭歟、後右衛門ト云、寛文二ノ財部

地頭ニ轉ス、

- 東郷藤兵衛重利 寛文二年七月四日『定』
- 比志島内記 寛文七年二月三日『定』『或六年冬向八年春迄』
- 樺山長門守忠重 寛文八年九月十日『定』
- 伊東仁右エ門 元祿中噉書出ニハ見ヘス、
- 伊尾源左エ門重榮 初舍人、御船奉行・吟味役、總田地奉行、延宝七年正月廿七日
- 伊勢兵部 延宝八年申八月十二日、
- 種子島次郎右エ門時春 初七右衛門主水、貞享四年元禄九年月トモ迄
- 大野隼人久矩 元祿十二年卯五月九日迄
- 吉田右エ門次郎 宝永二年酉十月三日迄
- 山口李左エ門 正徳三年巳十二月廿九日迄享保十一年六月七日迄
- 寺山源右エ門 實北郷左衛門三男ニテ寺山氏嗣子トナル、御納戸・町奉行勤、享保十三年申正月十一日迄同十九年寅正月十一日迄
- 大田五郎右エ門 元文五年申正月十一日迄寛保三亥十二月廿八日迄
- 桂太郎兵衛久中 延享五年辰三月十三日迄宝曆八年寅正月十一日迄
- 大野權太夫久富 實曆十二年二月六日迄安永六年酉正月十一日迄
- 島津矢柄後多官 安永九年子正月十一日迄寛政八辰正月十一日迄久篤力久宅力、
- 平田孫太郎 寛政八辰三月廿八日迄、

- 北條織部 『文化十四丑二月十五日』文政三辰三月廿日迄、
- 島津藏人久武 『文政五年六月八日』天保十五辰十月廿七日迄、
- 山口次右エ門 『後右源太』、弘化二巳正月十一日迄、

五 川邊郡

坊泊 物高三百十九石餘 狩夫四百三人 『地頭職高五拾石』

島津左兵衛尉尙久 天文之比、

土持若狹守 天文中、

河上備前守忠本 天文十九肥後・川村・鮫島一列ニ連名當奉行トアリ、是ハ地頭ノ外カ、

島津又五郎忠長 永祿之比、

肥後藏人 仕日新公、賜泊地頭事見于大概記、天文十九年、泊九玉棟札ニ當奉行云々 肥後藏人 盛吉トアリ、

鮫島備後守宗秋 泊之地頭、仕日新公、於日州戰死、天文十九肥後・川村連名ニアリ、

本田甲斐守親良

川村七郎左エ門 日新御領ノ時泊之地頭ト大概記ニアリ、天文十九年泊九玉棟札ニ當奉行云々 河村七郎左衛門未重トアリ、

本田與五郎親知 實岩切三河入道二男、後甲斐守親良、天正十三五月廿七日九玉社棟札ニアリ、泊ノ地頭トアリ、

土持若狹守 伊豆守政綱ノ子、天文中爲泊地頭職、見系圖、

寺山出羽守久豊

寛永五年六月廿六日九玉社棟札ニテリ、棟札ニ見ヘタリ、

是枝忠存坊快永

快順子、泊津地頭寛永七霜月棟札ニ重存坊トアリ、

寺山又右エ門

實佐多伯耆守三男、寛永十五年同十七年迄、

伊東肥前

御屋形奉行・御勘定奉行・口事奉行・御船奉行、寛永十七年明曆三年迄、

東郷肥前守重位

正保二年九玉社鳥居再興ニアリ、

東郷肥前重方

明曆三ノ二月同九年迄、

東郷藤兵衛重利

後肥前、御兵具奉行・吟味役、

大野源右エ門

萬治元棟札ニアリ、

新納大藏久盛入道一醉

初小右エ門、吟味役、寛文二年九月三日迄、

五代勝左エ門友善

寛文五年二月二日迄、

鎌田後藤兵衛政辰

初四郎右エ門、寛文七年二月三日迄、

相良民部左エ門頼常

御勘定奉行、寛文八年申二月一日、

相良權兵衛頼英

頼常子ニテ、引續坊泊地頭被下候へ共、し上候由也、

有馬勘左エ門

寛文十・四月五日、

伊地知左右エ門重倫

延寶二年寅二月十五日迄、

蒲生十郎兵衛

寶永三戌正月廿七日迄、二年酉十月三日ヨリ共、

調所藤内左エ門

享保七寅十一月朔日同九年十二月十六日迄、後明所、

向井四郎右衛門

後十郎大夫、享保十一年午正月十一日ヨリ同十九寅正月十一日迄、後明所、

祢孫孫左衛門

享保廿卯十一月廿四日迄、元文四年未三月朔日迄、後明所、

戸田傳五郎

延享元子十一月十一日迄、寶曆六子七月廿八日迄、後明所、

山澤小左衛門

寶曆九卯十月五日迄、同十三未五月九日迄、後明所、

伊集院覺左エ門

寶曆十三年未七月廿八日迄、安永三年午十一月十一日迄、後明所、

大島休左エ門

安永九年子正月十一日迄、天明二年寅二月廿八日迄、後明所、

郡山權藏

天明四年辰壬正月十九日迄、同八年申八月十九日迄、後明所、

石原龍助

天明九年酉正月廿一日迄、寛政元酉八月十三日迄、後明所、

川田伊織佐賢

寛政二年戌三月十五日迄、同八年辰正月十一日迄、後明所、

岡本千右エ門

寛政八年辰三月廿八日迄、文化元子十月十四日迄、後明所、

末川主膳

文化二年丑七月十九日迄、十三日迄、

小林仲太兵衛

文政三年辰正月十一日迄、天保七申十二月三日迄、後明所、

新納四郎

天保八年酉三月二日迄、弘化四未九月三日迄、後明所、

顯娃織部

弘化五年申正月十一日迄、

喜入主水

初主鈴、安政二年卯正月十一日於江戸、

六 菱刈郡

惣高五千三百六十三石餘 狩夫二百四十三人
本城 『地頭職高五拾石』

比志島宮内少輔國真入道咲翁 美濃守國守子、永祿十二
年比、

大島出羽守忠泰 重富村天神社棟札ニ代官トアリ、文祿五
申八月廿五日ト記ス、地頭ノコトモ兼ル
カ、
咲考、

新納刑部大輔忠清 元和〆寛永初比、

吉田貞左エ門清貞 大藏清盛養子、寛永九年比、

吉田休兵衛清房 清貞ノ子、正保ノ比カ、

川上右京久昌 伊豫久晴子、寛永十七正月八日〆〇寛文四
年七月平城諏訪棟札ニアリ、

新納仁左エ門忠彰 初仲次郎、御兵具奉行勤、寛文五・二
月二日〆〇定、

平山次郎右エ門忠知 寛文六・十一月十七日 七年二月〇元祿
三〇トモ、

諏訪次郎左エ門兼秩 十一年迄棟札ニアリ、御使役也、
後市右エ門、吉貴公御守役・御勘定
奉行・兵具奉行・吟味役・御用人等
勤、元祿十二卯五月九日より、

島津六郎次郎 享保二年酉十月朔日〆、

町田郷九郎久連 享保九辰閏四月朔日〆同十八年丑七月十
一日迄、

關山軍兵衛 元文三卯七月廿六日〆寛延二巳十一月廿三日
迄、

町田孫七 寛延三年七月廿三日〆寶曆五年亥九月九日迄、

島津十太右エ門 寶曆十二年午正月十一日より明和二年酉
十月十五日迄、

海江田半藏 明和四年亥壬九月朔日〆同六年丑八月廿四日
迄、

川上主鈴 明和七年寅正月十五日〆寛政九丑七月廿五日
迄、

平田肇 寛政十年正月十一日〆享和三亥八月十三日迄、

樺山權十郎 享和三亥十二月廿三日〆文化十一戌六月廿
日迄、

川上九戸 文化十三子正月十一日より同十四丑八月十五日
迄、

橋口與三次 文政二卯六月九日〆同三辰二月朔日迄、

川上主鈴 文政四巳正月十一日〆天保元寅三月十一日迄、

伊勢兵部 天保二卯正月十一日〆同七申八月廿六日迄、

伊集院源助久照 天保八酉正月十一日〆同十亥七月廿九
日迄、

小林新藏 天保十亥八月十二日〆同十二丑正月廿三日迄、

鎌田李之丞 典膳 政典、天保十二丑四月十三日〆、

七 薩厂郡

東郷 惣高六千三百三十三石余 狩夫四
百七十一人
『地頭職高五拾石』

數根三十郎頼國 寛永ノ初カ、十年ニハ二十歳ニテ死去、

島津彈正大弼久慶 寛永十一補國老、同十八辭職、
領主

領主
島津大膳久豫 本姓喜入氏、久慶ノ養子トナル、承應ノ比、

・島津三郎右工門忠朝 後忠康、寶曆月公十一男也、

・嶋津丹波久竹 初忠興、後左工門、
『初又十郎』、

・新納武左工門 『延寶八申年』、

・汾陽八右工門盛春 吟味役、貞享五年辰九月五日、

・島津新八郎 元祿十二年卯五月九日、

・島津求馬久 久昶カ享保三戌三月朔日、

・篠崎八右工門 享保三戌八月朔日、同十一年午九月廿一日迄、

・小笠原彦八郎 享保十二年未正月廿一日、

・堀 萬右工門 元文三年午二月朔日、寛保三年亥二月六日迄、

・大場庄太左工門 延享五年辰正月十一日、寛延元辰十月廿五日迄、

・樺山左京久智 初久倫、寛延四年未八月二日、
此年二月任關老、
月十五日迄、
和九辰十一月廿二日迄、

・町田主計 久連カ、久備トモ云寶曆十二年午閏四月朔日、
後監物、
和九辰十一月廿二日迄、

・佐久間九右工門 安永二年巳七月六日、
安永五年申十一月廿五日迄、

・小林仲太兵衛 安永十丑正月十一日、
寛政四年子二月廿五日迄、

・平田新左工門 後掃部、
『寛政四子九月廿八日』、

・田畑武右工門 『文化十四丑二月十五日』、
文政十亥八月廿九日迄、

・末川將監久平 後圭水、
久馬、
『文政十亥九月十一日』、
初久命、

・本田六左工門貞前 『天保十亥九月四日』、

八 薩摩郡

中郷

惣高千四百(千九)石餘 狩夫百九十二人
『地頭職高五拾石』

鳥丸紀伊 天正二年比、

弟子丸越後守宗益入道紹閑 寛永九年比死去、

平田監物宗乘

・平田次郎兵衛宗正

初兵十郎 式部、
志布志地頭也、
後新左衛門、
御家老、
御勘定奉行・御船奉行・口事奉行・町奉行・吟味役等勤、
寛文元年ヨリ御曳付ニミユ、

村田藤兵衛經固

後六郎右衛門政方、
寛文三年十一月廿日『定』、

・鎌田後藤兵衛政辰

後六郎右衛門政方、
寛文三年十一月廿日『定』、

・岩切彦兵衛 寛文七年二月三日『定』、

仁禮與三左工門

・郷田諸右工門

天和二年冬、
貞享二年春迄、

・森川傳八

貞享三年九月廿七日、
元祿八年迄、

・島津弥市郎久近

後伊織 權、
元祿九年十一月三日、

・喜入右衛門久致

初字左衛門、
寶永四年亥十月廿九日、
廿一日トモ、

- ・岩山半兵衛 享保七年正月十三日、同九年辰五月九日迄、
- ・鎌田源左エ門 享保十年巳正月十一日、同廿年卯十一月廿四日迄、
- ・兒玉四郎兵衛 元文二年未六月六日、同四年未四月廿七日迄、
- ・川上瀬兵衛 延享元年子十一月廿一日より寛延二巳六月七日迄、
- ・迫水善左衛門 寶曆二年申正月十一日、同十二年正月十一日迄、
- ・鎌田典膳 明和三戌正月十一日、安永十丑正月十一日迄、
- ・北郷權五郎久富 天明元丑六月十九日迄、
- ・桂太郎兵衛 久芳カ 寛政三年亥十一月六日、同七卯正月十八日迄、
- ・佐多六郎次郎 寛政八辰三月廿八日、文化十四丑二月十日迄、
- ・今村競 文化十四年七月廿二日、文政六未二月廿五日迄、
- ・北郷權五郎 久馮カ 文政六年未九月朔日、天保二卯十月廿一日迄、
- ・肝付主殿兼善 天保三辰正月十一日、同十三寅八月十七日迄、
- ・坂元權之進 天保十四年卯閏九月三日、同十五辰二月四日迄、
- ・田中善左エ門 天保十五辰十月廿七日、嘉永三戌正月廿二日迄、
- ・島津内記 久雄 嘉永三戌五月廿四日迄、

九 始羅郡

帖佐

惣高一萬五千七十三石余 狩夫百三十三人 『地頭職高五拾石』

島津下野守昌久

大永六年戌十二月七日帖佐城主邊川肥前守ヲ攻落シ玉ヒ昌久ヲ地頭トナシ玉フ、

伊地知民部少輔重辰

大中公時、領新城地頭、享祿二年丑正月廿二日戌城戰死云々、

三原遠江守重秋

弘治二年六月廿九日諏方棟札ニアリ、同三年、曾於郡地頭ニ轉ス、

鎌田刑部左エ門政年入道寛栖 後尾張守、弘治三年迄、

大井石見守

永祿の比、子孫川邊大井七郎右衛門也、

平田美濃守昌宗入道乘月

初聽宗 右馬助、天正七死去也、

平田美濃守光宗入道舜盧

天正八年比、

島津豊後守久賀

後豊前守、慶長十二冬 惟新公加治木ニ移玉フ故、即日拜地頭、正保元年迄、

上井次郎左エ門里兼

自小林轉帖佐地頭、寛永八年於帖佐死去トミユ、

島津左近將監久守

久賀ノ子、正保元年十月九日、慶安四年迄、

樺山長門守

慶安四年十一月、明曆三年迄、

阿多内膳正忠榮

明曆二・七月より、同十二年四月日死去也、

東郷肥前重利 御兵具奉行・吟味役・帖佐地頭トアリ、

伊集院十右エ門久朝

明曆四年十月七日、万治元年九寛文三年迄、

・島津三郎右エ門久心 忠朝トモ、寛文二年七月四日三月七月トモ、
同四年迄、下總常久ノ養子、實家久公十一男也、

・諏訪李右エ門兼利 寛文四年二月十六日十二月トモ、同六年迄、

・島津又六久峯 寛文五年二月二日四年二月トモ、光久公四男、
明曆二佐志三千石ヲ賜フ云々、

・川上將監久將 寛文七・二月三日或六年十二月トモ、

・肝付半兵衛 寛文八年九月十日八月廿三日トモ、

・鎌田後藤兵衛政辰 後六郎右衛門 政方、寛文十一・三月十一月トモ、

・鎌田又七正長 後出雲守、寛文十二子七月七日トモ、天和三年迄、
或寛文十三年二月より、天和三年迄トモ、(賜之)

・阿多淡路國傳 忠榮子口島山、後式部、貞享元年九月トモ、
二年九月迄、

・川上彦左エ門 貞享三年九月廿七日トモ、元祿十二年春迄、

・種子島藏人久時 元祿十二年卯五月九日、

・入来院主馬 寶永三戌正月廿七日トモ、享保廿年卯三月廿五日迄、

・本田作左エ門 享保廿卯十一月廿四日トモ、延享四卯八月九日迄、

・新納五郎右エ門 延享五年辰二月十五日トモ、寛延二巳十一月三日迄、

・島津内記 寶曆七丑正月十一日トモ、安永六年酉正月十一日迄、

・義岡宗次郎 安永九年子正月十一日トモ、寛政四子六月廿日迄、

・吉井新太夫 寛政五丑正月十九日トモ、享和元酉六月廿六日迄、

・平田平右エ門 享和元酉七月十二日トモ、同二戌四月廿八日迄、

・吉井七郎右エ門 享和二戌十二月廿九日トモ、文化十一戌九月四日迄、

・黒田才之丞 文化十二亥十月八日トモ、文政二卯七月八日迄、

・早川安積 文政二卯九月廿四日トモ、同五年四月六日迄、

・島津矢柄久計 文政五年八月廿六日トモ、

・川上孫左エ門久齡 後龍衛、天保六未正月十一日トモ、弘化五申正月十一日迄、

・島津周防殿 弘化五申正月廿二日より、思召を以、

平松帖佐一所ニ成

・鎌田四郎右衛門 萬治三・九月廿九日定、嶋津又六 寛文三・十一月十二日定、

・北郷又次郎 寛文五・二月二日定、黒葛原左近 寛文七・二月三日定、

・財部傳右衛門 寛文八・九月十日定、鎌田又七郎 寛文十二子七月七日定、
後出雲

一〇 伊佐郡 大村 『地頭職高五拾石』 惣高五千四百五十八石餘 狩夫三百十人

比志島美濃守國守入道玄心 永祿十年比、初義貞 彦三 郎 源左衛門ト云、

白濱周防守重政 東郷周防守二男也、近侍貴久公・義久公、天正十五討死云々、

澁谷次郎左エ門重治入道伴松 重政子、天正八年比、初白濱ト號ス、

菱刈半右エ門重榮 寛永十年轉馬越補大村、京都・大坂藏奉行、同十七年十月死去、

毛利肥前元親 初内膳、實覺右衛門元房弟にて養子、御兵具奉行・御船奉行・御支配奉行等勤、

有馬次右エ門純生

諏訪采女兼延 御使役、承應元年三月、

樺山長門守 忠重ナルヘシ、明曆四年九月十日『定』、

川上左京『久虎』 寛文八年九月十日『定』、

岩切彦兵衛 延寶八年申八月十二日、

村田平右衛門經寧 平内左衛門純辰賀養子、實堀四郎左衛門貞延二男也、大坂藏奉行・御用人等勤、貞享三年九月廿七日より、

樺山助太郎忠郷 寶永三年戊正月廿七日二年酉十月三日ヨリトモ、

伊東十郎右エ門祐房 寶永七寅七月二日、

川上縫殿久睦カ 正徳二年辰正月七日、元文三年午十一月廿二日迄、

川田興右エ門 寛保元年酉十一月六日、延享四年卯八月四日迄、

島津内記久臈 延享五年辰三月七日、寛延二年巳十一月廿三日迄、

石黒戸後左エ門 寛延二年巳十一月廿三日、寶曆七丑六月朔日迄、

海江田半藏人 寶曆八年寅九月十八日、同十一巳七月廿七日迄、

島津登 寶曆十二年二月六日、明和九年十月廿二日迄、

鎌田藏人 安永二年巳七月六日、寛政六寅正月十一日迄、

三崎治部 『寛政六寅正月十一日、同九巳十月廿二日迄』、

二階堂部 『又靱負介 左門、寛政十年正月十一日、文化九申六月朔日迄』、

平島平八 文化十一戌三月三日、同十四丑八月廿二日迄、

樺山權十郎 『久寛カ、文化十五寅三月十五日』、

三原藤五郎『經福 天保二卯正月十一日』、

野崎良右エ門『兼中 天保五年正月十一日』、

嶋津又七郎 後主殿 又中務前 天保十亥九月四日、

島津左膳 『弘化三年正月十一日』、

一一 伊佐郡

大口 『地頭職高五拾石』
惣高一萬千八百七十石餘 狩夫四百二十九人

菱刈伊勢重政 左兵衛重時二男ニテ重時大口領ノ時地頭也、

菱刈兵庫重根 重政ノ子、同斷菱刈領ノ時也、

新納武藏守忠元 永祿十二巳九月、慶長四年迄三拾壹ケ年、

町田出羽守久倍入道存松 慶長四年一ケ年文祿四年

新納武藏守忠元 慶長五年子九月飯野の再地頭、同十五年迄拾一ケ年、

伊勢兵部少輔貞昌

伊集院半右工門 慶長十五年十二月の元和三年迄八ケ年、

敷根中務少輔立頼 元和三年已の同五年迄三ケ年、

三原備中守重種 元和五年未の寛永三寅年迄八年、

三原左衛門佐 寛永四年の同五年迄二年、

新納加賀守忠清 初刑部太輔、寛永五年十二月の承應三年二月迄廿七年、

新納次郎右工門忠饒 承應三年十二月の萬治三年子七月迄七ケ年、

新納弥兵衛忠尊 初伊地知主膳重頼ト云、萬治三年八月の寛文四年辰十二月迄五ケ年、

新納又左工門久了 寛文五年二月二日四年より同六年午六月迄三ケ年、

島津帶刀久元 初主計、清太夫、一旦喜入氏後嗣トナル、

寛文六年午八月十一日六月十四日より延寶二年寅八月迄九ケ年、

島津新八郎久武 後甲斐、延寶二年寅九月十五日同八年申七月迄七ケ年寛文十補國老、

島津中務久輝 初又七郎、延寶八年申八月十二日寶永七年迄、延寶二年甲寅國老二補セラレ、寶永七年庚寅正月職ヲ辭ス、在職三十七年也、

島津將監久當 寶永七寅の享保十四酉八月十八日迄、初伊賀、勘解由、御家老、御城代、

島津市太夫久倫 享保十五年戌正月十一日、

種子島織部時守 後北条氏ニ改、元文四年未五月十五日延享四卯五月迄、

郷原轉久雄 初金太夫、延享四年卯七月廿二日の、

平田靱負 初新左衛門、掃部、延享五辰正月廿一日の、寶曆五亥六月十三日迄ニテ鎌田典膳へ差引被仰付、

川田伊織國通 寶曆五亥九月九日の同十三未十月迄、

名越左源太 寶曆十三年未十月十五日の同十四申二月十八日迄川田伊織殿へ差引被仰付、

喜入主馬 寶曆十四年申三月十八日の明和六年丑十二月迄、

(明和) 二年酉十一月十七日山岡齋宮殿へ差引被仰付候、尙可糺事也、

山岡齋宮久澄 明和六年丑十二月六日の明和九年辰十一月廿五日迄八年轉大目付、任國老、

町田監物 久連カ 明和九辰十一月廿二日より安永五年申正月迄、

菱刈大炊實祐 安永七年戌九月十一日の天明七年未七月迄、

川田伊織佐賢 寛政八年辰正月の同十二年申二月迄、

文化三寅八月七日嶋津將監殿江差引被仰付、

樺山主税久言 文化四年卯四月の同十一月迄、

喜入主水久欽 文化四年卯十一月の同九年申四月迄穎娃信濃殿へ差引被仰付候、

文政七申七月三日町田監物殿へ差引被仰付候、同十亥九月廿四日川上久馬殿へ同斷、

・猪飼夫尙敏
同十一子八月廿一日嶋津丹波殿へ同斷、
天保五年六月十九日嶋津但馬殿へ同斷、
天保十二丑正月十一日、本地頭、弘化二己十
二月八日迄、

島津壹岐『久武 弘化二己十二月十日差引被仰付候、
此三人差引也
島津豊後久實 差引被仰付候、

川上筑後久封 嘉永七寅〇月〇ヨリ差引被仰付候、

島津下總久 安政二年卯六月廿七日ヨリ本地頭被仰付候
一事、同五年午四月志布志地頭ニ轉し、差引
本のごとく被仰付候、

一一 桑原郡

踊 『地頭職高五拾石』
惣高四千四百十九石餘 狩夫百八十
二人

白坂美濃守 北原臣、永祿四年比、

梅北安藝守兼秋 學三入道忠兼子、自系ニミユ、

梅北左兵衛兼陸 兼秋子、

梅北刑部太輔兼隆 兼秋弟次郎左衛門兼陽ノ孫也、天正ノ
比カ、

三原次郎左エ門重貞入道永安

川上助七久如 寛永初より同八年十月迄。寛永九年御人數
賦ニ踊ニ阿多掃部助トアリ、忠秋ナルヘシ
然レハ久盛地頭ニ補セラルコト疑アリ、竣
考、

川上助之進久盛 久如弟也、久如死後爲番代補地頭職、久
盛 初助兵衛 攝津介、

・川上左京久處 寛永十六久盛辭地頭職、久處に讓云々、

・黒葛原左近 寛文八年九月十日『定』、

・土持城之助信全 初十左衛門 後權之丞、延寶七正月廿七
日、ト自系ニアリ、
六年戊午十二月廿九

・川上仁右衛門 延寶七未六月十七日、

・伊勢六郎左エ門貞秋 延寶八年申十月九日、

・伊集院半兵衛 天和三年亥五月十三日、

・新納左京久敦 初刑部 忠倚、寶永四年亥十月八日、自系正徳三年
日より享保九年『辰』正月十一日
迄、

・諏訪甚六 後甚左衛門、享保九辰六月廿八日、同十五正月
十一日迄、

・仁禮十兵衛 享保十六亥正月十一日、寛保元酉十月廿七日
迄、

・諏訪次郎左エ門 延享二丑十一月六日、同四年卯十二月十
九日迄、

・鎌田小藤次 後隼人、寛永元年辰九月四日、寶曆六年『子』
正月十一日迄、

・岸良清右エ門 寶曆八年寅正月十一日、明和四年亥十一
月廿二日迄、

・篠崎藏太左エ門 明和五年子正月十一日、安永七戌九月十
一日迄、

・島津多門 『後市太夫』、安永九子正月十一日、

・伊集院藏主 『寛政十年正月十一日、文化十五寅正月廿日
迄』、

・高橋甚五兵衛 『文政二卯正月十一日、同七申六月十七日
迄』、

・上野善兵衛篤實 『始六郎次 後司、文政八酉 五月十五日
天保十二丑八月十九日迄』

・二階堂右八郎行健 『後志津馬、天保十三寅三月十九日迄』

・東郷左太夫 『弘化三年正月十一日迄』

一三 肝屬郡

大始良 『地頭職高五拾石、
惣高六千九百一石餘 狩夫七百
四十二人』

岸良藏人佐兼直 永祿二年正月十六日岩殿大明神棟札ニア

同四郎次郎兼興 全ニアリ、

伊集院刑部少輔久光 天正末比地頭、幸侃領時也、

鮫島筑右エ門 自家ノ家狀ニアリ、

鮫島幸左エ門 寛永元年九月九日迄、

・村田太右エ門秀經

桂鞆負久常入道恕休 後太郎兵衛 久澄、横目頭、寛文四
辰十一月、

諏訪杢右エ門兼利

・鎌田太郎右エ門政榮 初大炊助、寛文五年二月二日迄、
定、

・平田民部左エ門宗門 寛文七年二月三日迄、
定、

・野津彌五右エ門 寛文十二年七月七日迄、
定、

・長谷場伊角純眼 延寶五年巳十月朔日迄、

吉田六郎右エ門清兼 傳右衛門清方子、始大藏 後右衛門
次郎、御納戸奉行也、元祿五十五十
一月廿日迄、

・弟子丸與次右エ門弘之 初主殿 八右衛門、御側御目付御
用人、寶永二年酉十月三日より、
享保七年正月十三日迄、同九年辰六
月廿一日迄、

・義岡右京 久中ノコトカ、
享保九辰九月四日迄、同廿卯八
月九日迄、

・町田八左エ門 或八右衛門、
後登、元文二年巳七月朔日迄、延享四年卯
十二月十九日迄、

・島津權五郎久置 寶曆二巳十一月廿三日迄、寶曆十一巳七月廿七
日迄、

・關山軍兵衛 寶曆十三未七月廿八日迄、明和九年辰二月十三
日迄、

・財部孫之丞 寶曆十三未七月廿八日迄、明和九年辰二月十三
日迄、

・島津登久連 明和九年十月廿二日迄、

・岩下佐次右エ門 天明五年巳五月十三日迄、

『本城源七郎 寛政七卯三月八日迄、文化元子四月廿五日迄、
山田權右衛門 文化二丑正月十一日より 口迄、

平嶋平八 文化十四丑八月廿二日迄、文政四巳正月廿七日迄、

野村主禮 文政四巳三月十五日迄、同七申九月廿七日迄、

山田新介有禎 文政八酉十月廿八日迄、天保三辰四月廿八日
迄、

川上東馬久封 天保四巳六月廿二日迄、

嶋津求馬久馮 天保八酉七月廿九日迄、

新納内藏久仰 弘化四未八月廿五日、

一四 大隅郡

大根占 惣高五千二百十八石餘 狩夫八百六十九人 『地頭職高五拾石』

桂太郎兵衛忠増 初外記 寛永十四死去、

國分十右エ門友知

和田讚岐正貞カ 慶・元・寛ノ比、

・本田休左エ門親宣入道景黄 御納戸奉行・吟味役 『承應三・九月定』

・土持平左エ門綱辰 或平右衛門トモ、寛文七年二月三日ヨリ定、

・衿寝八郎右エ門 寛文九・五月五日『定』、

町田式部 貞享元年九月天和元冬ヨリ貞享二ノ冬迄

島津大藏久朗 久始 虎之丞 式部ト云、貞享元十月一日 貞享二ノ冬ヨリトモ、元祿六年十一月十五日迄、

・新納五郎右衛門久致 後治部 舍人、元祿十年正月口一日 元祿九年十一月カより寶永二年十月三日ヨリトモ是カ 日迄、

・町田孫七 或八右衛門トモ、寶永三年戌正月廿七日 或寶永二年モ、より正徳五年未九月廿七日迄、

島津大藏久春

・小林仲太兵衛 享保元年申十月十六日ヨリ寛延元年辰八月廿八日迄、

・宮之原甚五兵衛通興 甚太夫トモ、寺社奉行、寛延二年巳六月七日ヨリ寶曆四年戌四月十一日迄、
(符カ) 十一日迄、

・山田元右エ門 寶曆六年子正月十一日ヨリ同十一年巳八月廿五日迄、

・島津備中 寶曆十二年正月十五日ヨリ同十三年未七月十九日迄 預り、

・鎌田太郎右エ門 明和三年戌正月十一日ヨリ天明六年午正月十三日迄、

・愛甲藏記 御側役・御側御用人、天明八年申八月十九日ヨリ文化二丑三月廿日迄、

〔貼紙〕 大根占

〔愛甲藏記 次ニ左之通、

嶋津相馬 文化三寅正月十一日より同六巳正月十一日迄、

菱刈柰之介 文化十五寅正月十一日ヨリ文政五年十月廿五日迄、

嶋津登 文政七申八月廿一日ヨリ、

平田兵十郎 天保五年正月十一日ヨリ同十四卯五月九日迄、

二階堂左門 天保十四卯九月廿三日ヨリ、後主計、

岩下新太夫 弘化三年正月十一日ヨリ、

川上式部 弘化五申正月十一日ヨリ、

一五 諸縣郡

大崎 惣高一萬三石餘 狩夫千九十五人
『地頭職高五拾石』

伴兼活・同兼秋

見天文廿二年三月六日妻萬五社棟札、可
肝付一族人、

新納安藝守忠氏

初又七郎 後號永看齋、天文七宗領忠勝
志布志没落後肝付省釣ニ隨身シ、後大崎
地頭ニ補セラルト自糸ニミユ、子孫大口
ノ士也、

比志島美濃守國守入道玄心

初義貞 源左衛門、肝付御
手ニ入時大崎地頭賜とあり、
天正二年より天正九年迄か、

比志島美濃守國親

初彦三郎 源左衛門、父國守引續き地
頭を賜ふ、

新納右エ門佐康久

三俣御陳に御使衆とあり、前後可考、
後伊勢守、天正年中大崎
地頭、御使役とあり、

新納五郎右エ門久饒入道遊甫

桂山城守忠詮

後太郎兵衛、『末吉根元記ニミユ、

土持左馬 盈信

權頭 慶長十六年辛亥四月廿八日地頭職ニ任ス、
移居ルコト二十餘年、貫明公采地五百石を
賜ひ大崎・高江・曾於郡・山崎等之地頭を
賜ふとあり、

町田勘解由次官久則

初源六 久慶 後伊賀、寛永九年比、
慶安ニ補國老、

諏訪甚右エ門正兼

『神左』 正保ノ比カ、

諏訪采女兼延

吟味役・御使役、明曆三年九月十六日、

高橋七郎右衛門種直

萬治三年子十月四日、
『定』九月高橋右近
太夫ニ男ニテ右近太夫御改易之節御
家ニ被召出、御高千石被下候、

・高橋權左衛門種周

種直養子、後左内『左門共』七郎右衛門、
御使役・番頭、延寶二年九月十六日、
種直引續地頭、

・村田爲左衛門經智

善太夫とも、延寶八年申八月十二日、

・若松十左衛門 貞享元九月より、

・新納次郎四郎久敦

後刑部 左京 寺社奉行・大御目附、
元祿九年子十一月□日、
寶永四年迄補頭
地頭職、

・山口五太夫

寶永四年亥十月廿九日、
享保十五戌七月十三
日迄、

・新納右衛門

・木村四郎左衛門

享保十六亥正月十一日、
元文五申八月十
一日迄、

・戸田平次

享保三年亥正月十一日、
『延享元子十月朔日迄』、

・木村四郎左衛門

延享元年子十一月廿一日、
同三年寅九月
十日迄、

・義岡左平太久中

『後相馬』、延享四年卯八月四日、

・菱刈孫兵衛

寛延二年巳十一月廿三日、
寶曆七年丑正月十
一日迄、

・畠山數馬

寶曆十二年正月十一日、
天明四年辰六月二日迄、

・郡山權藏

天明八年申八月十九日、
寛政二年戌五月廿九日
迄、

・谷村孫右衛門

寛政三年亥正月十一日、
『定』
享和二戌八月朔
日迄、

・鎌田源左衛門

享和二戌九月廿八日、
文化三寅正月十一
日迄、

町田主馬 文化十四丑二月十五日、文政二卯十月十四日迄、

嶋津内膳 文政二卯十月十七日、

嶋津要人 文政七申十二月晦日、同八酉十一月朔日迄、

嶋津鞆負久倫 文政九戌正月十一日、

一六 川邊郡

川邊 惣高八千五百八十二石餘 狩夫千三百二十七人
『地頭職高五拾石』

五新納伊勢守康久 天文・弘治ノ間、

一川上掃部介榮久 文龜三年亥十一月十五日棟札ニアリ、
永正ノ比地頭也、大日堂棟札ニアリ、

二酒匂新左エ門 大永・天文ノ間、

三 『神殿村九玉棟札ニ天文十五丙
午九月廿二日當地頭貞次トアリ、

六平田安房助宗清入道清甫 宗秀男也、初新左衛門、永祿・
元龜之比カ、天文六年死ス、

七平田新左エ門宗弘 宗茂ノ子、天正十五年死ス、天正六年
二月飯倉棟札ニ平田新左衛門尉平宗須
トミユ、同人カ、養輪日記ニ川邊ノ地
頭平田安房守平宗康トアリ、

八阿多掃部介 三俣御陣地頭列ニ見ゆ、

四平田安房助宗吉 天文十九年庚戌十二月廿五日棟札ニア
リ、宗弘ノコトナラン、歿考、

九本田伴兵衛家親 御兵具奉行、慶長ノ初比カ、

十新納五郎右衛門久饒入道遊甫

初右衛門佐 伊勢守、初
川邊地頭、慶長ノ末再補
地頭、元和ノ末迄、元和
五棟札ニ五郎右衛門入道
久將トアリ、小の村諏方
棟札ニ慶長十九甲寅四月
二日當地頭藤原朝臣久行
トアリ、

本田大炊公親 左京親兼之嫡子也、御兵具奉行、

三原備中守重種 家久公御家老、大口・川邊等地頭と有り、
慶長十三卯月棟札ニ諸右衛門尉トアリ、

伊地知四郎兵衛重賢 始新四郎、寛永九年比、

高崎惣右衛門能延 慶安三年寅十一月棟札ニミユ、寛永廿
亥八月廿六日棟札ニミユ、十二年トモ
ミユ、

桂山城守忠能 寛永六年十一月棟札ニミユ、

伊集院十右衛門 右衛門トアリ是カ、承應三年棟札ニ右衛
門トアリ、

吉利下總守忠張 光久公御代トアリ、

喜入攝津守忠政 寛文二年二月廿五日、

堀四郎左衛門與延入道宗勳 初彌右衛門、吟味役・御使
役、寛文三年 卯六月廿日よ
り同十三年迄、

新納縫殿 寛文十三年七月三日、延寶六年十二月迄、

平山久馬助久行 延寶六年十二月廿七日トモ、より同八年七
月迄、

若松十左衛門 延寶八年七月八日トモ、より貞享三年迄、

・阿多淡路國儔 後式部、貞享三年九月十一日トモ元祿二棟札ニミヘタリ、

・町田八左衛門俊昌 寶永四年亥十月廿九日トモ、

・市來次郎左衛門 寶永六年丑八月廿五日トモ、

・相良新右衛門 後大藏、享保五年子正月十一日トモ同七年寅初五日迄後明所、

・二階堂舍人行篤 初新五右衛門、若年寄、享保九年辰九月四日トモより元文二年巳五月朔日迄後明所、

・嶋津權左衛門久憐 後仲、元文二年巳七月朔日トモ、淨國公御隱居方若年寄、

・河野八郎左衛門 延享四年卯八月四日トモ寬延二年巳十一月廿三日迄後明所、

・高橋縫殿 寬延四年未八月二日、

・衾寢式部 寶曆六年子七月廿八日トモ同十一年巳九月十三日迄後明所、

・嶋津求馬 久昶カ 寶曆十二年午十一月朔日トモ同十三年未正月八日迄後明所、

・新納四郎 後波門 明和四年亥六月廿一日トモ天明元年丑十一月三日迄後明所、

・市田勘解由 『盛常カ』天明二年寅二月九日トモ同五年巳正月廿二日迄後明所、

・町田式部 後主馬 天明五年巳五月十三日、

・嶋津登 久兼カ 寬政八年辰正月十一日トモ、

『久連』

・嶋津市太夫 寬政十年正月十一日、

・嶋津典膳 寬政十二申八月十五日、享和三亥九月廿二日トモ明所、

・若松猪右衛門 享保三亥十二月廿三日、文化四卯十一月十日トモ明所、

上野善兵衛 文化十二亥六月九日、

堀殿衛 文化十四丑十二月朔日、文政十三寅三月十三日トモ明所、

山田新介 天保三辰四月廿八日、天保十年亥十二月十七日トモ明所、

新納四郎右衛門 天保十一子正月十一日トモ同十二丑七月三日トモ明所、

坂元平左衛門 天保十二丑八月十九日、弘化四未十二月十日トモ明所、

有川勇馬 弘化五申正月十一日、

〔貲紙〕 神殿村 清水村 野崎村

兩添村 今田村 小野村

宮村 高田村之内里 別府

永田村 田部田村 平山村

野間村 古殿村

合貳千貳百七拾五人

現用夫貳千拾人

一七 始羅郡

蒲生

惣高七千九百三十石餘 狩夫百六十人 『地頭職高五拾石』

比志島美濃守國守入道玄心

初義貞 源左衛門尉、弘治三年蒲生落城後自郡山被召

移地頭、永保十・十一年比迄カ、後大村地頭ニ轉ス、

市來内藏介 弘治三年、地頭と有り、可糺、

川上上野介 久隔カ、其後より可糺、

猿渡大炊助信種 見系

村田越前守經定 三俣御陳ニ御家老、

伊地知伯耆守重秀入道増也 十五年比迄ハ始良地頭也、天正之末、文祿三年迄、

伊地知勘解由左エ門重元 伯耆守子、天正廿一年迄、後朝鮮戰死、

長壽院盛淳 慶長之初、同五年關ヶ原戰死迄、

伊勢平左衛門貞成 慶長六年、慶長十二年迄、

本田源右衛門親商 慶長十年死去、貞成の前か可糺、

伊地知隼人佐 慶長中地頭、朝鮮御供也、初平次郎ト云、勘解由重元ノ弟也、

市來備前守家繁 寛永六年、轉伊作補地頭、初八左衛門、

市來八左衛門宗友 初掃部介、寛永九年比、同十六年迄、十五年、イ

阿多内膳正忠榮 盛淳子、横目頭、寛永十七年、同十九年迄、

鎌田治部少輔政統 初出雲守 政晴、寛永廿二年十二月、比年死去、正保元年迄、自系ニハ寛永八年、辛巳ヨリ、

鎌田藏人正勝 政統養子、初筑後守、御家老也、正保元年八月、寛文六年迄、

・島津三郎右衛門久心 後忠朝、寛文四年二月十六日、三年七月、延寶八年迄、

川上將監久將 延寶四年九月、同九年三月、元祿二年迄、

・川上伊織久重 元祿二年巳四月五日より、或閏正月、

・入來院主馬重矩 元祿十四巳九月十四日、寶永二年酉十月三日、

・喜入安房久亮 初求馬 右衛門 又兵衛、寶永三年戊正月廿七日十月三日トモ、

・阿多式部國壽 島山氏稱す、初淡路義基トモ、寶永四年亥十月廿九日、

・町田勘解由久孝 正徳二年辰九月より、初源左衛門 甲斐、宇右衛門、

・島津市太夫久倫 後久雄、享保二年酉八月廿八日、同十二年未迄、

・島津仁十郎久福 享保十二年未、正月十八日、同十八年丑十一月十五日迄、

・島津平八 『後主殿』 元文五申七月廿三日、寛延元辰八月廿七日迄、

・島津主水 後右膳、寛延元辰九月廿三日、明和三年戊正月十一日迄、

・川上龍衛 明和四年亥正月十一日、安永四年未、正月十一日迄、

・桂杵右エ門 安永七年戌九月十一日、天明二年寅十一月十日迄、

・島津頼母 後相馬、天明五年巳正月十一日、

・黒田嘉右エ門 『文化三寅正月十一日、同七年十月廿八日迄』、

・島津助之丞 『文化八未十月三日』文政八酉十一月廿八日迄、

・種子島六郎時助 『文政八酉十二月晦日』、

・伊集院織衛 天保十亥十一月廿四日』、

・伊木七郎右エ門常誠 『天保十三寅三月十九日』、

・菱刈李之介 『弘化四未八月廿五日』、

一八 諸縣郡 加久藤 物高九千四十三石餘 狩夫二百四十三人 『地頭職高五拾石』

南郷若狹守忠鏡 天正之比、

五代勝左衛門友泰 友慶之子、慶長五關ヶ原亂後、寛永九年比迄見ゆ、

伊地知李右衛門重政 寛永十三年子三月廿四日、正保三年十一月迄、

伊地知主膳重頼 正保四年より萬治三年迄、

・諏訪采女兼延 萬治三年十月四日』、
イ八月トモ、

・桂八左衛門忠守 初外記、桂彦太夫忠増養子、實仁禮頼景三男、寛文八年九月十日』、
イ八月トモ、

・伊東五右衛門 寛文十年四月五日』、
イ八月トモ、

・鎌田後藤兵衛 延寶六・十二月七年正月廿七日トモ元祿九年春迄、

平田清右衛門 元祿九ノ冬、同十二年迄、

・中神内藏之丞 大坂藏奉行・御用人、元祿十年正月廿五日十七年二月同十三迄、『定』

・新納小右衛門 元祿十三辰二月十日四月トモ、寶永二年酉十月三日迄、

・島津主水 寶永二・十月三日三年戊正月廿七日、

義岡右京久守 正徳二年より、

・尾上甚五左衛門 享保七寅七月十八日、同十六亥五月廿一日迄、

・島津求馬 享保十七子正月十一日』、

・川田伊織 寛延四年未八月二日、寶曆五亥九月九日迄、

・肝付彈正 後主殿、寶曆八寅九月十八日、同十二年巳十一月十九日迄、

・島津主右衛門 明和四年亥八月廿四日、安永五申九月十五日迄、
後典膳、

〔貼紙〕 嶋津主右衛門次

『山岡齋宮 後右京、安永十丑正月十一日、寛政三亥三月廿一日迄、

・畠山内膳 寛政三亥十月六日、同十二申十月二日迄、

山田權右衛門 寛政十三酉正月廿三日』、

相良典禮 文化二丑正月十一日、文政元寅十月廿八日迄、

吉井源七郎 後笑八郎、文政二卯六月九日、同十亥閏六月廿一日迄、

新納次郎四郎久仰 後内藏、文政十亥九月十一日、弘化四未八月廿五日迄、

嶋津縫殿 後勘解由、弘化四未八月廿七日、』

一九 紙屋

『明曆四年二月二日新外城今野尾へ屬す
『地頭職高五拾石』

桂外記忠守

後八左衛門、琉球奉行・御用人、明曆四年二月十四日より寛文元年十二月十四日迄、

肥後長左衛門盛行 寛文二年二月元年十二月同六年三月迄、

伊東五右衛門

寛文七・二月三日、』
『定』、
『晦日定』

比志島主膳

寛文十年二月廿二日九年十一月廿六日、

村尾源左衛門重榮

延寶八年申十月九日七月廿十日・二月迄
源左衛門代延寶九年文
如本野尻ニ屬す、

二〇 肝屬郡

鹿屋 惣高七千四百九十七石餘 狩夫千七十四人
『地頭職高五拾石』

肝付武藏介兼賢

領地ノ時
肖鈞一族、弘治・永錄之比、

鮫島五郎左衛門

寛永中外城ニ立地頭也、

福屋助左衛門兼昭 伊賀

大山伊豫廣綱 三郎右衛門トモ、慶安二年比、

丹生彌兵衛信詮 信常トモ、寛文七年二月三日、』定』、

嶋津權十郎忠顯 寛文九年五月廿八日、』定』、

島津壹岐久侶

又助、忠清之後嗣、實光久公八男也、初虎助權八 權兵衛、寛文十一年亥四月朔日、

島津備中久茂

久侶之養子、實光久公二十男也、初源七權七 備中 監物、市太夫 後久倫 久雄、元祿十二卯五月九日より、

市來助左衛門

寶永三年戌六月六日、

二階堂新五右衛門行篤

後舍人、寶永四年亥十月廿九日迄、

山澤十太夫盛香

享保九年九月四日、同十六年亥十月十二日迄、

向井十郎太夫

享保十九年寅正月十一日、同廿一年辰正月十二日迄、

山田新助

元文三年午二月朔日、寛保元西十一月六日迄、

新納四郎

寛保四年子正月十一日、明和四年亥六月廿一日迄、

新納内藏久備

明和八年、卯四月十三日、安永九年正月十一日迄、

末川織衛

後將監、安永九年子正月十一日、天明六未六月廿八日迄、

島津求馬

『久祖』カ、天明七年未七月廿一日、

比志島要人

寛政二年戌正月十一日、

喜入安房

寛政三年亥三月廿一日、同四子七月八日迄、

『新納次郎四郎

後駿河 又内藏、寛政五丑正月十九日、享和三亥十二月廿三日迄、

島津矢柄久宅

初彌一郎、御用人・寺社奉行也、『文化元子四月十三日、文政四巳十一月七日迄、

川田信濃 文政五年六月八日、

北郷式部 文政六未九月九日、同十三寅正月十一日迄、

調所笑左衛門 文政十三寅三月六日、弘化三年七月廿五日迄、

嶋津求馬 弘化四未八月廿五日、

吉利仲 嘉永五年子正月十一日、

〔貼紙〕
勝岡地頭 御小姓與番頭
穎娃織部久武 可糺事

二一 諸縣郡

勝岡 惣高二千八百十九石餘 狩夫二百七人

和田越中守匡盈 北郷領の時、天文十二・十五年比、

和田越中守正隆 匡盈の子、初宮内少輔と云、永祿五年死去、

和田民部少輔匡薫 匡隆ノ甥也、天正・文祿中、

北郷大炊助 北郷領ノ時、天正八年比、大炊太夫久猶同人歟、

本田甲斐守親良 元和六年より公領ニ付初テ地頭、

喜入丹波守久憲 初舍人助、大炊久正二男、寛永十七年、

本田右衛門親平

・喜入五郎兵衛久治 初舍人、久憲ノ子也、正保元年、

三原傳左衛門重隆 寛文二・三年比より歟、

・三原次郎左衛門重儀 五郎兵衛重英之養子、寛文十一年十一月、寛文十二・七月七日よりトモ「定」、

・伊東刑部左衛門 延寶七年正月廿七日、

・高崎四郎右衛門 權太夫能冬トカ、元祿二年巳四月五日、三月二日、よりトモ、

・中神與五左衛門増武 寶永七寅閏八月四日、享保十三申正月廿一日迄、

・大野清右衛門清賢 享保十五年戌正月十一日、

・讀良善助 延享四年卯八月四日、寶曆八年正月廿九日迄、
後 元文六年酉二月廿一日、寛保四年正月十一日迄、

・平田次郎兵衛 元文六年酉二月廿一日、寛保四年正月十一日迄、

・島津又七郎久芳 後主殿 采女、寶曆十年辰正月十一日、
り明和八年卯四月十三日迄、

・島津奎 安永二年巳七月六日、同九年子正月十一日迄、

・伊集院四郎 安永十年丑正月十九日、文化元子十一月三日迄、

・新納隼見久 文化元子十二月廿八日、同十二亥五月十五日迄、

・澁谷喜三左衛門貫 文化十三子正月十一日、文政十二丑九月九日迄、

・山田貳三二 文政十三寅正月十一日、天保三辰正月廿六日迄、

・平田桑衛 天保四巳六月廿二日、同五年六月十四日迄、

・稔山仲左衛門 天保五年八月十九日、

平原四郎兵衛 天保九戌正月十四日、

宮之原三十郎通哲 後主計、天保十二丑七月三日、

二二 川邊郡

加世田 惣高一萬六百八十二石餘 狩夫
二十九百二十三人
『地頭職高五拾石』

市來備前守家康 初民部少輔、文明十八年十一月十五日鷹
屋大明神棟札ニ見へたり、
平宗綱 姓氏未考、享祿四年十一月津貫色八王子棟札ニ見
ゆ、

新納伊勢守康久入道一珪 初右衛門佐、天文七年十二月
加世田の城攻落し玉ひて、後
地頭職を賜ふ、

奈良原長門守 日新公ニ仕へて天文十四年日州飢肥ニ戰死
なり、

大寺大炊介 永祿元戊午九月廿三日益山邑八幡へ歌仙寄進
之内ニ當地頭とあり、

大野駿河守忠總 永祿八年比、

稻富左京亮長秀 永祿九年八月廿八日津貫村八王子棟札ニ
見ゆ、

大田周防介忠譽 周防守忠與トモ作ル、永祿十二年比、

平田安房助宗清入道清甫 初新左衛門、元龜二年卯月七
日淨福寺棟札ニ安房介平宗茂
トあり、

喜入攝津守季久

猿渡越中守信光 初掃部 兵衛尉、天正之初比、

三原遠江守重秀入道昌安 天正十年村原村山王權現棟札
ニ有り、

本田因幡守親治 天正八年三俣御陣列ニ御使衆と有り、

本田刑部少輔宗親 天正十二申九月石原寺棟札、同十三年
酉十一月廿三日津貫村妙見棟札ニ有
り、

本田六右衛門正親 三河守、初出水地頭也、

本田助左エ門親光 後刑部 左衛門 或親昌トモ有り、

本田下野守親貞入道三省 文祿ヨリ慶長元年比、

本田甚兵衛 慶長年間、

吉田美作守清存 慶長の比地頭トアリ、

三原左エ門佐重種 慶長十年野間宮棟札亦ハ同十五年鷹屋
宮棟札ニアリ、諸右衛門ト記す、

島津下野守久元 元和四年ノ寛永八年迄、

喜入攝津守忠政 寛永九年ノ同十六年迄、

三原左衛門佐重庸 重饒トモ、寛永十六年三月ノ正保元年
迄、
寛文十二年迄、
寛文十二年迄、
寛文十二年迄、

島津安藝守久雄 寛永廿一年六月朔日ノ寛文十二年迄、
迄トモアリ、

町田勘解由忠代 久則トモ 初久昌 忠貞 源六 源左衛
門 後伊賀、寛文八年申二月一日、
二年在國老

島津市正忠廣 初忠弘 大隅 主計 慶忠坊 寶壽院萬山、
寛文九年西五月廿八日ノ延寶八年十二月
迄、或寛文七年ノ延寶七年迄トモ、

・佐多豊前久達 延寶八年申十二月廿七日或九年寶永三年迄

・島津圖書久方 寶永四年或五年十月八日或五年享保三年迄、

・島津左仲久春 後大藏、享保九年辰正月十一日延享三年寅二月廿三日迄後明所、

・島津右平太久品 後右京、主鈴、延享三年寅八月七日延享三年午十一月六日迄後明所、

・高橋縫殿種壽 後此面、寶曆六年或五年子七月廿八日明和五年子七月廿五日迄後明所、

・二階堂主計行旦 初森右衛門、部、安永四年未正月十一日或五年十一月十一日トモアリ 寶政二年戌九月十六日迄後明所、

・伊勢播摩貞矩 寶政四年子二月廿五日或十二月享和元年酉七月十日迄後明所、

・菱刈下總隆邑 享和元年酉十月廿七日或十二月文化三年寅八月三日迄後明所、

・島津安房久備 文化十一年戌七月十七日文政七年申七月二日迄後明所、

・島津但馬久風 文政七年申十二月晦日天保五年午三月六日迄後明所、

・菱刈安房隆觀 天保五年午九月廿五日弘化三年午三月廿五日迄後明所、

・島津壹岐久武 弘化三年午八月廿五日嘉永三戌四月廿八日明所、

川上筑後久封 嘉永五年子、

二二 桑原郡

横川 惣高四千三百三十五石餘 狩夫百九十八人 『地頭職高五拾石』

宮丸中務少輔久任 初又十郎ト云、樺山美濃守廣久ノ弟也、

菱刈中務 菱刈領之時、永祿中、

嶋津中務少輔家久 永祿十一年辰正月元龜元春迄、此時又七郎と稱す、領主ニテ地頭ニ非すといへとも此ニ載す、

新納十郎久包 後兵部左衛門、越後守、忠包、天正八年より以前なるへし、文祿元年ニハ死去也、

伊集院肥前守久春 天正拾貳年比地頭、後飯野ニ移る、踊神社棟札ニ久信と有り、

猿渡新助信商 慶長之比、

上原大藏太輔尙演 初右衛門と云歟、寛永五より九年比、

・伊勢六郎左衛門貞秋 正保二年比寛文之初迄歟、

・桂八左衛門忠守 初彦三郎、外記、頼張、御用人、實仁禮頼景之三男、寛文二年二月晦日より定、

・別府式部左衛門 寛文八年九月十日定、

・岩切六右衛門 寛文十三・七月三日定、

・諏訪采女兼延 延寶七年正月廿七日イ六年十二月廿三日トモ、

・志岐藤左衛門 延寶八年申八月十二日定、

・猿渡喜右衛門 御用人、元祿四年未七月廿九日定、

・伊集院爲右衛門久饒 初久芳、吉右衛門、志賀、元祿七年戌九月廿七日定、

・町田孫七 元祿十二年卯五月九日定、

・讚良權左衛門貞伴 寶永三年戌正月廿七日、

・平田孫太郎宗恆 正徳三年巳十一月十九日トモアリ享保九年辰八月九日迄トモアリ、

・諏訪仲右衛門 仲左衛門トモ、享保十一年午二月六日同十七日迄六日、

・尾上權六 後甚五左衛門、享保十八年丑正月十一日六日元文四末十二月九日迄、

・三崎平太 後文太夫、寛保三年亥七月十八日六日寛延元年辰八月廿八日迄、

・菱刈孫兵衛 寛延元年辰九月四日六日、

・山田元石工門 寛延二年巳十一月廿三日六日寶曆六年子正月十一日迄、

・島津求馬 頼母 寶曆八年寅正月十一日六日同十三年末七月十八日迄、

・村橋左膳 明和五年子二月朔日六日安永六年酉九月六日迄、

・町田幸太郎 安永十年丑正月十一日六日寛政十二申七月十四日迄、

・島津内膳久中 寛政十二年申七月十日六日、

・石黒戸後左工門 寛政十三酉正月十一日六日、

・村橋左膳 文化二丑正月十一日六日同三寅四月十一日迄、

・島津彦太夫 文化三寅六月九日六日同五辰九月廿七日迄、

・島津直江 文化六巳正月十一日六日、

・松崎善助 求馬 〇十年
初大藏 後隼見、文政十一年亥九月十一日六日嘉永五年子正月十一日迄、

鎌田哲二郎 嘉永五年子正月十一日六日物頭ニテ、

二四 桑原郡 吉松

惣高四千七百五十九石餘 狩夫百九人
『地頭職高五拾石』

相良日向守

山口大藏 天正八年比、又同比地頭代ニ曾木越中守と有り、
異本ニ越中守地頭ニテ大藏地頭代と有り、可考、

有川長門守入道恕閑 根元記ニミユ、

有川能登守

末吉根元記ニ在り、又同書仁五工門恕閑と在候、同人誤考、

上原右衛門尉

大藏、尙演初名なるへし、横川頼娃氏由緒ニ吉松より横川に移ると有り、

平田越前守宗親 慶長之比、

南郷治部少輔

野村大學

川田助太郎義架

寛永九年比、
前二入 初治十郎 治部左衛門 采女正、慶長ノ比カ、

伊地知周防守重康

後仲左衛門、萬治之初比歟、

新納仲次郎忠彰

後近江守 入道達心齋、横目頭、

鎌田太郎右衛門政榮

初大炊助、御使役也、

平田民部左衛門宗門

肥後長左衛門盛行 實町田久政之三男、肥後氏ノ嗣となる、吟味役、寛文七年二月三日の地頭

伊東刑部左衛門 延寶二年二月の『定』、

志岐藤左衛門 延寶七年六月十二日、

伊東六右衛門祐章 延寶八年申八月十二日、後御納奉行(自脱之等承ル)

伊地知八右衛門 貞享二年十一月の元祿四年迄、

野村才右衛門 後監物、元祿四年『末』五月十七日七月廿九日とも

赤塚源太左衛門 後新次郎、寶永四年亥十月廿九日、

本城源四郎忠辰 寶永七年寅七月二日、

大山後角右衛門 享保二年酉八月廿八日、

仁禮仲右衛門 享保四年亥十二月十一日、享保七寅十二月十七日迄、

土持權兵衛信秋 後十右衛門、享保九年辰正月十一日、同十一月七月十三日迄、

森川孫太夫 享保十三年申三月十五日、同年十二月七日迄、

迫水喜太夫 享保十五年戌正月十一日、同十六亥七月朔日迄、

米良藤右衛門 享保十七年子八月十一日、延享三年二月十九日迄、

川上彌五太夫 明和三年戌正月十一日『迄』、

種子島十郎太夫 明和五年正月十一日、天明八年七月六日迄、

北郷八右衛門 天明八年申十二月朔日、

桂外記 『寛政四子九月廿八日、同七卯七月朔日迄』、

今村競 『寛政八辰三月廿八日、文化十四丑七月廿二日迄』、

土持權之丞盈中 『文化十五寅三月十五日、文政九戌六月廿九日迄』、

石原庄太夫 文政九戌十一月廿八日、同十二月廿六日迄、

川上彌五太夫久運 『文政十三寅正月十一日、嘉永二酉五月廿八日迄』、

伊集院周右衛門 嘉永四亥八月、

二五 始羅郡

鹿兒島

吉田

『地頭職高五拾石』
物高五千六百十二石餘
狩夫百七十五人

平野六郎左エ門友知 初丹後 民部左衛門、冒國分氏、

伊地知式部少輔重成 後筑前守、吉田城代ト爲リ居レリト自家ノ譜ニミヘタリ、

桂太郎兵衛忠増 日隅不詳、寛永十四死去、

本田下野守親貞入道三省 自系吉田、加世田地頭と有り、

伊勢平左エ門貞成 飯之 吉田・蒲生地頭と有り、

比志島掃部助國詮 初孫四郎、河内守 義弘御隠居御家老、寛永九年比地頭、

島津中務 忠榮ナラン、元和ノ比カ、

樺山權左エ門 久盈ナラン、寛永中カ、同十九死去、

村田藤兵衛經固 御勘定奉行・御船奉行・町奉行吟味役・御使役等相勤

島津清太夫久元

御物奉行也、豊前久守弟、初主計、後帶刀、一旦喜入氏後嗣ト成、正保元年申ヨ、明曆三年迄歿、

島津又助忠清

玄蕃忠紀弟、實大和守久章之子也、明曆四・四年九月三日『定』、

大野源右エ門

寛文二年九月三日『定』、寛文五年二月二日『定』、
半人久明ノコトナラン

阿多十左エ門

寛文五年二月二日『定』、

鎌田太郎右エ門 延寶八年申八月十二日、

島津大藏久明 初久始 式部、天和二年三月廿八日、

町田式部 天和二年戌八月七日、

島津助太夫 貞享三年寅九月廿七日、元祿三年迄、

相良四郎五郎 元祿四年未七月廿九日、

島津頼母 久記カ、寶永三年戌正月廿七日、
二年酉十月三日、トモ

島津十郎左エ門 寶永七年三月十八日、享保三年戌三月朔日迄、

和田次兵衛 享保三年戌四月十八日、同十一年午八月五日迄、

相良源太夫 享保十二年未正月廿一日、同十八年丑八月朔日迄、

土持新八榮貞 享保廿年卯九月十八日、延享三年寅七月、廿日迄、

福山平太夫 延享四年卯八月四日、寛延四未八月二日迄、

祢寝孫左エ門 『後式部』、寶曆四年戌正月十一日、同六年七月廿八日迄、

四本庄藏 寶曆十一年巳九月四日、同十三年未六月廿二日迄、

村上桂馬 『後靜馬』、明和二年酉二月十七日、安永四年未正月十八日迄、

市田喜内 後勘解由、安永五年申九月十九日、

岩下佐次右エ門 『元』、天明二年寅二月九日、同五年巳五月十三日迄、

谷村孫右エ門 『元』、天明七年未四月十日、寛政三亥正月十一日迄、

村田伊左エ門 『元』、寛政三年亥三月十九日、同九巳閏七月十日迄、

富山逸見 『寛政十年正月十一日』、

川上頼母 『享和二戌八月廿一日』、文化七年十月廿七日迄、

岩切嘉藤次 『文化九申正月十一日』、同十一戌二月六日迄、

肝付帶刀 『文化十一戌六月四日』、同十四丑八月十一日迄、

島津頼母久武 『文化十五寅正月十一日』、

平山五郎右エ門 『天保四巳正月十一日』、同五年十二月廿七日迄、

里村藤十郎 『天保六未七月十九日』、同十一子十二月十一日迄、

寺尾庄兵衛 『天保十二丑四月十三日』、嘉永三戌四月十二日迄、

赤松主水 嘉永三戌五月十五日、

二六 諸縣郡

吉田

惣高三千四百八十二石餘 狩夫五三人
十「地頭職高五拾石」

本村石見守

北原安藝守

鎌田尾張守 初刑部左衛門、

南郷若狹守忠寬

白坂美濃守兼頼 天正之比、

伊地知甚左衛門重辰入道昌繁

弟子丸越後守宗増入道紹閑

始美作守 肥前守、吉田・福島地頭とあり、
寛永九・三月死去也、寛永五・四月十七日貞昌・久元連判書ニ眞幸・吉田江被召移云々と有り、

八木越後守

弟子丸藤左工門宗辰

寛永十五年御加増云々口ミユ、寛永十五年死去とあれハ寛文元年ハ誤ならん
寛永十五年御加増云々口ミユ、寛永十五年死去とあれハ寛文元年ハ誤ならん

弟子丸藤左工門宗盈

宗辰子、初右京 播戸守と云、寛文元年死去と有り、
『親藤左衛門地頭直ニ』、『定』

長谷場兵右工門純正
長谷場縫殿

御吟味役、寛文二年二月晦日同一年迄、
兵右衛門トモ、寛文十年十二月同十二年九月迄、

・鎌田後藤兵衛 寛文十三年九月十八日「六日」延寶六年迄、

・大島清太夫久成 初忠成 孫次郎 掃部、延寶七正月廿七日「十六年」十二月廿日トモ 貞享元迄、

・喜入休右衛門久則 初吉兵衛 後十郎右衛門、貞享元九月二日「初」アリ 同五年二月迄、

・五代舍人 貞享五年辰九月五日「二月」トモ 元祿二年迄、

・島津主水 元祿二巳四月五日「二月」ヨリトモ 寶永二年十月三日迄、

・川上上野久尙 初彦太郎 寶永三戌正月廿七日「二年」ヨリトモ、

・川上久馬久東 後一學慰咬、寶永六年丑九月十四日「八月」ヨリトモ、

・新納右衛門 後五郎右衛門、享保九辰正月十一日迄、

・島津小平太 久幸カ、延享五年辰二月十五日迄、寶曆十辰正月十一日迄、

・本田太兵衛 寶曆十三年未七月廿八日迄、明和元年申閏十二月廿九日迄、
「十四日」

・西平太 後恰之助、明和四年亥八月廿四日迄、安永六年酉十月晦日迄、

・伊集院伊膳 安永十年丑正月十九日迄、寛政五丑十月十九日迄、

・大野清太夫 寛政六寅正月十一日同八辰八月十四日迄、

・北條織部 寛政九巳三月朔日迄、文化十四丑二月十五日迄、

・種子嶋六郎 文政五年七月七日迄、

・平田助太夫 文政九戌正月十一日迄、天保十三寅三月十七日迄、

相良典禮長洪 天保十四卯正月十一日〆、
『貞享二ノ八月〆、元祿三年迄トモ、』

市來源右衛門 嘉永四年〇月教授ニテ、

竹下仁左エ門 嘉永五年子正月十一日〆、物頭ニ而、

汾陽次郎右衛門 安政三年辰〆、

上村休兵衛

二七 高城郡 惣高五千七百五十七石餘 狩夫七
百五十五人
高城 『地頭職高五拾石』

新納仲左衛門忠雄 寛永九年比、

敷根筑前

北郷佐渡

・北郷作左エ門

・福屋助左エ門兼全 御納戸奉行・吟味役・京大坂御留守
居、寛文三年十一月廿日〆、『定』、

・本田六左エ門 寛文七年二月三日〆、『定』、

・川上上野介久運 寛文十一年亥三月三日〆、『定』、
『十一年十一月〆同、十一ノ善迄トモ、』

・平田民部左エ門宗門 寛文十二年子七月七日〆、『定』、
『十二年春、ヨリトモ、』

・村田爲左エ門 延寶七年正月廿七日、善太夫經智の事なる
へし御用人也、

・碓山次右エ門 延寶八年申八月十二日〆、『貞享二ノ八月〆、元祿三年迄トモ、』

・向井市之充 天和三年亥五月十三日〆、『元祿三年よりともあり、』

・鎌田十左エ門 寶永三年戌正月廿七日〆、

・本田六左エ門 寶永四年亥十月八日〆、

・伊集院用之助 寶永六年丑八月廿五日〆正徳元年卯八月廿
一日迄、『七日』

・三原佐々右エ門 正徳二年辰正月十日〆享保四年亥十一月
廿六日迄、『十二月』

・米良藤右エ門 享保七年寅七月十八日〆、

・伊集院十藏 享保十二年正月廿一日〆同廿年卯七月廿八日
迄、『迄』

・野村勘兵衛 元文三年午七月初日〆延享元年子六月十五日
迄、『迄』

・鎌田六郎太夫 後太郎右エ門、延享四年卯八月廿一日〆明
和三年戌正月十一日迄、『迄』

・菱刈孫兵衛 明和六年丑十二月六日〆、

・篠崎藏太左エ門 安永七年戌九月十一日〆寛政四子五月廿
日迄、『迄』

・北郷八右エ門 寛政四年子八月廿八日〆寛政五年丑四月三
日迄、『迄』

・新納五郎右エ門 寛政六年寅正月十一日〆文化四年卯十一
月十五日迄、『迄』

・川田求馬 文化五年辰正月十一日〆同十一年戌三月三日迄、『迄』

・新納織部 文化十三年正月十一日〆同十五年正月十一日迄、『廿日』

・伊集院藏主 文化十五年寅正月廿日〆天保三年辰十二月廿
六日迄、『迄』

・町田監物久要 天保四年己六月廿一日廿二日、

二八 薩广郡

高江

惣高三千四百十六石餘 狩夫二百六十人
『地頭職高百石』

山田越前守有信入道理安

藏人有徳之子、初新助と云、御家老也、

野村市右エ門清綱

天正八年比、高麗御供、高江地頭と有り、

土持左馬權頭盈信

義久公五百石を給候、大崎・高江・會於郡・山崎等之地頭と有り、寛永八年辛丑(マ)轉大崎高江地頭ニ補ストアリ、

伊地知彦右エ門重傳

喜兵衛入道安心之子、初掃部 内藏 允と云、

伊東肥後守祐辰

御兵具奉行也、

土持權之丞信全

實諏訪采女兼延三男也、信全高江地頭ノコト、自糸ニミヘス、

・伊東三左エ門

・伊勢六郎左エ門

寛文五年二月二日『定』、

・田久左エ門親宣入道景黄(本カ)

御納戸奉行・吟味役、寛文七年二月三日『定』、

・岩切六右エ門

寛文八年九月十日『定』、

・汾陽次郎右エ門光東

吟味役、寛文八年九月十日『定』、

・鎌田源左エ門

延寶四年九月『定』、

・新納小右エ門

貞享五年辰九月五日、

・別府式部左衛門 元祿十二卯五月九日、

・山田源之丞 御用人、『初四郎兵衛』、

・上村權兵衛行隆 寶永六年、丑御證文ニ有之、

・戸田平次

享保八年卯十二月十一日、寛保三年亥正月十一日迄

・堀堀右エ門

延享四年卯八月四日より明和二年七月十八日迄

・仁禮仲右エ門

明和七年寅正月十五日、天明四年辰正月廿一日迄

・岸喜右衛門

天明五年己正月十一日、同八年申八月十一日迄

・西恰之助

寛政二年戌正月十一日、文化十年酉四月二日迄

・島津靱負

文化十一年戌六月四日、文政九年、

・比志島相馬

文政九年戌正月十一日、天保五年八月廿七日迄

・吉利主馬久利

天保六年未正月十一日、同九年 迄、

・島津數馬

『後要人』、天保十一年子正月十一日、

江田五郎左エ門

二九 出水郡

高尾野

惣高五千五百七十八石餘 狩夫三百三人
『地頭職高五拾石』

市來加賀守家諸入道元齋

仕薩州家、文祿三年死去也、初民部少輔ト云、

仁禮左近將監景頼 寛永九年比、

・諏訪甚左エ門正兼 明曆四年九月十日『定』三年春ノ寛文二年迄トモアリ、

・島津民部 寛文三年卯三月廿三日『定』二年〇寛文五年二月十五日ノ島津民部トアリ、同人ヲ云ナラン『定』六年冬迄、

・比志島内記 寛文五年二月二日より『定』正月トモ同六年冬迄、

・平田藤右衛門宗則 藤七兵衛宗政之養子、實弟也、寛文七年二月三日『定』六年冬迄、

・川上將監久將 寛文八年九月十日『定』、

・伊東次郎右エ門祐之 寛文十一年亥七月十七日『定』、

・平山久馬助久行 延寶四年九月『定』、

・平田清右衛門純音 吟味役・京大坂藏奉行・御用人、延寶七年正月廿七日『定』六月十二月七未正月廿七日廿日トモ、

・五代采女 初勝左衛門 『延寶八申八月十二日』、

・相良吉右エ門 元禄十年、正月廿五日『定』九月十一月二日ヨリトモ同十二年春迄、

・伊勢彌九郎 後兵部、元禄十二卯五月九日、

・樺山權左エ門久堅 後主計、享保三年戌三月朔日『定』同九年辰六月廿一日迄、轉市來、

・頼娃長左エ門 後左京、享保九年辰九月四日『定』廿年卯七月廿八日迄、

・北郷助太夫 元文四年未七月廿一日、

・相良彌市兵衛 寛延二年巳六月十五日『定』寶曆十三年未七月廿八日迄、

・河上久馬 明和四年亥八月廿四日『定』安永七戌九月十一日迄、

・愛甲藏記 御側役・御側御用人、安永八年亥正月十一日『定』、

・相良兎毛 天明八年申八月十九日『定』、

・藥丸猪右エ門 『寛政七卯正月十一日』、

・島津波門 『寛政十二申正月十一日』、

・喜入多門久通 『文政二卯十月廿九日』、

・平川市左エ門常昭 『文政十三寅正月十一日』天保十五年九月廿三日迄、

・森川利右エ門長喬 『天保十五辰十月廿七日』嘉永五年子正月十一日迄、

・三原藤五郎經禮 嘉永五年子正月十一日『定』、

三〇 谷山郡

谷山

『地頭職高百石』
惣高一萬二千六百十石餘
狩夫千四百五十六人

伊地知右衛門兵衛重勝 初又七 事島津實久、領谷山地頭職、後移山北死、

大野駿河守・伊集院山城守 天文八年比地頭ナリ、

有川六郎左エ門貞末 初長門守、費久公御代、

川上左近將監久辰 天正七、八年比、

本田甚兵衛

伊勢兵部少輔貞昌 慶長元年寛永十八年迄、

伊勢兵部貞昭 寛永十八年寛文三年迄、八月四日死去也、

伊東肥後守祐昌 初仁右衛門、谷山・水引・頼娃・栗野等
地頭と有り、

・諏訪左右エ門兼利 寛文八年九月十日七月延寶八年迄、

・肝付主殿久兼 延寶八年申八月廿二日七月廿日天和三年迄
二年三月、

・町田勘解由忠代 初源左衛門 後伊賀、天和二年戊四月十
五日三年貞享三・九月迄、

・中神内藏之丞 御用人也、貞享三年寅九月十日廿七日元
祿五年迄、

・野村太郎左エ門 イナシ吟味役・御用人、元祿六年酉正月廿四日
廿二月十一月元祿九迄、『定』

・鎌田後藤兵衛政方 元祿十年正月廿五日ヨリ冬、

・向井市之允友貞 寶永三年戊六月廿日或六日或二年酉

・米良藤右エ門 御側御用人、後比志島家後嗣準人ト改、寶
永五年正月廿八日四年寅秋トモ、後比志嶋準人、

・義岡右京久守 享保三年戊三月朔日トモ、同十三死去、御家
老也、

・島津彦太夫 享保七年寅正月十三日トモ同十六亥六月六日迄、
久當カ

『明所享保十六亥六月六日』

・島津帶刀久名 享保十七年子正月十一日廿年卯七月廿三日
迄其後明所、初主計、大目附也、

・頼娃左京 享保廿年卯七月廿八日トモ、

・鎌田太郎右エ門 元文三年午七月廿六日トモ延享四年卯七月
廿二日迄其後明所、

・本田作左エ門 延享四年卯八月九日トモ寛延二年巳八月十五
日迄其後明所、

・島津内記久映 寛延二年巳十一月廿三日ヨリ若年寄ニテ、

・島津奎久峯 寶曆四年戊四月十一日、

・島津小平太久金 後左中、伊賀ノコトカ、寶曆十年辰正月十
一日トモ同十一年巳九月四日迄其後明所、

・福寝式部 後小松ト號ス、寶曆十一年巳九月十三日、

・島津采女 明和八年卯四月十三日トモ安永九年子七月十四日
迄其後明所、

・伊勢兵部 後伊豆 播厂、安永十年丑正月十一日、

・山岡雅樂久方 寛政三年亥三月廿一日、

・小林仲太兵衛 後一學、寛政四年子二月廿五日より十一年
未十二月廿五日迄、

・赤松市正則方 寛政十二申八月十五日トモ、

・島津將監 享和元酉十二月廿七日トモ文化三年寅五月朔日迄
久當カ後明所、

・島津安房 久備 文化四年卯四月六日トモ、

・島津相馬 文化六年巳正月十一日トモ同十四年丑五月十三日
迄後明所、

・市田長門 文化十四年丑八月廿二日トモ文政二年卯之四月廿
五日迄後明所、

・川田信濃佐模 文政六年未九月九日トモ文政十二年丑四月
十六日トモ明所、

・菱刈奎之介隆觀 文政十二年丑五月九日トモ天保五年九月
廿五日トモ明所、

・島津將監久品 天保五年午十月六日〃同十五辰十二月廿二日〃明所
・喜入多門久通 弘化三年午正月十一日〃嘉永五年子正月十一日迄
・島津右門久福 嘉永五年子正月十一日より、

三一 阿多郡

田布施 惣高四千四百二十四石餘 狩夫七百十四人
「地頭職高五拾石」

後 圖書助中原貞息

有川氏歟、長享二年比棟札ニ同人ニ高橋村モ一所ニ領スルカ、
戊申七月廿一日諏方棟札ニアリ

田部三河守義廣

友久所領ノ御地頭ト大概記ニアリ、

前 伊集院大和守宿久 文明十八年比棟札ニアリ、

伊地知次郎左エ門尉重頼

初又七、忠昌公御代、延徳二年戌十二月廿四日諏方廟上梁文ニアリ、左太夫祖也、

上木貞俊 天文四年未十二月久玉明神棟札ニアリ、

鎌田圖書助政郷 天文六年八月池部村諏方棟札ニアリ、

鮫島又左エ門尉 天文六年比ヨリ、同十年十二月稻荷社棟札ニアリ、

鮫島土佐守宗豊入道双月

十三年棟札ニモアリ、十八年ニモアリ、宗増トモ、永祿十年比〃天正之末迄棟札ニアリ、十一年棟札ニアリ

永祿四年酉十二月伊勢大神宮棟札ニ鮫島藤原宗増トアリ、永祿十年ノ棟札ニ鮫島入道双月藤原宗増トアリ、天正十八年大野村鎮守大明神棟札ニミニユ

鎌田出雲守政近 初圖書助、義久公御代天正八年、

村田刑部少輔經永 慶長中ヨリ任職、元和九年〃移地頭トアリ、
此年、七月十七日諏方棟札アリ

上井東市正兼道 寛永七年九月廿四日、四十三歳江戸ニ死去、
里兼ノ子、御使役也、寛永五年〃同七年〃月棟札ニ諏訪初六

「此鎌田左京亮政高 政徳ノ子也、御使役、寛永十年〃慶安三年十月迄、
同九年比上井、
後ア 間前 後ルベシ」
兼道ノ弟也、兼道引續地頭ナルヘシ、寛永九年比同十年酉七月五日江戸ニ死去、十八才

・伊集院右衛門忠良 慶安三年十月〃同五年迄、

・諏方甚六正兼 寛永十年十一月棟札ニアリ、兼吉引續キカ、
正兼ハ後甚左衛門ト云ナルヘシ、
承應元ノ十月〃明曆三ノ八月迄、承應三年七月棟札ニ又十郎忠知トアリ

・島津又十郎忠興

後帶刀、一旦喜入氏後嗣ト成、御物奉行也、明曆三年九月十三日〃寛永六年迄、

・嶋津清太夫久元

宣親ノ子、初郷右衛門 大炊太夫 市右衛門、寛文七年二月三日定、
六年十月迄トモアリ、ヨリ同七年迄、

・鎌田太郎右衛門政榮

監物政貞ノ子、御使役、初大炊介、
七年未十一月廿日迄トモアリ、延寶同
寛文八年二月一日定、
十一年迄 直二次右衛門江

・鎌田次右衛門 寛文十二年子六月延寶八年迄、

・高橋左門 延寶八年申八月十二日七月トモ、天和三年迄、
九年迄トモ、

・仁禮與三左エ門 天和二年或三年三月、ヨリ貞享五年迄、
元祿元迄トモ、

・島津頼母久記入道全雄 初源七、元祿元年十月迄、寶永五

島津圖書 元祿中トアリ、

・島津又之進 寶永二年十月廿九日三日、

・堀甚左エ門 寶永三年戌六月六日正月廿四日トモ、正徳五年迄、

・相良仁右エ門聰香 初源藏 御側御目付・御用人、正徳五
年トモアリ、午十月廿七日迄、享保十三申九月十三日
後明所、

・諏訪甚左エ門 享保十五年正月十一日或十八年正月、同日迄
後明所、

・寺山源右エ門 享保十九寅正月十一日或十八年正月、廿年八月
九日迄、後明所、

・鎌田源左エ門 元文二年巳五月朔日或三年トモ、延享三年迄、

・大野清右エ門 延享四年卯八月四日或五年辰四月廿六日、

・蒲生十郎兵衛 延享五年辰七月廿五日左エ門トモ、寶曆四年十月七日
迄、後明所、

・名越左源太 寶曆十年辰正月十一日日迄、同十三年未十月十五
後明所、

・島津右膳 明和三年戌正月十一日、より安永二巳十月十七日、迄、後明所、

・平田平太左エ門

安永四年未正月十八日天明九年酉正月、
十七日迄、後明所、
七年二月迄トアリ

・嶋津内膳久中 寛政三年亥二月十九日若年寄、

・川上轉久芳 後右近、享和元年酉十二月廿七日若、

・村田孝右エ門 文化八年未正月十一日二日迄、同十四年丑八月廿
後明所、

・鷲頭主水 文化十五年寅二月廿八日文化十五年、文政三年辰九月八日
迄、後明所、

・坂元平左エ門直嵩 文政三年辰十月六日十一月トモ、文政九年戌十二
月廿三日迄、後明所、

・岩下半右衛門道格 後典膳 長左衛門、文政十年亥二月廿日
天保五年午八月十九日迄、後明所、

・島津主計久實 天保五年午八月十九日廿八日トモ、同十亥九月十九日
迄、後明所、

・種子島六郎時昭 天保十年亥九月十九日一日迄、弘化四未七月十
日迄、後明所、

・伊木七郎右エ門常誠 弘化四年未八月廿五日若、

三二 諸縣郡

高原

惣高四千三百五十八石餘 狩夫二
百七十六人
地頭職高五拾石、天正四年丙子八
月始置地頭

後殿 鎌田形部

刑部左衛門政年入道寬栖ノ事ならん、刑部左衛
尾張守寬栖ノ事なるへし、

前殿 上原長門守尙常

門政廣も天正八年比、志布志地頭ト見へ同時代
なれハ考フヘシ、天正四年比トアリ、
尙近トモ、

天正四年八月下旬〇天正十三年酉七月
飢肥地頭也、

上井次郎左エ門秀秋 天正之比、

吉田若狹守清親 若狹守朝清ト云モアリ、清存ノコトカ

山田越前守有信入道理安

新納休閑齋旅庵

入來院又六重時 慶長四年比、

島津大膳亮忠俊 ○後越前守忠榮 忠榮トモ、慶長十二比ノ寛永九年比迄見ユ、

村田九郎右エ門 寛永十一年ノ同十九年迄、太右エ門秀經高原地頭トあれハ同人を指す歟、

鎌田源左エ門政有 寛永廿年ノ慶安元年迄、

猿渡大炊 慶安二年ノ明暦元年迄、

相良主税 初吉右衛門 萬治元或明元年十一月ノ寛永六年三月迄 ○文 十月迄或三月トモ

明暦元十一月定地理志ニ寛文六、十月ノ同十三迄相良吉右衛門ト記セトモ、八年九月ヨリ阿久根地頭ニ轉ストミユレバ誤ナルコト明ケシ、

相良吉右エ門 寛文六年十月ノ同十三年迄、

喜入休右エ門久守 久供ノ子、御使役、初吉兵衛、寛文七年二月三日モアリ、

山田民部少カ輔有隆 初弥九郎、實ハ有榮ノ四男也、寛文九年五月廿八日ノ天和三年迄、

若松彦兵衛 天和三年亥三月ノ、

・村尾源左エ門重榮

・種子島次郎右エ門時春 北条時貞ノ子、初七右衛門主水、貞享元年十二月ノ三年寛三月モアリ、四年迄初月地頭ニ轉ス、

・喜入休右衛門久則 初吉兵衛、後十郎右エ門、貞享五年辰四月六日トモアリ、

・榊山諸權右エ門諸右エ門トモ 元祿九年十一月三日ノ、久福

・清水彌兵衛 寛永三年戊辰正月廿七日ノ正徳元三月迄 寛永二年

・左近允奥之太夫 正徳二年辰正月七日ノ享保三年戊辰三月朔日迄、

・市來勘左エ門 享保十一年午正月十一日ノ、

・伊集院仁左エ門兼矩 元文二年巳五月朔日ノ寛保二年戊五月十一日迄、

・畠山數馬 初喜藤次、延享五年辰二月十五日ノ寶曆十二年正月十一日迄、

・伊集院伊膳 寶曆十三年末七月廿八日ノ明和四亥七月廿八日迄、

・石黒戸後左エ門 明和四年亥八月廿四日ノ同八卯七月廿九日迄、

・榊山助之進 明和九年辰七月九日ノ、

・榊山助之進次 〔貼紙〕

日高次左衛門 爲 享和三亥五月朔日ノ文化七午四月廿日迄、

平嶋平八 文化八未五月廿九日ノ同九申正月廿七日迄、

義岡藏人 後久馬、文化九申十二月朔日より文政七申六月十九日迄、
久休カ
嶋津典禮久平 後相馬、文政八酉五月十五日より、』

三三 諸縣郡

高崎 舊屬高原、延寶八年申十二月廿九日命割大年田・前田・繩瀬之三邑、
建外城、始置地頭云、
惣高二千九百三十石餘 狩夫百四十人

・村尾源左衛門重榮 初舍人、延寶八年十二月廿九日、

・最上孫左エ門 寶永三年戌六月六日或二年ヨ

・平岡五郎右エ門之品 後内匠、寶永五年子三月三日或二月

・後醍院喜兵衛良政 御近習役・御側目付、寶永七寅二月廿五日ヨリ正徳五年未四月十四日迄、

・町田郷九郎 享保三年戌六月二日、

・木脇賀左エ門 享保九辰六月廿八日、同廿年卯正月十一日迄、

・有川孝右エ門 元文二年巳五月朔日、延享五辰七月廿五日迄、御勘定奉行・御用人等勤、曾木・高崎・佐多等地頭トアリ、

・岩下佐次右エ門 寛延三年午正月廿七日、寶曆十三未七月廿八日迄、

・有馬源五右エ門 寶曆十四申正月十一日、明和二年酉六月四日迄、

・町田幸太郎 明和二年酉十二月十五日、安永十丑正月十一日迄、

・堀四郎太夫 安永十年丑二月十五日、
六月

・山田靜馬 享和三亥五月朔日、文化五辰九月廿八日迄、

・上野善兵衛 文化九申正月十一日、同十二亥六月九日迄、

・鹿嶋傳後左衛門 文化十三子正月十一日、

・大窪源五 文政二卯正月十一日、天保二卯正月十一日迄、

・有川藤右衛門 天保三辰正月十一日、同五年二月十六日迄、

・義岡藏人久起 天保六未正月十一日、

三四 諸縣郡

高岡 惣高二萬千七百八十二石餘 狩夫千百三十三人
『地頭職高百石』

・比志嶋紀伊守國貞 初宮内少輔、慶長五年、

・比志島宮内少輔國隆 國貞子、後被誅、元和六年、寛永五

・島津下野守久元 寛永五年、同九年迄、

・仁禮藏人頼景 初小吉 舍人 信濃守、寛永九年、同十六年迄、正保三年死去、

・穎娃左馬介久政 寛永十六年、正保元迄、

・北郷佐渡久加 正保元年、承應三年迄、

・島津筑前守久頼 慶安二年七月十六日、
『定』承應三ヨリ寛文三年迄トモ、

- ・鎌田藏人正勝 政統養子、初筑後守、寛文四年二月十六日『咸三年十二月』、同六年迄、寛文六年八月十一日『定』、元禄八年五月迄、
- ・肝付主殿兼柄 初帶刀、典膳、元禄八年九月廿一日『定』、
- ・佐多豊前久遠 寶永四年亥二月廿三日『定』、正徳元九月島津御稱號拜領也、
- ・島津左久武 享保三戊七月五日『定』、
- ・樺山主計久堅 延享二年丑十月十二日『定』、寛延三年午九月廿一日迄、享保十一任國老、後久初、嶋津矢柄殿へ差引被仰付候、
- ・島津主鈴木品 寛延三年午十一月六日『定』、
- ・島津仲久健 明和四年亥二月十七日『定』、明所ニ相成差引被仰付候、初久曾權左衛門卜云、明和ニ任國老、天明七御免、
- ・桂織部中久 明和四年亥六月廿五日『定』、
- ・山岡齋宮久容 後市正、明和八年卯十月廿五日『定』、安永九年子二月十五日『定』、御家老也、
- ・二階堂主計行且カ 安永九年子二月十五日『定』、
- ・宮之原主膳通直 初字右工門、甚五太夫、天明二寅正月『定』、五日『定』、同七年未五月廿七日迄、
- ・喜入安房久福 天明七年未五月廿九日『定』、差引敷、
- ・關山紵金暉 天明八年申正月十一日『定』、同年四月十一日迄、
- ・島津求馬久純 寛政二年戌正月十一日『定』、同八辰四月廿八日迄、同廿九日川上久馬殿へ差引被仰付候、

- 『山田伯耆』有儀 寛政九巳六月廿一日『定』、
 - 『赤松市正』則方 享和三酉十二月廿七日『定』、文化三寅七月十一日迄、文化三寅七月十三日穎娃信濃殿へ差引被仰付候、
 - 『鎌田典膳』政興 文化五辰正月十一日『定』、文政二卯二月廿四日迄、明所ニ成川上右近殿へ差引被仰付候、
 - 『市田長門』義宣 文政二卯閏四月廿五日同四年四月九日迄、新納内藏殿へ差引被仰付候、
 - 『嶋津丹波』久長 文政九戌十一月廿八日『定』、天保五年六月九日迄、諏訪治部殿へ差引被仰付候、同六年未三月五日菱刈安房殿へ差引被仰付候、
 - 『嶋津石見』久浮 天保十亥八月十二日『定』、
- 三五 大隅郡 田代 惣高二千四十七石餘 狩夫三百六十六人
『地頭職高五拾石』
- 野間武藏守 應永ノ比、寝寝領地之時地頭也、
 - 町田甚兵衛久時 初久守 三郎五郎、慶長十九年九月『定』、
 - 町田休右工門久延 久時ノ子也、初新左工門、
 - 堀四郎左工門興延入道宗勳 吟味役・御使役、寛永廿年よ
 - 新納縫殿
 - 岩切嘉左工門 萬治三年九月廿九日『定』、
 - 堀四郎左工門 興延ノ子ニテ二代アルカ、

- ・ 澁谷周防重堅賢^イ、地頭ニ代アルカ 監物トモアリ、吟味役・御納戸奉行、寛文二年五月十七日より『定』
- ・ 鎌田太郎右衛門政榮 監物政貞之子、初大炊助、御使役、寛文七年二月三日『定』
- ・ 野津彌五左衛門 寛文八年申二月八日『定』
- ・ 大野源右衛門久明 寛文八年九月十日『定』
- ・ 是枝重右衛門快安 次郎左衛門トモ云、寛文九年六月八日『定』
- ・ 村田五郎左衛門經貞 太右衛門秀經養子、實新納右衛門三男也、御勘定奉行・奏者番、田代・敷根地頭、延寶二年二月『定』
- ・ 野村才右衛門昌綱 延寶七年正月廿七日『定』
- ・ 新納主稅久品 初帶刀、天和三年亥三月十八日『定』自系天和元年元祿三迄、或二年トモ
- ・ 嶋津主計忠雄 後帶刀、沖林、元祿六年十二月十九日『定』或三年、或六年十一月同十二年春迄、十六日トモ
- ・ 比志島善八 元祿十二年卯五月九日『定』
- ・ 福山平太夫 正徳三年巳十一月十九日『定』享保十二未□月廿一日迄
- ・ 島津彌市郎久純 享保十二年未正月廿一日『定』元文四未□月廿一日迄、後任國老
- ・ 岡元千右衛門 寛保四年子正月十一日『定』延享三年寅五月初日迄
- ・ 本田孫右工門 延享四年卯八月九日『定』寛延四年未八月二日迄
- ・ 島津助之丞 寶曆十二年午閏四月朔日『定』明和四年亥八月廿四日迄
- ・ 山田司 明和九年辰正月十一日『定』安永四年未正月十一日迄

- ・ 島津内記 安永六年酉正月十一日『定』寛政九巳八月廿一日迄
 - ・ 『町田監物 寛政十年正月十一日』
 - ・ 長崎甚七 文化四卯四月六日『定』
 - ・ 佐多六郎次郎 文化十四丑二月十五日『定』天保十亥正月十一日迄
 - ・ 相良甚太夫 天保十亥八月十二日『定』
 - ・ 種子嶋加次右衛門 嘉永三戌五月十五日『定』嘉永六年丑正月十一日迄
 - ・ 伊集院隼衛 嘉永六年丑正月十一日ヨリ、
- 三六 肝屬郡 高隈 舊屬申良 『地頭職高五拾石』 惣高二千七百三十五石余 狩夫百三十二人
- ・ 河越丹後守平家實 永祿九年三月廿六日、中津宮大明神棟札ニ見ユ、肝付良兼申良領之時也、
 - ・ 藤原秀孚 姓氏不詳、慶長十一比地頭トアリ、敷根氏家臣ナルヘシ、
 - ・ 仁禮民部左工門頼定 初小吉、明曆四年二月十四日『定』寛文四年辰十二月迄
 - ・ 三原次郎左工門重儀 奉膳兵衛、寛文五年二月二日トアリ、同人ナルヘシ
 - ・ 平田清石工門純音 初小左工門、吟味役、大坂藏奉行、御用人也、寛文十三年丑七月三日『定』
 - ・ 平山久馬助久行 後元仲、延寶三年四月十一日『定』二年十一月九日トモ
 - ・ 長谷場伊角純昭 延寶四年九月『定』

- ・伊東仁右工門祐秋 初三左工門、御納戸役、御吟味役、延寶五年巳八月十五日定、
- ・上井五郎左工門 延寶八年申八月十二日元祿十三年春迄、
- ・菱刈孫兵衛 寶永二年酉十月十二日享保三戌三月朔日迄、
- ・鎌田休之進 後平右工門、享保九年正月十一日同十二年正月廿一日迄、
- ・富山傳内左工門 享保十三年申三月十五日十八年丑八月朔日迄、
- ・藥丸長左工門 元文二年巳四月廿七日寛延四未十月九日、
- ・伊地知新太夫季周 寶曆二年申正月十一日同十二年午十一月十一日迄、
至御勘定奉行
- ・藤野休左工門 明和五年子正月十一日天明二年寅正月廿五日迄、
- ・島津右膳久有 初仁十郎歟天明五年巳正月十一日、
- ・伊勢雅樂 享和元酉十二月廿七日文化十四丑八月廿二日迄、
- ・志岐休之進 文化十五寅三月十五日文政十一子七月九日迄、
- ・福崎助七 文政十三(實力)正月十一日天保七申三月廿八日迄、
- ・北郷左門 天保七申六月廿六日同十亥七月廿二日迄、
- ・豎山武兵衛 久敬、天保十亥八月十二日、
- ・比志嶋靜馬 範雅、嘉永二酉六月廿八日、

三七

日州庄内 諸縣郡

惣高九千百十三石餘 狩夫三百七人 『地頭職高百石』

高城

新納越後守忠泰

惡四郎忠能ノ子 初十郎 兵部太輔、寛正六年比カ、文明元死去、

新納刑部少輔忠親

文明元年 忠泰子引續地頭、初十郎三郎、明應三戰死于志和地野久尾、

北郷藏人久盛

慶 忠相三男、天文中カ、永祿元年戰死恆吉宮ヶ原、年三十九、

北郷藏人久盛

久盛ノ子、父引續任職、永祿十二・三年比天正五棟ニモミユ、元龜三棟ニモミユ、カ、

北郷又次郎

天正八年比久盛引續補職カ、後藏人 久根或主膳正トモ改ルナルヘシ、

市來備前守家繁

文祿、慶長之比カ、松齡公飯野御在城ノ比、高城地頭ト大概記ニ

伊東右衛門

ミユ、可考 慶長十九カ、寛永迄、

市來八左工門家友

初掃部介 慶長十九カ、寛永迄、

吉田石工門佐清長

若狹清親之子、六郎右衛門トモ云、日州山陰地頭、百引・高城地頭、朝鮮・關ヶ原御供也、寛永中地頭歟、

三原次郎左工門重與

入道永安 地頭歟、寛永七年比、同十四年比

村田藤兵衛經固

吟味役、御使役、寛永廿一年六月朔日カ、

平田監物宗乘

寛文元年カ、貞享三死ス

岩切六右工門

寛文七年二月三日カ、定、

・桂李之助忠保 寛文八年九月十日^{『定』四年冬}延寶六年十月迄、

・澁谷周防重依 後嘉納右衛門、延寶七年正月廿七日^{或六年十月}迄、
元祿九年夏迄、^{『定』九年十一月}同十三年迄、

・平田藤右衛門 元祿十年正月廿五日^{三月トモ}迄、
同十三年迄、

・桂徹巖 元祿十四年巳九月十四日迄、

・桂外記忠厚 初忠親、太郎兵衛、寶永三年戌八月四日迄、
二年^{モアリ}迄、

・島津内藏 寶永六年丑九月十四日^{八月廿五日}迄、
享保十五年七月十三日迄、^{よりトモ}

・市來次郎左工門 後左中、享保十六亥正月十一日迄、

・川上瀨兵衛 寛延二年巳六月七日迄、
寶曆二年申八月十五日迄、^{廿九日}

・河野安之右工門 後八郎左衛門、寶曆三年酉七月廿六日迄、
同十一年正月十一日迄、

・堀甚左工門 後四郎太夫、寶曆十二年閏四月朔日迄、
『明和』八卯六月七日迄、

・平田新左工門 後靱負、安永二年巳七月六日迄、
『寛政四子』二月六日迄、

・北郷賀門 後下部、寛政四子十一月九日迄、
同十一年十月九日迄、

・名越右膳 寛政十二申正月十一日迄、
文化八未十二月七日迄、

・田中藤右衛門 文化十酉三月十五日病死後地頭職之筋を以
被下候也、

・島山式部 後主馬、文政七申八月廿一日迄、
同十一年十月廿八日迄、

・新納四郎右衛門 文政十三寅正月十一日迄、

・小田庄之丞 天保十一子正月十一日迄、

入來院平馬 嘉永二酉五月廿八日迄、

・蒲生郷右工門 嘉永五年子正月十一日迄、
町奉行ニテ、

・吉井源七郎

・島津藏人

三八 噯嗽郡 財部 惣高八千九十八石餘 狩夫三百四十人
『地頭職高五拾石』

・北郷掃部助 天正八年比、

・鎌田筑前守政心 天正八年庚辰ノ比、今高鍋ヲ天正ノ比ハ
財部ト書リ、彼地ノ地頭カ、

・喜入大炊助久正入道紹嘉 圖書助忠通ノ養子、

・伊集院宮内少輔忠昭 慶長ノ比、

・相良日向守長泰入道閑栖 初冒稻留氏、新介、新右衛門ト
云、元和比カ、寛永七死去、

・相良李之助長信 玄番助頼豐子、初玄番ト云、御使役也、
寛永九年比、

・相良李助長員 長信ノ子、初新右衛門、長治、寛文二年比
迄此年五月轉子
隱之城地頭、

・本田右工門親平 後弥五右衛門、初新介、與五郎、吟味役、
京都藏奉行、羽月・財部・綾等、地頭也、
寛文二年五月廿九日迄、^{『定』}

・伊集院十右工門久朝 寛文五年二月二日迄、^{『定』}

・伊集院爲右工門忠鏡

初清兵衛、御使役、寛文七年二月三日迄、
〔定〕六年多同十年迄、
日多トモトモ

・財部傳右工門盛堯

御納戸奉行・奏者番・町奉行・吟味役、
後倉岡移地頭也、寛文十年冬より六月廿四日迄、
〔定〕トモ

・伊東五右工門 延寶七年正月廿七日迄、

仁禮與三左工門

・高橋左門 天和三年亥五月十三日迄、

・伊集院十右工門久朝 貞享元九月迄元祿二年春迄、二代ア
ルカ亦再カ、

伊集院刑部久弘 元祿二年二月十日迄同十一年迄、

・伊集院源助久矩 初久寛 後藏人、元祿十二卯五月九日迄、

〔彌渡〕
・種子島仙十郎 正徳五年末十月朔日迄、

・種子島十左工門時成 後織部、享保九年辰九月四日迄同十一年午七月十三日迄、

・島津藤次郎 自寛保十一年午九月朔日迄同十六年亥十二月廿八日迄、

・山田新助 自享保廿卯正月十一日至元文三年午二月朔日迄、

・二階堂林左工門 享保二年戌正月十一日迄、

・町田直右工門 延寶五年辰正月十一日迄寶曆二年申九月二日迄、

・川上勘解由 明和三年戌正月十八日迄同五年子五月廿二日迄、

・北郷七郎左工門

明和七年寅正月十一日迄安永四年未九月十五日迄、

・島津求馬

安永六年酉正月十一日迄天明七年未七月廿一日迄、

・新納次郎四郎久命 天明七年未八月十五日迄、

〔新納織部 寛政五丑正月十九日迄、

關山軍兵衛 文化十三年正月十一日迄文政十二丑六月七日迄、

北郷男吏久央 文政十三寅正月十一日迄、

三九 菱刈郡

曾木

惣高三千六百六十五石餘 狩夫二百四十五人
〔地頭職高五拾石〕

久富木千代太郎丸

永祿十年卯七月曾木村諏方大明神棟札ニアリ、

菱刈越後重昌

義久公曾木一所ヲ賜ふトアリ、地頭ニテハナキカ、

新納治部少輔忠誠 久厚ハ別人カ、三保御陳地頭列ニアリ、
〔天正八年〕

新納駿河守 天正之比、慶長已前なるべし、

新納孫右工門尉 末吉根元記ニ見へたり、

宮原筑前守 末吉根元記之内ニ見へたり、時代可糺、

本田伊与守親正

内藏丞親孝ノ子、寛永ノ初比地頭、承應二年死去也、

伊勢美濃守貞長

・阿多六郎右エ門忠朗 初源七、勘解由、御納戸奉行・町奉行也、勝右衛門忠増之養子ニテ實町田駿河守久明二男也、

・最上右近義昌 土佐義時ノ子、那奉行也、寛文八年九月十日定、

・三原傳左エ門重隆 山奉行、御兵具奉行、野尻、勝岡、曾木地頭とアリ、寛文十二年五月九日定、

・相良與左エ門 延寶二年二月定、吟味役・京大坂藏奉行・御用人也、延寶三年正月十日トモアリ、定、

・伊東仁右エ門 延寶七年未正月ヨリ、

・相良新右エ門長隆 初新助、延寶八年申八月十二日、後伊角、奏者番也、天和三年二月廿八日ヨリトモ元祿十二年迄、

・比志島彦四郎國通 日ヨリトモ元祿十二年迄、

・鎌田傳兵衛 元祿十三年春ヨリ、

・村田喜右衛門 寶永二酉十月三日ヨリ、

・村田伊左エ門 前ノ喜右衛門事カ、御勘定奉行・物頭等相勤、曾木地頭トアリ、

・伊集院十藏 享保七年寅七月十八日ヨリ同十二年未正月十八日迄、

・有川幸右衛門 御用人・御勘定奉行、曾木・高崎・佐多等地頭とアリ、享保十五年辰正月十一日ヨリ同十八年丑六月廿八日迄、イ成、

・菱刈孫兵衛 享保廿年卯十一月廿四日ヨリ、

・島津要人 後市太夫、延享四年卯八月四日ヨリ寶曆八寅十二月十九日、

・新納五郎右衛門 寶曆十年辰正月十一日ヨリ、

・福山平太夫 安永五年申正月十一日ヨリ天明六年午九月十一日迄、

・吉利左門 寛政二戌三月十五日ヨリ同八辰三月廿日迄、

・諏訪甚六 寛政九己三月朔日ヨリ文化三寅四月四日迄、

・島津仲 文化三寅六月九日ヨリ文政七申八月廿一日迄、

・北條織部 文政八酉五月十五日ヨリ天保五年十一月廿八日迄、

・宮之原式部 天保六未五月十六日ヨリ同年十二月廿五日迄、

・桂宇右エ門 天保八申六月廿八日ヨリ同八年酉九月廿三日迄、

・岩切彦太夫 七歳、

・山口五郎右エ門利紀 『佐平次 又舍人 直記、天保十一年十二月朔日ヨリ、』

・諏訪數馬 嘉永四亥五月廿八日ヨリ、

四〇 囃噺郡

曾於郡 惣高四千三百四十一石餘 狩夫二百二十七人 『地頭職高五拾石』

・北郷次郎左エ門尉久利 大永六年比ヨリ忠相領ノ時、

・本田次郎左エ門 大永ノ比、忠兼公奉行衆、

・北原三河守辰綱 天文比、本田紀伊守董親領ノ時トアリ、可糺、

・財部筑前守盛住 天文廿一年弘治之比、北郷領之時也、

- 三原遠江守重秋 重益入道昌安トモアリ、弘治三年比永祿九年比、
- 平田狩野介宗應 永祿五戊五月トアリ、關ヶ原戰死也、
- 稅所新助篤知入道休心 篤澄トモ、後越前守、天正八年比、
- 新納勘解由 天正之比、
- 本田与左エ門公親 初大炊太夫、慶長十八年比カ、元和四年死去、義久公御家老也、
- 是枝大膳坊快順 義久公御代富隈町奉行也、
- 本田作左エ門元親 公親之子、初又二郎天正十一、大炊太夫美作守、
- 町田駿河守久門 初久充ト云、加賀守忠冬ノ子、寛永九年比、
- 町田八右エ門忠堯 久門ノ孫也、初右京ト云、
- 土持 掃部左馬左近盈信權之頭トモ云、左馬權之頭盈信、慶安三、九月十三日定、自系ニハ八トアリ、
- 桂李之助忠保 寛文五年二月二日定、
- 新納縫殿 寛文七年二月三日定、
- 別府式部左エ門 寛文十三年七月三日定、
- 市來次郎左エ門 元祿二年巳四月五日同十二春迄、
- 堀四郎右エ門興昌 後四郎太夫、御家老也、元祿十二卯五月九日迄、
- 相良權太夫 寶永三戊六月六日迄、

- 鎌田十左エ門政常 寶永八年比、享保十三申十二月三日迄、
- 本田新助 享保十六年亥正月十一日同十八年丑七月廿二日迄、
- 北郷權八 延享二年丑十一月六日同寛延二年巳十一月廿六日迄、
- 種子島宇左衛門 寶曆四年戌正月十一日同八年八月十九日迄、
- 町田源左エ門 寶曆十年辰正月十一日同明和二年酉三月廿七日迄、
- 佐久間新左衛門 明和三年戌七月十八日同安永四未正月十日迄、
- 兒玉祝人實門 安永六年酉八月廿八日迄、
- 北郷作左エ門 寛政二年戌三月十五日迄、
- 伊勢新五郎 寛政十二申六月廿二日同十三酉二月廿三日迄、
- 本田休兵衛 享和元西十一月十三日迄、
- 清水源左エ門 文化五辰正月十一日同閏六月廿一日迄、
- 種子島次右エ門 文化八月未正十五日同十四丑十一月廿一日迄、
- 豎山武兵衛 利武カ、文政元寅九月十九日同二卯十月十三日迄、
- 松元百集喜 文政五年正月十一日同天保十亥五月廿五日迄、
- 桂式部 天保十亥八月十二日同十二丑五月十日迄、
- 平原四郎兵衛 天保十二丑七月三日迄、
- 北郷多仲 嘉永五年子正月十一日迄、物頭ニテ、

四一 伊佐郡

霧田

惣高四千五百三十三石餘 狩夫三百一十二人
『地頭職高五拾石』

鎌田監物政貞

加賀守政在之子、寛永九年比、同十一年死去、

東郷若狭守昌重

後、桃山諸右衛門久廣ト云、寛永十一年正月、
正保三年日州松山地頭ニ轉ス、

大野内記

澁谷周防重堅

吟味役・御納戸奉行、承應四年正月八日、
『定』

岩切六右エ門

嘉左衛門トモ、寛文二・五月十一日、
『定』

北郷又次郎

寛文七年二月三日、
『定』

阿多六兵衛

六大夫忠寄コトナルヘシ、御納戸奉行・御兵
具奉行・吟味役・江戸御留守居、延寶三年卯
四月十一日、
『定』

三原次郎左エ門重儀

五郎兵衛重英之養子、實平山七兵衛
忠昭ノ二男、御納戸奉行・御勘定奉
行・奏者番、延寶九・正月、
『西』

大野源右エ門

隼人久明ノコトカ、

仁禮覺左エ門

貞享三年寅三月、
『西』

諏訪仲右エ門兼近

仲左衛門兼郷二男、元祿十二年卯五月
九日、

米良九郎右エ門

享保二年酉十月朔日、同七年寅十二月廿
六日迄、

島津右平太

享保九年辰閏四月朔日、元文二年巳四月廿五
日迄、

川上平右エ門

元文五年申十一月十五日、延享四年卯十二
月廿六日迄、

弟子丸与次右エ門弘充

初兵衛、延享五年辰七月廿五日
、
『西』

薬丸猪右エ門

『明和元年七月九日』安永二年巳八月十四
日迄、

町田勘解由

後式部、安永九年子正月十一日、天明五年巳
五月十三日迄、

山田彌九郎

天明八年申正月十一日、寛政三年亥十月六日
迄、

郷原金太夫

寛政四年子正月十一日、文化元子四月廿三
日迄、

小林中太兵衛

『文化二丑正月十一日』文政三辰正月十一
日迄、

鎌田典膳

『文政四巳正月十一日』天保六未七月六日迄、

島津主殿

『天保七申正月十一日』同九戌二月五日迄、

市田右近義近

『天保九戌六月十九日』嘉永元申六月十五
日迄、

『東郷藤兵衛

嘉永二酉四月廿五日、

田原藤太左エ門

嘉永五年子正月十一日、

四二 噲啖郡

恆吉

惣高三千四百石餘 狩夫百九十三
人
『地頭職高五拾石』

肝付加賀守兼吉

天文廿二年比、肝付領ノ時、

新納勘解由次官忠家

初又八郎ト云、天正八年比、同十四年十二月七日豊後利滿城攻玉時恆吉ノ士卒ヲ率ヒ城乗ノ時鐵炮ニテテ死ス、子孫大口ノ士ニアリ

小杓治部少輔頼榮

天正十一年比、北郷氏臣、

寺山四郎左工門久兼

慶長四年比、同九年比ニモミユ、

平田安房介宗衡

慶長十五年、元和五年五月廿日病死、

伊勢美濃守貞長

寛永三年比、

相良權兵衛尉頼員

寛永九年比、

吉利下總守忠張

寛永十六年卯七月恆吉地頭職被仰付候、

祢寢右近重長

或重永、

伊東次郎右工門祐之

御用人也、

島津豊前久邦

初三郎二郎後豊後守、大目附役、寛文三年四月三日、定、

山田民部少輔有隆

實有榮四男也、初彌九郎有清ト云、寛文九年ヨリ、

丹生彌兵衛信詮

寛文九年五月廿八日、定、

上村茂兵衛

吟味役也、延寶二年二月、定、

若松十左工門

延寶四年九月廿一日、定、

諏訪采女兼延

御使役也、延寶八年申八月十二日、貞享元年八月四日五十九歳死去、

大島清太夫久成

初忠成、孫二郎掃部ト云、貞享元年子九月、

相良奎之助長賢 寶永三年戌六月六日、

上村權兵衛行隆 寶永四年十二月十六日、

伊地知八郎兵衛重供 寶永六年丑九月十四日、後越右衛門至御用人、御勘定奉行、

大野七郎太夫 享保三年戌正月十五日、寛保元酉十二月朔日迄、

町田仲右工門 延享二年丑正月十一日、寛延三年午十月十日迄、

名越左源太 寶曆二年申正月十一日、同十辰正月十一日迄、

新納次郎四郎久禱 寶曆十辰五月九日、明和八年四月十三日迄、至大目附職、

末川織衛 安永二年巳正月十五日、安永七年戌九月十一日迄、

伊地知嘉右工門季置 安永十丑正月十一日、寛政二年戌十一月六日迄、

迫水善左工門 寛政三年亥十月六日、同十年十一月三日迄、

有川勇馬 御用人也、『可糺也、寛政十一未三月晦日、』

伊東仙太夫 文政二卯正月十一日、同四巳七月廿日迄、

本田久米 後二郎、文政五年正月十一日、同九戌七月廿一日迄、

澁谷充内 文政九戌十一月三日、同十亥八月廿七日迄、

伊集院伊膳久文 文政十亥九月十一日、

平田鞆負正保 嘉永二酉六月廿八日、

四三 出水郡

『出水之内明曆四・二月二日新外城ニ成』
長島 『地頭職高五拾石』惣高二千八百四石餘
狩夫五百四十六人

・仁禮左近景頼 明曆四年二月十四日〆『定』、

仁禮太郎兵衛景治 後寛左衛門、吟味役也、

・川上將監久將 寛文五年二月二日〆『定』、

・相良奎之助長貞

初長治 新右衛門卜云、御使役也、寛文六年十月廿七日〆移地頭、初財部・小林・隈之城等地頭也

・山田増右工門 延寶三年卯四月移、

前
相良新右工門長隆 長貞ノ子カ、初新助卜云、延寶ノ初比長貞引續キカ、

・山田四郎兵衛 増右衛門コトカ、又ハ子カ、

・中原爲兵衛 寶永七寅〆、

・讚良權左工門 正徳二年辰七月六日〆、

・町田孫右工門 正徳五年未十月朔日〆、

・山田四郎兵衛 享保七寅八月六日〆同十年巳十一月廿四日迄、

・長束一郎右工門 享保十一年五月廿六日〆同十六年亥三月十九日迄、

町田孫右工門 可糺也、

・中村早太 享保十六年亥四月廿八日〆、

・町田孫七 元文三年午二月四日〆、

・谷山角太夫 寛延三年午七月廿三日〆、

・吉利奎右衛門 實曆十二年午十月廿日〆安永六年酉十二月十九日迄、

・新納隼見 安永六年酉十二月廿一日〆寛政三亥十一月七日迄、

・鎌田衛守 寛政四年子正月廿八日〆、

鎌田甚兵衛

・川上弥三太 『寛政七卯五月十三日』、

・寺尾莊兵衛 『享和二戌八月廿四日』、

・折田清右工門 『文化三寅正月十一日同六巳五月晦日迄』、

・三崎平太 『文化六巳九月廿五日〆同十四酉七月四日迄』、

・津留八左工門 『文化十四酉九月廿六日〆』、

・今井藤太 『文化十四丑十月四日〆』、

・三崎平太 文政五年十二月廿七日〆、

・西彦太郎 文政十亥十一月廿六日〆、

・伊勢平四郎 『天保三辰閏十一月三日〆』、

・有馬善助 天保十一子十一月廿四日〆、

・谷川次郎兵衛 天保十二丑閏正月廿七日〆、

『加藤權兵衛』

『藤井綴喜』 嘉永三戊四月十五日日、

四四 諸縣郡

穆佐 惣高四千三百七十七石餘 狩夫百八十九人
『地頭職高五拾石』

宮丸中務少輔久任

初又十郎ト云、横川ヨリ穆佐ニ轉シ移テ焉ニ居ル、樺山廣久ノ弟ナリ、

吉利刑部左工門

天正八年比、

川田大膳國鏡

義朗ノ子也、關ヶ原已前なるへし、

村田刑部少輔經永

寛永五年比日同九年比、九郎右衛門トアリ、

伊地知四郎兵衛重賢

重辰入道昌繁子、初新四郎ト云、寛永十年日寛永十五年比、

伊地知十左工門重高

重賢子、初新四郎ト云、寛文元死、

新納縫殿

寛文二年九月廿三日日『定』、

伊集院宮内少輔

寛文六年七月四日移『地頭』、

平田藤兵衛宗滿

藤右工門宗則二男ニテ別立、御兵具奉行、奏者番・京都御留守居等勤、貞享四年卯二月三日日、

伊東刑部左工門

元祿二年巳三月二日日、

今井安左工門貞恆

『八右衛門』 江戸御留守居也、元祿六年酉五月十九日日、

市來勘左工門

御納戸奉行・江戸御留守居・御側御用人、元祿十四年巳十月十三日日移る、

阿多六太夫忠寄

初源七、御納戸奉行・御兵具奉行・吟味役・江戸御留守居勤、寶永二年酉日、

野村才右工門

寶永五年子三月二日日、

和田次兵衛

寶永六年日、

高崎四郎右工門能盈

吟味役、寶永七寅八月十二日日、

相良仁右工門聽香

正德三年巳二月廿七日日、初源藏後嘉翁ト云、御側御目附・御用人等勤、此代々彼地在番ヲ止ラル、平田才右衛門をして地頭代とす云々、

伊地知越右工門

正德五年午十月朔日日享保九辰二月六日迄、

讀良善助

享保九年辰閏四月朔日日同十五戌四月十四日迄、

谷山角太夫

享保十五戌七月十三日日元文二年巳四月廿八日迄、

種子島彈正

元文二年巳五月十一日日延享元八月廿日迄、
十二日

伊集院十右工門

延享二年丑正月十一日日寶曆四年戌五月廿一日迄、

伊勢兵部

寶曆六年子正月十一日日安永二巳七月六日迄、

新納五郎右衛門

安永五年申正月十一日日寛政六寅正月十一日迄、

喜入大藏 後主水

寛政六寅正月十一日日文化四卯十一月廿三日迄、

宮之原甚五兵衛

文化五辰正月十一日日文政三辰正月十一日迄、

新納浪江

文政五年正月十一日日同六未二月廿六日迄、

鎌田太郎右衛門

天保六未五月十六日日、

〔船越〕 鎌田太郎右衛門次

染川五郎左衛門 天保八酉八月廿四日、

嶋津九十九 改仲 天保十四卯十一月四日、

四五 大隅郡 牛根 惣高千五百五十一石餘 狩夫二百一十九人 『地頭職高五拾石』

小川尾張守武明 平山庶流也、本田氏旗下ならん、天文中地頭也、

伊集院下野守久通入道魯笑齋 天正二年、地頭也、此年正月牛根城陥ル、

伊集院右エ門太夫忠棟 同三年比久通ノ誤カ、四年比ハ馬越地頭也

鎌田尾張守○寛栖 ○政入道 天正五・六・七・八年比寛栖ニ三川村ヲ玉任セシ、十一年七月死ス、

三原飛彈守重長 自糸牛根地頭トアリ、史館ニ不詳ト也、

川上又左エ門忠通 初松山地頭、寛永十年、

伊勢美濃守貞長 平左エ門貞成ノ子、

飯島筑右エ門 家狀ニミユ、

島津越前守忠榮 初大膳亮 忠俊、寛永中飯野より移ル、同十九年九月晦日死去、墓モアリ、

島津民部 寛永十五年トモアリ、

佐多越後守忠増 寛永九年比、此兩三代前後可糺事、

・廣瀬次郎兵衛 寛文三年二月廿日、定、

・新納大藏久盛 寛文五年二月二日、定、初小右エ門入道して一醉ト云、初坊泊地頭、吟味役、寛文七年、向島地頭ニ轉ス、

・種子嶋爲兵衛時壽 寛文七年二月三日、定、

・大山六右衛門綱通 寛文八年二月一日、定、御兵具奉行、御勘定奉行、吟味役、御使役等勤、後主馬ト云、

・野津弥五左エ門 寛文八年九月十日、定、

・伊地知新左エ門重昌 後越右エ門、吟味役也、寛文十二、六月十一日、定、

・伊地知越右衛門 延享七年、貞享五年迄、神六トモ云ナルヘシ

・諏訪舍人貴兼 貞享五年辰九月五日、

・平田清右衛門 寶永二年十月三日、

・伊集院嘉左衛門 寶永七年閏八月九日、定、

・樺山助太郎久堅 正徳三年巳九月二日、後權左衛門 主計 久初、國老也、

・左近允與太夫 享保三年戌三月朔日、同十七子十二月十日迄、

・大馬場李平太 後大場ニ改、庄太左衛門と稱す、享保十九、寅正月十一日、延享五年辰正月十一日迄、

・伊集院十左衛門 後十藏ト云、寛延元年辰九月四日、寶曆三、西七月廿八日迄、廿九日

・澁谷嘉納右衛門 寶曆四年戌正月十一日、同八年六月廿九日迄、

・二階堂森右衛門 寶曆十一年巳正月十一日、同十一巳十月朔日迄、

・關山新左工門 寶曆十二年午正月十一日、明和八年卯二月
『正月十一日』
後軍兵衛 十三日迄、

・竹原兵右衛門 安永二己十一月廿五日、同六年酉十二月十
八日迄、

・大島休左衛門 安永七年戌九月十一日、同九年子正月十一
日迄、 『天明二寅二月廿八日』

・南雲新右衛門 寛政二年戌四月十五日、同五丑七月廿五
日迄、

・鷺頭喜兵衛 寛政六寅正月十一日、

・堀四郎太夫 享和三亥五月朔日、文化七年九月十九日迄、

・嶋津權五郎 後 文化八未十月九日、

・桂權七郎久道 後内記、文政七申八月廿一日、嘉永三戌七
月十二日迄、

・島山藤次郎 嘉永四亥五月廿八日、

四六 肝屬郡

内之浦

惣高四千三百十四石餘 狩夫二
百五十人
寛永十六卯六月廿七日、岸良ヲ外城ニ立、
同廿年未七月ニ至リ内之浦ニ屬ス又明曆
三酉九月十八日外城ニ立、地頭東郷重利ヲ
屬ル、 『地頭職高五拾石』

藥丸彈正少弼兼將 出雲守狐雲事也、天正之初地頭、肝付
一族也、

東郷安房守重治

川上伊豫久晴

平田豊前守宗直 宗位ノ子、後民部左工門ト云、正保ノ比
カ、

相良主税 萬治・寛文ノ比ハ高原地頭トアリ、

岩切彦兵衛

・福屋助左工門兼昭 後伊賀、御右筆也、寛文中也、

・福屋助左工門兼全 御納戸奉行・吟味役・京大坂御留守居
御用人等勤、

・東郷藤兵衛重利 後肥前、御兵具奉行・吟味役也、明曆三
九月十六日、岸良地頭なり、

・伊東肥前 御船奉行也、明曆四年二月二日、岸良地頭也、

・伊集院宮内少輔 寛文五年二月二日、『定』、

・福屋助左工門 兼全ノ子、寛文七年二月三日、『定』、

・伊地知八右衛門 元祿四年未七月廿九日、

・鎌田六郎太夫 後太郎右衛門、寶永三年戌正月廿七日、
或二年酉十月三日トモ、

・山澤十太夫 元文三年七月廿六日、延享四年卯十二月廿五
日迄、 『廿六日』

・皆吉九平太 延享五辰七月廿五日、寛延二年巳十一月廿九
日迄、

・伊地知嘉右衛門 寶曆七年丑正月十一日、同十一年巳七月
廿七日迄、

・小林仲太兵衛 寶曆十二年正月十一日、安永十年丑正月十
一日迄、

・有川勇馬 江戸御留守居、御用人也、安永十年丑正月十一日
、天明四年辰六月廿四日迄、 『廿九日』

・島津内匠久備 後帶刀、天明七年未七月廿八日、文化五
辰九月廿七日迄、

・嶋津藤次郎 後内膳、文化六巳正月十一日、文政二卯十月
十七日迄、

宮之原主膳 文政三辰正月十一日〆同十亥九月十七日迄、

『伊集院十藏』久道 『後豆、天保二卯正月十一日〆弘化五申正月十一日迄、

『得能彦左衛門 嘉永二酉四月廿五日〆、

『岸良』内之浦之内明曆四・二月二日新外城ニ成、

伊東肥前 明曆四・二月十四日定、

四七 出水郡 野田

惣高五千八十二石餘 狩夫三百六十三人
『地頭職高五拾石』

蒲地備中入道伸如 寛永九年比、

・鎌田太郎右衛門政榮 初大炊助、御使役也、明曆四年四月十五日〆定、

・本田彌五右衛門親平 寛文五年二月二日〆定、

・東郷藤兵衛 寛文七年二月三日〆定、

・本田與兵衛親昌 御兵具奉行・御納戸奉行・奏者番・町奉行也、寛文八年九月十日〆定、

・菱刈孫兵衛重敦 延寶五年巳八月十五日〆定、

・上村茂兵衛 貞享二年十一月廿日〆元祿二年迄、

・入来院志广介重堅 元祿二年巳四月十五日〆或二月同十一年冬迄、

川村少左エ門 元祿十二ノ春〆同十四年夏迄、

・黒葛原主左エ門 元祿十四年巳九月十四日〆、

・島津左内久知 後久香、圖書久竹ノ二男也、寶永四年〆、
或二年十一月
晦日より、

・佐多平左エ門 享保元年申十一月八日〆同七年寅十月十二日迄、

・町田宇右エ門 享保九年辰正月十一日〆同十五年戌九月十日迄、

・宮原甚五兵衛通興 寺社奉行也、元文四年未七月廿一日〆、

・北郷八右エ門 寛延二年巳六月七日〆寶曆二年申七月九日迄、
九月

・島津矢柄久經 寶曆六年子正月十一日〆、

・上村笑之亟 明和七寅正月十一日〆安永九年子四月四日迄、

・相良彌一兵衛 安永十年丑正月十一日〆天明四年辰十二月四日迄、

・伊集院隼衛 天明五年巳正月十一日〆寛政三亥十月廿五日迄、

・西覺兵衛 寛政三年亥十月六日〆、

・山本五郎兵衛 『寛政十一未十二月十五日文化元子九月十八日迄、

・石黒戸後左エ門 『文化元子十二月三日〆、

・上村笑之亟 『文化二丑七月十三日〆、

『野村主鈴 文化十三子正月十一日〆文政四巳三月十五日迄、

向井十郎太夫

・ 圖師崎源兵衛 『文政五年七月七日』同九戌五月朔日迄、

・ 木場次郎兵衛 『文政十亥二月廿一日』同年閏六月廿二日迄、

・ 山本字源太 『文政十亥九月十一日』同十一月十四日迄、

・ 川田彦九郎 『天保二卯正月十一日』同七月申二月十六日迄、

・ 平田直之進 『天保八酉三月廿九日』同十四卯九月廿三日迄、

・ 伊集院平格兼善 『天保十四卯十月廿八日』弘化三年七月廿九日迄、

・ 猪飼御太郎尚香 『弘化四未正月十一日』迄、

四八 諸縣郡

野尻 惣高三千二百三十一石餘 狩夫三百二十七人 『地頭職高五拾石』

市來美作守八左エ門後八左衛門ならん美作守トモ云カ、天正八年此、

鎌田出雲守政近 初圖書助ト云、龍伯公御家老也、末吉根元記ニアリ、

敷根仲兵衛頼豐 慶長七年比〇同十九年六月山之口地頭ニ轉セララル、然トモ罪アルニ依テ福山ニテ誅セララル、

新納孫右エ門尉教久 初兵部左エ門 狩野介 後入道治少ト云、忠包嫡子也、慶長十九年比、元和九年死去、

川上伊豫守久晴 寛永九年比、

阿多内膳忠榮 琉球在番奉行・横目頭也、寛永十五年、

平田狩野介宗弘 御使役也、寛永十六年正月、明曆三年迄、

・ 三原傳左エ門重隆 山奉行・御兵具奉行・奉者番相勤、明曆三年、寛文二年六月迄、

・ 東郷十左エ門重仍 寛文二年六月十五日、同五年七月迄、

・ 菱刈孫兵衛重敦 延寶五年より、

・ 平田新左エ門宗正 初兵十郎 二郎兵衛 式部、御家老也、寛文七年二月三日、定、元祿三年十一月迄、

・ 島津内記 元祿四年未七月廿九日、或三年十一月迄、同八年冬迄、

・ 町田源左エ門或探左エ門ト作ルモアリ久季カ元祿十年正月廿五日、定、

・ 島津市太夫久雄 喜岐久侶養子、實光久公二十男也、初備中監物久茂ト云、寶永三年戊正月廿一日、六月六日迄、

・ 谷山長右エ門 御船奉行・物頭、享保七寅十月廿八日、同十二未三月廿八日迄、

・ 肝付典膳兼加 兼柄ノ子、御家老也、

・ 島津小平太久幸 享保十五戌正月廿五日、同十九寅六月十一日迄、

・ 中村早太 元文三年午二月四日、

・ 島津左近 後將監、延享五年辰二月十五日、寛延二年巳十月廿三日迄、

・ 北郷民部 寶曆二年十二月朔日、同三年酉七月廿八日迄、

・ 寺山源右エ門 御納戸奉行・町奉行也、寶曆四年戊正月十一日、同十三年未十一月十一日迄、

・西田嘉左エ門 『正月廿五日』 明和六年丑二月廿八日、安永五年四月廿日迄

・鹿島牧多 後邊、安永六年酉八月廿八日、天明八年申三月三日迄

・伊集院嘉盛 後主水、寛政二年戌正月十一日、享和元年酉十一月六日迄

・相良此右エ門 十一月六日迄、享和元年酉十一月十三日、文化十四年四月廿七日迄

・名越右膳盛胤 文化十四年冬、

・『大迫糺人 天保十三寅六月朔日、同十三寅九月廿八日迄、

・『名越彦太夫 天保十四卯正月十一日、嘉永五年子正月十一日迄

○桂太郎 嘉永五年子正月十一日、

・豎山武兵衛 嘉永五年子正月十一日、

（貼紙）
一四九 日置郡

申木野 惣高五千九百八十九石餘 狩夫 千七百六十七人

川上左近將監忠塞 文明六年比地頭トミえたり、

川上信濃守榮久 是ハ忠克ノ弟也、可再考、初掃部介ト云、川邊地頭也、上野守トモ云

忠克ノコトナルヘシ、カ、薩州實久方ニシテ、初市來地頭ヲ領ス、天文八年六月實久ヨリ申木野一所ヲ命被移之、然トモ同年大中公市來城ヲ攻玉ヲニ及ンテ八月廿八日申木野城ヲ差上公ニ降ス、

新納伊勢守忠蔵 榮久ノ跡ニ暫移ルトイヘトモ力盡テ降ルト云々、

川上上野守忠克 榮久ノ子、父子トモニ市來ヨリ申木野へ移リ居シナラン、後考ヲ俟ツ、

山田藏人有徳 天文弘治ノ間歟、市來・申木野・日置地頭ト有リ、

島津中務大輔家久 元龜元年春一所ニ賜ヒ移居之と有リ、天正六年、佐土原ニ移ル、此間地頭ハナキカ、

山田越前守有信入道理安 有徳ノ子也、

川上左近將監忠塞 文明の比地頭、

川上掃部介榮久 上野守 或信濃守トモ、天文ノ比カ、

申木野 『地頭職高百石』

川上上野守忠克 榮久ノ子、忠克ハ天文八年六月、申木野一所ヲ實久ヨリ賜リ、同年八月廿八日申木野城ヲ差上大中公へ降參也、

山田藏人有徳 天文弘治の間歟、市來・申木野・日置地頭とあり、

島津中務大輔家久 元龜元年春賜申木野移居之、天正六年移佐土原トアレハ此間外ニ地頭ハナキカ、

山田越前守有信入道理安 有徳ノ子也、

宮原左近將監景晴 天正八年比、

新納五郎右エ門久饒入道道甫 初右衛門佐、伊勢守ト云、慶長初比より、後川邊地頭也、

仁禮藏人頼景 初小吉、舍人、信濃守ト云、御使役也、寛

永初比歟、

野村大學助元綱 御用人也、

鎌田左京亮政喬 政徳ノ子也、御使役也、寛永ノ末ノ慶安中也、

桂内記忠保 後李之助、吟味役・與頭也、明暦二年ノ寛文元年迄、

平田次郎兵衛宗正 後新左衛門、御家老也、寛文元年ノ、元禄十二死去也、

伊東三左工門 寛文五年二月二日ノ定、

大野源右工門 寛文七年二月三日ノ定、或四年延寶八年迄、後權左工門又主馬

大山三郎右工門 六右工門ト云カ、寛文八、九月十日ノ定、同十一年春迄、

大山主馬綱通 初權左衛門、吟味役・御使役也、寛文十年春ノ元禄九年迄、

大山權左工門 御用人歟、元禄九年冬ノ同十一年迄、

市來次郎左工門 元禄十二年、卯、五月九日ノ、

鎌田采女 後源左工門 要人ト云、寛永三戌六月六日ノ、

島津采女 寶永二年酉三月ノ、

島津彦太夫 正徳二年辰十二月朔日ノ享保七年寅正月十三日迄、

島津左仲久春 享保七年寅十月廿八日ノ同九年辰正月十一日迄、後大藏、御家老也、

平田平太左衛門 享保九年辰八月十八日ノ同廿年卯七月十九日迄、

伊集院十藏 享保廿年卯七月廿八日ノ元文五年七月十六日迄、

島津十太右衛門 寛保三年亥七月十八日ノ寶曆十一年己正月十九日迄、

赤松甚右衛門 寶曆十二年午正月十一日ノ安永二年巳七月六日迄、未正月十一日

川上龍衛 後頼母、安永四年二月十四日ノ天明七年未正月十一日迄、

矢野男吏 寛政元年酉四月廿一日ノ享和元年十月三日迄、

大山宗之丞 享和元年酉十一月十三日ノ文化十二年亥正月廿四日迄、

村田功右工門 文化十四年閏八月廿二日ノ同年十月十一日迄、

上野善兵衛 文化十四年丑十二月朔日ノ文政七年申八月十六日迄、後男吏

有馬紀 文政九年戌四月四日ノ天保四巳六月三日迄、五月朔日

岩下典膳道格 天保五年午三月ノ天保十三年寅正月廿九日迄、始半左衛門

梅田九左工門 天保十三年寅三月十九日ノ同十四卯六月四日迄、

種子島六郎時昭 弘化四年未七月十一日ノ嘉永二酉十一月八日迄、

豎山武兵衛 嘉永五年子正月十一日ノ、

五〇 薩戸郡 惣高六千二百石餘 狩夫五百十人

限之城 地頭職高百石

島津中務太輔家久 元龜ノ比從横川移地頭、

山田越前守有信入道理安 初新助ト云、

新納越後守孝久 忠包コトナルヘシ、天正八年比、

吉田美作守清存 若狹守トモ云、

新納五郎右エ門久饒入道遊甫 慶長中カ、

島津彈正大弼久慶 寛永九年比、

町田勘解由久慶 後伊賀 久則 入道石心、御家老也、

樺山諸右エ門尉久廣 正保ノ比カ、

高崎惣右エ門

島津豊前守久守 初左近將監、明曆三西カ、

相良新右エ門長貞 初李助、御使役也、寛文二年五月廿九日カ定、

北郷作左エ門 寛文三年十一月廿日カ定、

北郷惣次郎 寛文十一年正月カ貞享五年迄、

島津大學 貞享五年辰十月十五日カ元祿十二年春迄、

北郷宗次郎 後作左エ門、元祿十二卯五月九日カ享保八年卯十一月廿八日迄、

島津主計久名 初与十郎 後帶刀、享保九年辰正月十一日カ、

肝付典膳 享保十七子正月十一日カ元文四年未二月十六日迄、

北郷四郎 後作左衛門、元文四年未三月朔日カ延享三年寅十二月廿三日迄、

喜入主膳久茂 延享五年辰二月十五日カ寛延四年未四月七日迄、

北郷民部 後主膳、寶曆三年酉七月廿八日カ明和七寅十月朔日迄、

北郷七郎次 後作左衛門、明和八年卯三月廿一日カ安永四年未七月廿六日迄、

島津又七郎 後主稅、安永十年丑正月十一日カ、

北郷作左エ門 後主膳、寛政十二申六月廿二日カ文化十三年正月十一日迄、

伊勢雅樂貞長 文化十四年丑八月廿二日カ文政五年六月八日迄、

島津求馬久馮 文政六年未正月十一日カ、

島津要人 天保二年卯八月十五日カ同七申三月廿八日迄、

川田求馬佐平 天保七年六月廿六日カ同十五年辰五月十二日迄、

伊勢雅樂貞章 『天保十五辰九月朔日カ、』

五一 川邊郡

久志秋目 惣高三百七十七石餘 狩夫二百七十八人 『地頭職高五拾石』

藤原秀家 寛正五年申九月八日 久志久玉社棟札ニアリ、○國久領ノ時也 姓氏未考、

島津又五郎忠長 元龜二年秋目地頭トアリ、

島津藤原朝臣尙久 元龜二年秋目九玉棟札ニアリ、

飯牟禮權右エ門尉光秀 慶長廿年三月棟札ニ秋目地頭トアリ、

伊地知周防守重康 久志地頭トアリ、慶長ノ比カ、初治部左衛門 采女正、

東郷安房入道休伴 慶長年間久志地頭ト久玉社神社ノ記ニミユ、

大寺喜左工門

堀四郎左工門 寛永十五年比、興親ノコトカ、

堀甚左工門興親入道春齋

初弥右衛門 和泉ト云宗勳ノ父也、御船奉行・物奉行・納殿役也、

川上十左工門 寛永の末ニ見ゆ、

伊東次郎右工門祐之 初祐倫、御用人・久志地頭也、

海江田仲左工門綱藤 吟味役也、

佐多六郎兵衛

東郷十左工門 明暦三年ノ寛文二年迄、

北条次郎右工門時貞 寛文二年六月十五日ノ延寶二年迄、

野村彦兵衛 延寶二年二月十五日ノ同六年迄、

野村太左工門

彦兵衛後名敷、御普請奉行・山奉行・御船奉行・御納戸奉行・吟味役・御用人等勤、可糺事也、

上井五郎左工門 延寶七年正月廿七日ノ、

平田主膳 延寶八年十二月廿七日ノ貞享三年迄、

平田藤之亟宗滿

藤右工門 宗則二男、三百石分地、御兵具奉行・奏者番・京都御留守居・御目附役等勤、久志秋目・穆佐移地頭トアレハ主膳同人歟、可糺事、

仁禮惣太夫 貞享三年九月廿七日ノ元祿元年迄、

二階堂源太夫行朋

初三郎兵衛 兵右工門ト云、元祿二巳二月七日ノ同九年十二月迄、二年巳八月朔日ノ明所、

伊集院爲右工門 元祿十二年卯五月九日ノ、

本田六左工門 寶永二年ノ、

伊集院權右工門

寶永四年亥十月八日ノ享保十三申正月十一日迄、後明所、

米良九郎右工門

享保十三申三月廿五日ノ、享保廿年卯十一月廿四日ノ延享四年卯八月九日迄、後明所、

本田孫右工門

寶曆二申八月十八日ノ同九卯十二月廿三日ノ明所、正月十一日、

諏訪甚兵衛

明和八年卯二月十三日ノ安永二年巳六月廿三日迄、後明所、

中村與太夫

後十太夫、安永十年丑三月十四日ノ享和三年亥正月十一日迄、後明所、

伊集院彌五左工門

享和三年亥五月朔日ノ文化十五年寅正月十一日迄、後明所、

島津主殿

文政元年寅八月三日ノ同九年戌六月廿四日迄、後明所、

伊集院織部

文政十年亥九月十一日ノ天保四年巳七月八日迄、後明所、

市來次郎左工門

天保四年巳九月廿一日より同十亥十一月廿四日ノ明所、

北郷作左工門

天保十一年子正月十一日ノ弘化四年未六月十七日迄、後明所、

伊集院亘

弘化五年申正月十一日ノ、

五二 桑原郡 栗野 惣高七千三百六十四石餘 狩夫三百一十八人 『地頭職高五拾石』

白坂下總介 永祿中北原領ノ時也、

比志島式部少輔義知 天正ノ初四年より七年比、

川上美河守忠智入道肱枕 初左京、御家老也、天正八年比

新納休閑齋旅庵 同十八年比禮ニアリ

阿多掃部助忠知 家久公御納戸役、

喜入攝津守

猿渡與三 年間可考事、

伊東仁右工門祐昌 後肥後、明曆元年ノ歟、谷山・水引・穎娃・栗野等禮ニアリ地頭也

島津市正忠廣 慶安・承應ノ比歟、

島津大膳久豫 一旦喜入氏モ冒ス、萬治ノ比歟、

平山次郎右工門忠知 御使役也、寛文三年七月十二日三月モリより定

大山伊豫廣綱 三郎右工門トモ云、御旣別當・御使役也、寛文七年二月三日より定、寛文六年十二月廿六日御引付ニミユ、然アレハ六年ノ冬被仰付候半と被考候、

樺山權左工門久清 寛文八年二月朔日ノ定、異本ニ延寶八ノ元祿三年迄トモ、

島津内膳 元祿十年正月廿五日ノ定、元祿九年十一月三日ヨリトモ、

平田新左工門宗房 新左工門宗正ノ子、與頭役也、寶永三六戌正月廿七日ノ享保十九年寅八月廿六日迄、

岸良喜右工門 享保廿年卯十一月廿四日ノ寛延四年未正月五日迄、

入來院石見 寶曆二年申三月朔日ノ同九年卯三月廿三日迄、十五日

島津求馬久敦 寶曆十年辰五月九日ノ同十二年午十一月朔日迄、

相良彌一兵衛 寶曆十三年未七月廿八日ノ明和五年子十一月十四日迄、

北条十左工門時胤 明和七寅正月十一日ノ寛政五丑十二月廿八日迄、

鎌田藏人 寛政六寅正月十一日ノ同十二申六月廿一日迄、

島津右平太 寛政十三酉正月十一日ノ文化五辰九月廿七日迄、

赤松造酒 文化六巳正月十一日ノ同十一戌十二月晦日迄、

伊集院十左工門 文化十三子正月十一日ノ同十五亥正月十一日迄、

島津仁十郎久明 文政二卯四月十二日ノ、

嶋津右門久福 初奎、文政十三寅五月五日ノ、

島津清太夫 弘化四未八月廿五日ノ嘉永三戊四月十二日迄、

坂本休左衛門 嘉永三戊五月十五日ノヨリ同六年丑正月十一日迄、

仁禮小吉 嘉永六年丑正月十一日ヨリ、

五三 諸縣郡

倉岡

惣高千六百十七石餘 狩夫二百三十八人
『地頭職高五拾石』

數根仲兵衛 天正七年比、城ヶ峯城其時池上居城トノ云傳フ、

吉利山城守久金 天正八年比、

丹生備前守信房 天正ノ末ヨリ慶長十三年申正月八日迄、
慶長十三年ヨリ是ナルヘシ、

伊地知佐渡守重順 初縫殿助、御船奉行也、寛永十五年自系作十三年同十九年死七十三慶長十九・元和六・寛永十七ノ書付アリ、迄、

平田豊前宗直 後民部左工門、寛永廿ノ七月明曆三年迄、

福屋助左工門兼全 明曆三年十月萬治三年七月迄、

・新納縫殿久宗 萬治三年九月廿九日寛文六年迄、

・喜入五郎兵衛久治 初舍人、御使役也、寛文二年六月十五日迄、

・川上右京 寛文五年二月二日迄、

・有馬次右工門純良 次右衛門純生ノ子、寛文十三・七月三日迄、兵具奉行、

・伊東次郎右工門祐之 延寶三年卯七月迄、

・汾陽次郎右工門 延寶四年九月寛本五年九、月ヨリトモ、

・財部傳右工門盛堯 御納戸奉行・奏者番・町奉行・吟味役等勤、延寶六年午十二月十六日、移地頭、

・新納喜右工門久行 初甚兵衛 久盛、京大坂藏奉行・御用人、山崎・倉岡・百次地頭也、天和三年亥二月迄、掛持トノ、

・大田内藏之助 貞享四年卯正月廿六日元禄十二迄、筑左工門ト云云

・川上八郎左工門 元禄十二卯六月七日同十五比、

・鎌田藤四郎 寶永二年正徳六申三月十七日迄、明所ニナル、

・高橋外記 享保二年酉十月朔日同十五戊七月十三日迄、『九トモ』

・肥後藤之丞 享保十五年七月十三日同十九黄九月十六日迄、

・中江九右工門 延享五年辰七月廿五日寶曆四年戊五月十四日迄、

・新納内藏久品 初次郎四郎 次郎兵衛ト云、御家老也、元文二年巳四月廿七日延享五年七月廿五日迄、

・小林仲太兵衛 寶曆六年子正月十一日迄、

・園田紋八 寶曆十二年午正月十一日明和九辰四月十五日迄、

・北郷助太夫 安永二年巳正月十五日天明七未八月廿五日迄、

此間頭娃左京預り也、

・村橋左膳 寛政三年亥二月十九日同年八月廿九日迄、

・伊集院平治 寛政四年子正月十一日文化十三子正月十日迄、

此ヨリ伊勢雅樂預り、

『北郷七郎左衛門 文化十三子三月廿四日文政十三寅正月十一日迄、

文化十三子三月廿四日文政十三寅正月十一日迄、

川上源十郎久美 後式部、天保三辰正月十一日、弘化五申正月十一日迄、

高橋要人 嘉永二酉五月廿八日迄、

五四 肝付郡 申良 惣高一萬八千七百九十五石餘、狩夫千三百九十八人、
『地頭職高五拾石』

平山越後守忠康 豐州忠康ノ弟、初九郎右衛門尉、領松山、明應四年より文龜三年比迄忠朝領ノ時地頭なり、

檢見寄常陸介兼泰 肝付領ノ時元龜ノ比也、

島津圖書頭忠長 天正五・六年比、同十六年迄、

佐多越後守忠増 天正ノ末比、

敷根中務太輔立頼 慶長・元和ノ比、

新納右工門佐久詮入道遊山 寛永元年甲子春、承應三甲午迄、

島津市正忠廣 承應三年九月迄、

伊集院十右工門忠朝 寛文二年六月廿日迄、

喜入五郎兵衛久治 初舍人、御使役也、寛文五年二月二日迄、正月廿一日迄、

喜入次兵衛久甫 久治ノ子、初勝兵衛、七郎右衛門、御使役也、寛文十年八月迄、

赤松次郎右工門 新之丞トモ云カ、元祿六年十一月五日迄、

名越右膳恆渡 寶永七戌八月廿日、享保三年戌四月十八日迄、

比志島隼人範房 享保七寅二月十三日、延享四卯十二月廿六日迄、

河野八郎左工門 寛延二己十一月廿三日、寶曆二申九月二日迄、

島津内記 寶曆四年戌四月十一日、同五年亥七月十四日迄、久金カ、寶曆十一年己九月四日、明和二年酉十月十五日迄、

島津左中 則政カ、安永二年己七月六日、同八年亥八月十五日迄、

赤松造酒 安永九年子正月十一日、天明六年午五月十三日迄、

島津大進 天明七年未正月十一日、同年五月廿九日迄、

川上頼母 天明七年未七月廿八日、享和元酉十二月廿七日迄、

菱刈大炊隆色 天明七年未七月廿八日、享和元酉十二月廿七日迄、

嶋津 仲 享和二戌三月十五日迄、

嶋津内膳 久丘カ、文化二丑正月十一日迄、

新納内藏 文化六己正月十二日、同十一戌七月十七日迄、

赤松造酒則敏 文化十一戌十二月晦日、文政五午三月廿八日迄、

二階堂伊豆 文政八酉十月廿八日、天保二卯六月三日迄、

嶋津仁十郎久浮 後佐渡、伊勢、石見、天保五午九月廿五日迄、

赤松主水則敏 天保十亥九月四日、弘化二己三月十二日、

嶋津中務久陽 後主殿、弘化三年正月十一日迄、

川上東馬久封 後筑後、弘化五申二月廿八日迄、

明所

新納駿河久仰 嘉永六年丑十一月、

五五 指宿郡

山川 惣高三千七百八十九石餘 狩夫千三十六人 『地頭職高五拾石』

市來織部介 慶長十六年熊野棟札ニアリ、

東郷安房守重治入道休伴

鎌田出雲守 寛永七年午霜月成川村諏方社棟札ニミヘタリ、

東郷十左エ門重恆

土持平右エ門

國分十左エ門 左京友積ノ子也、友知

是枝喜右エ門快温 忠存坊快永ノ子、寛永十七・正月八日、
御納戸奉行・吟味役、寛文八年申二月、
寛文十一年三月、

種子島伊兵衛 時壽 一日、

菱刈孫兵衛 重敦 十年辛亥ト系ニアリ

野津安右エ門 延寶五年巳八月十五日、延寶八年棟札ニ
ミユ、

中原爲兵衛 元祿五年申六月十五日、五月廿八日

二階堂新五右エ門行篤 後舍人、寶永三年戊正月廿七日
若年寄、
或二年酉十月三十日トモ

市來勘左エ門 寶永四亥十月廿九日、

宮之原甚太夫通貫 初左門 宇右エ門 傳左エ門 甚五太夫、御用人・御勘定奉行・與頭也、正徳六年申正月七日、享保十九寅八月廿六日迄、後明所、

木脇嘉左エ門 享保廿年卯正月十一日、延享五年辰六月十五日迄、後明所、

西彦太郎 延享五年辰七月廿五日、寛延三・十月五日迄、後明所、

本田孫右エ門 後久米右衛門、寛延四年未八月二日、寶曆十二年三月十一日迄、後明所、

伊地知新太夫 寶曆十二年卯十一月十二日、安永四未七月廿九日迄、後明所、

赤松造酒 安永八年亥十月十七日、天明五巳五月十三日迄、後明所、

山田司 天明七年未正月十一日、寛政五年丑十月十九日迄、後明所、

面高善右エ門 寛政六年寅二月廿五日、享和二戌二月廿七日迄、後明所、

富山逸見 享和二戌八月廿一日、文化十一戌三月廿一日迄、後明所、

森十左エ門 文化十三年子正月廿七日、文政五年四月廿九日迄、後明所、

高橋甚五兵衛 文政七申六月十七日、同九戌九月三日迄、同九戌十一月廿七日、明所可執事、

坂元平左エ門直基 文政九年戌十二月廿三日、

高田十郎右エ門利容 天保十二年丑八月十九日、

海老原宗之丞 弘化五年申正月十七日、嘉永二年酉四月迄、後明所、

豎山式兵衛 嘉永二年酉四月廿五日、同五年子正月十一日迄、

名越彦太夫 嘉永五年子正月十一日、

山田村八幡社棟札ニ地頭下野守トミニ、元和八年戌四月吉日トアリ、加世田郷ニ屬シテ地頭島津下野守久元ノ時ナルベシ、

五六 河邊郡

山田

惣高二千二百三十八石餘 狩夫三百二十一人
明曆四年二月二日新外城ニ成ル
『地頭職高五拾石』

・穎娃右京 ○久友 初長三郎
明曆四年二月十四日、

・諏訪八郎右工門 寛文二年二月廿五日或萬治三ノ十一月廿日、寛文十一年迄

・伊集院兵吉郎久孟 寛文五年二月二日、

・新納主殿 後外記 忠鎮、御番頭也、寛文八年申二月朔日、
七年未十二月廿五日、自系ニアリ

・川上右京 延寶九年酉九月、貞享迄、

・富山九右工門 貞享三年寅九月廿七日、

・肥後平右工門盛昌 元祿十二卯五月九日、奏者番・吟味役相勤、

・中江九右工門 寶永二年酉十月三日、

・名越右膳 彦兵衛トモアリ可糺、寶永四亥十月廿九日、正徳五年未九月廿九日迄、

・村田九郎左工門 『享保九辰二月六日、明所』、

・北郷傳太夫 享保十一年午正月十一日、同十七子九月十日迄、後明所』、

・平田孫太郎 元文二年七月朔日、延享四年卯十二月十九日迄、後明所』、

・財部孫之丞 延享五年辰正月十一日、寶曆十三未七月廿八日迄、後明所』、

・比志島要人 明和三年戌正月十一日、天明二年寅正月十五日迄、後明所』、

・松崎次左工門 天明七年四月十日、寛政七卯四月廿六日迄、後明所』、

・山岡齋宮 寛政七卯八月廿八日、

・平田孫太郎 文化十四年丑二月十五日、同年丑十二月十四日迄、後明所』、

・諏訪甚六 文化十五年寅三月十五日、文政十三寅五月四日、明所』、

・大窪源五 天保二年卯正月十一日、天保三辰十月二日迄、後明所』、

・高田十郎右工門利容 『天保四巳六月廿二日』、

・上野司 天保十二年丑八月十九日、弘化四年未五月廿九日迄、後明所』、

・島津登 久備カ 弘化四年未八月九日、

五七 薩广郡

山田

惣高千三百七十石餘 狩夫七十人
川内之文字千壹と正徳四年十月晦日被相改候由、御書付を以被仰渡候、
『地頭職高五拾石』

伊地知備前守 ○重豊入道休可 天正八年比、

伊地知越中守重隆 天正十五年比、

本田紀伊守董親 天正ノ初天辰ヲ一所ニ賜リ、且山田地頭ヲ玉フトミニ、

伊勢兵部少輔貞昌 初弥九郎、慶長之初比歟、川邊郡歟可

町田勘解由久慶 後伊賀 久則、

・佐多六郎兵衛

・猿渡新介 喜右衛門信綱同人歟、寛文二年九月三日〆定、

・有馬次右衛門 寛文五年二月二日〆定、同十三年迄、

・若松十左衛門 延寶二年二月〆定、

・村尾源左衛門重榮 御船奉行・吟味役・惣田地奉行、延寶四
九月定、

・伊東六右衛門祐章 御納戸奉行、延寶七年正月廿七日〆、

・中神内藏之丞 御船奉行・奏者番・大坂藏奉行・御用人也、

・川上右京 貞享三寅九月廿七日〆、

・相良一郎左衛門 元祿九子、

・五代助太夫 正徳元卯十一月十二日〆同年十二月十九日迄、

・若森彦兵衛 正徳二辰正月七日〆、

・讚良權左衛門 後善助、正徳五年未〆十月朔日〆享保九辰
閏四月朔日迄、

・伊集院半太夫 享保十巳正月十一日〆同十四酉二月十三日

・土岐半助 享保十五戌七月十三日〆同廿卯七月九日迄、

・祢寝孫左衛門 享保廿卯七月廿八日〆、

・鎌田源左衛門 享保廿卯十二月廿四日〆元文二巳五月朔日
迄、

・島津主水 延享元子十一月廿一日〆寛延二辰九月廿三日迄、

・丸田弥右衛門 寶曆二年申正月十一日〆同年九月二日迄、

・山岡齋宮久澄 寶曆四戌正月十一日〆同十一巳正月十一日
迄、

・石川庄右衛門 天明五巳四月廿八日〆天明八申五月六日
迄、

・町田孫七 寛政二戌四月十九日〆文化元子六月晦日迄、

・村田孝右衛門 文化二年丑正月十一日〆同八未正月十五日
迄、

・有馬覺右衛門 文化十二亥二月廿七日〆同年五月十日迄、

・有川勇馬 文化十三子正月十一日〆文政四年巳二月廿九日
迄、

・穎娃長左衛門 文政五年午六月八日〆同七年申四月十三日
迄、

・梅田九左衛門 治教 文政八年酉正月十一日〆、

・野崎良右衛門 兼中 文政十亥四月十九日〆、

・高城六右衛門 天保五午正月十一日〆同九戌二月廿七日
迄、

・澁谷左膳 天保九戌六月十九日〆、

・伊勢雅樂 貞章 天保十五年辰九月朔日〆、

・澁谷左膳貫峯

五八 伊佐郡

惣高三千八百四十二石餘 狩夫三百二十七人
山崎 『地頭職高五拾石』

野村美作守利綱

天正己前カ、
此利綱モ兵部少輔ト云シヤ、左アレハ利綱・良綱二代山崎・平佐地頭ニ補セラレ、利綱天正ノ比ニ當ルヘシ
天正己前カ、

野村兵部少輔

天正八年比良綱コトカ、
天正ノ比山崎・平佐地頭ト大概記ニアリ、

野村美作守良綱

利綱ノ子也、山崎・平佐地頭トアリ、

岩切六右エ門

平田藤右エ門宗則 寛文初比カ、

吉利仲次郎久良

猿渡勘左エ門 明曆三年九月十八日ノ寛文二年迄、

堀四郎左エ門興延入道宗勳 吟味役、寛文二年二月晦日
『定』
同三年迄、

五代勝左エ門 寛文三年十一月七日ノ同四年十二月迄、
『定』
同四年十二月迄、

土持左馬權頭盈信 寛文五年二月二日ノ同八年十一月廿二日迄
『定』
同八年十一月廿二日迄、

菱刈孫兵衛重敦 初左京亮、寛文九年六月八日ノ
寛本八年十二月廿日ノ同十年十一月迄トモアリ、
『定』
同十年十一月迄、

相良與左エ門長種 本助長貞ノ弟、寛文十一年三月三日
『定』
寛本十年十一月迄、
延寶二年迄、

・新納喜右エ門久行

初甚兵衛 久盛、京大坂藏奉行・御用人、延寶二年二月ノ『定』天和三年迄、
兼利ノ養子、實弟也吟味役、御使役也、天和三年三月ノ同四年迄、

・諏訪仲左エ門兼郷

御納戸奉行也、貞享元年九月ノ同五年迄、

・伊東六右エ門祐章

御船奉行也、後仕、寛陽公、御近習、貞享五年、辰、九月五日ヨリ元祿八年迄、
『定』

・芦谷内藏之丞

御船奉行也、後仕、寛陽公、御近習、貞享五年、辰、九月五日ヨリ元祿八年迄、
『定』

・赤塚源太左エ門

元祿十年正月廿五日ノ異本九年十一月ヨリトモ、

・西八左エ門

寶永二酉九月三日ノ、

・西彦太郎

享保九年辰正月十一日ノ延享五年辰七月廿五日迄、
御使番・江戸御留守居、寛延二年巳六月七日ヨリ同三年午二月晦日迄、
『五日』

・野村大右エ門綱通

後勘解由、寛延三年午八月十八日ノ寶曆二年申八月十八日迄、
『二月』

・諏訪次郎左エ門

寶曆六年子九月九日ノ同十年辰五月五日迄、

・市來次郎左エ門

寶曆十三年七月廿八日ノ明和五年子八月廿七日迄、

・本田新次郎

日迄、

・鎌田衛守

明和七寅正月十一日ノ同年十二月朔日迄、

・堀孫太夫

明和八年卯九月十八日ノ天明八年申七月六日迄、

・森川孫六

天明九年酉正月十一日ノ寛政四年子正月十日迄、

・仁禮仲右エ門

『寛政四子九月廿八日ノ同十二年申四月朔日迄』、

・西郷八郎次 『寛政十二申六月朔日』文化八未正月廿五日迄』

・島津條馬 『文化八未十月三日』同十三年六月十四日迄』、

・鷲頭喜兵衛 『又主水、文化十四丑二月十五日』同十五寅三月廿八日迄』、

・橋口今彦 『文政三卯十月廿九日』、

・赤松主水則甫 『文政十一子七月六日』、

・土岐平太夫政守 『天保五年正月十一日』嘉永二酉正月六日迄』、

・有馬舍人 嘉永三戌正月十一日』同五年子二月迄』、

・橋口今彦 嘉永六年丑正月十一日於江戸被仰付候、

五九 伊作郡(マ)

山野

惣高千七百九十三石餘 狩夫九十一人 『地頭職高五拾石』

・楠原内匠允重林 菱刈領ノ時也、天文十七年比棟札ニアリ、

・税所越前守篤識 天正九年棟札ニ駿河守篤職、同十年棟札ニ上總守トアリ、

・税所神祇史篤良 天正廿年棟札ニアリ、

・伊地知民部少輔重堅 文祿二年ヨリ慶長三年迄、

・大島休左エ門忠泰 初出羽守、慶長五年比、

・敷根仲兵衛頼豊 慶長十五年比、

・本田彌六 慶長十九年比、

・伊地知杵右エ門重政 初民部少輔、慶長十九年七月廿九日』寛永十年六月廿二日迄』

・猿渡新助信元 見于系圖、

・猿渡勘左エ門 寛永十一年』同十八年迄、

・兒玉四郎兵衛利實

利昌ノ子、御兵具奉行・納殿役人、寛永八年』同十六年より明曆迄、

・平田堅物宗乘 萬治ノ比、寛文元年迄ナルヘシ、

・丹生彌兵衛信詮 寛文元ヨリ御曳付留ニミュ、

・五代勝左エ門友善 寛文七年二月三日』延寶六年比迄、

・仁禮民部左エ門頼定 延寶八年申八月十二日』、

・仁禮仲右エ門 『寶永七寅四月廿八日』明所』、

・谷山角太夫 寶永七年七月二日』正徳迄、

・相良彌市兵衛 享保十五年戌七月十三日』寛延二年巳六月十五日迄、

・山澤十太夫 寶曆二年申正月十一日』同六年子正月十一日迄、

・相良源太夫 寶曆八年寅二月十五日』同年八月十五日迄、

・北郷權五郎 寶曆十年辰正月十一日』安永五年申正月十五日迄、

・菱刈新五兵衛 安永六年酉正月十一日』天明三卯六月廿七日迄、

・伊東主左エ門 天明六年午三月十三日 寛政三年亥二月廿二日迄、

・島津九十九 寛政四年子正月十一日 同九巳閏七月十七日迄、
久芳日迄、後伸ト云、若年輩

・樺山權左エ門久言 後主税、御家老也、寛政十年正月十一日

・岩下佐八郎 文化七年正月十一日 文政四巳二月廿九日迄、

・樺山休太夫 文政六未九月九日 天保四巳九月四日迄、

・四本覺左エ門 天保四巳十月廿八日 同七申五月十日迄、

・山澤十太夫 天保八酉正月十一日 迄、

・九良賀野亘 天保十一子正月十一日 迄、

六〇 始羅郡 惣高三千七百六十石餘 狩夫九十人

山田 地頭職高五拾石

村田越前守 天文廿二年比、

梅北宮内左衛門國兼 弘治三年 天正迄、

新納越後守忠包 初兵部左衛門、天正之初比、

吉田若狹守 清存カ 天正八年比、

新納彌大右衛門尉忠増 慶長年間也、

新納左京亮久連 初次郎九郎、彌大右衛門忠増二男也、寛永九年比、慶安三死去也、

島津中務忠榮 元和ノ比ナラン、忠榮ハ寛永元、廿八歳死去也、

樺山又九郎久尙 正保ノ初ナルヘシ、同三丙戌十八歳死去也、

伊集院十右衛門久朝

大野内記

・別府式部左衛門 明曆二年八月十九日 異本ニ三年八月迄トモ、

・東郷藤兵衛重利 後肥前、御兵具奉行・吟味役也、寛文八年九月十日 定延寶二年迄、

・有馬新右衛門 延寶三年四月十一日 異本ニ二年より貞享迄とアリ、

・最上伊右衛門 後右近、義隅敷、御勘定奉行・御納戸奉行也、延寶四年九月 定

・向井市之丞友貞 延寶八年申、

・碓山次右衛門 天和三年亥五月十三日 異本ニ貞享元迄元祿二年迄、

・弟子丸市之助宗重 市郎右衛門とも、吟味役・京都藏奉行也、貞享元年九月 異本ニ元祿三年十二月迄とアリ、

・土岐藤左衛門 元祿四年未七月廿九日 迄、

・諏訪甚太夫 年間シレス、

伊勢八右衛門 元祿九年十一月三日 寶永二年十月三日迄、

諏訪八郎右衛門 甚大夫同人歟、寶永二年十月三日 迄、

・伊勢八右衛門貞庸 前之八右衛門同人歟、寶永七寅七月七日 迄、

・桂太七郎 享保三年戊七月廿二日同九辰九月廿六日迄、

・野村勘兵衛 享保十一年午正月十一日同元文三年七月朔日迄、

・黒葛原源左衛門 延享元子十一月廿一日同四年卯四月十日迄、

・穎娃内膳 延享五辰七月廿五日同寶曆六年子七月迄、

・木脇伊左衛門 後賀左衛門、寶曆七年丑正月十一日同明和二酉七月十八日迄、

・義岡左平太 明和三戌正月十一日同安永七戌十二月廿三日迄、

・相良新助 安永十年丑正月十一日同天明四辰十二月七日迄、

・關山軍兵衛 天明八年申十二月朔日同文化十三子正月十日迄、

・入來院隼人 文化十三子七月廿四日同文政六未八月十八日迄、

・吉利主馬 文政六未九月朔日同、

・能勢甚左エ門 天保六未正月十一日同七申十一月晦日迄、

・倉山作太夫 天保八酉三月二日同、

六一 諸縣郡

山之口

惣高三千四百五十四石餘 狩夫二百五十一人 地頭職高五拾石

吉田長門守清昌 文明の比歟、

落合刑部丞兼有 伊東亂ノ時也、

蒲生式部丞經重 天文之比、

山之内豊前守義清 義住トモ、忠相之家老也、天文三年比、

上田宮内少輔久友 忠相一族、後北郷遠江守と云、天文十三年比棟札ニアリ、

北郷大炊太夫久猶 久友之子、天文廿年比、天正二年棟札ニアリ、

北郷四郎右衛門久武 忠能臣、久猶子也、慶長五同十九年迄、

大寺主計助政安 慶長十九より寛永廿年比迄、此年間可考、

伊集院備後守久望 寛永十一年同移地頭、同十四年神社棟札ニアリ、寛永十一年十月二百石御加増ヲ賜フ、正保三年戌四月死、十輪寺ニテ火葬、法名林嶽宗梅居士、

伊集院源右衛門久往 久望子也、正保三年戌六月同萬治元年戌十二月迄、

大寺喜左衛門 主計政安子也、時代未考、

兒玉四郎兵衛利實 筑後利昌子、御兵具奉行・納殿役人、萬治二年七月二日移地頭、

丹生彌兵衛信詮 寛文十三・六月廿七日同定、

最上右近義隅 初伊右衛門と云歟、本姓福屋氏、助左衛門兼全二男也、御勘定奉行、御納戸奉行勤、寶永八年申十月八日同異本天和二年冬同寶永二年移地頭、

村田九郎左衛門 御用人也、寶永二年酉十月十四日同、

肝付八郎右衛門 享保三年戌正月十五日同、

・島津求馬 享保三戌八月朔日、

・島津求馬 享保七寅十二月十八日、同十六亥六月八日迄、

・祢寝内記 享保十七年子正月十一日、同十九年子二月廿一日迄、

・郷原金太夫 享保廿一年辰正月十一日、

・大野清左衛門 元文六年酉二月廿一日、

新納縫殿久宗

・島津市太郎 後助之進、延享四年卯八月四日、寶曆十二年閏四月朔日迄、

・岩下佐次右衛門 寶曆十三年未七月廿八日、明和八年卯十二月十一日迄、

・諏訪甚六 後舍人、安永二年正月十五日、寛政四年子八月廿三日迄、

『比志嶋隼人 寛政五丑正月十九日、享和四子三月九日迄、

野村與藤太 文化元子五月廿八日、同四卯十一月廿日迄、

勝部軍記 文化五辰正月十一日、同年閏六月廿一日迄、

坂元平左衛門 文化八未六月朔日、文政三辰十月六日迄、

有川勇馬 文政四巳二月廿九日、同十亥四月廿二日迄、

嶋津新八郎 文政十亥九月十一日、天保八酉十二月十二日迄、

伊集院喜左衛門兼誼 天保九戌正月十一日、

櫻井半藏

六二 菱刈那

馬越

惣高四千三百五十七石餘 狩夫九十一人 『地頭職高五拾石』

鎌田尾張守寛栖 天正四年八月棟札ニアリ、

吉田若狹守朝清 自系ニ見へたり、

伊東右衛門佐祐延 天正八年比同十六年神社棟札ニ祐延とアリ、

川上美河守忠智入道肱枕 初左京、御家老也、

後新納新八郎久元 初忠在、後島津下野守と稱す、慶長十四酉、翌年六月廿六日宮之城へ移ル、

前大島出羽守忠泰 後久左衛門と云、文祿之比歟、

鎌田左京亮政徳 元和之比、寛永四年死去、

菱刈半右衛門重榮 寛永元年、同十年迄、京・大坂藏奉行也、

比志島堅物義之 國貞之跡養子、従 家久公高五百石を賜ひ御吟味役勤、寛永十五年比地頭也、

・本田甚兵衛盛親 甚兵衛友親之子也、初彌五郎と云、正保之比カ

・野村太兵衛寛綱 御船奉行・江戸御留守居・吟味役・山ヶ野金山奉行・大坂御留守居等相勤、承應

四年正月八日、『定』、

・廣瀬次郎兵衛 寛文五年二月二日、『定』、

・野村太兵衛 寛文五年二月十五日、『定』、

・平田堅物宗乘 寛文七年二月三日、『定』、

- ・木脇形部左衛門祐春 延寶二年二月十六日『定』、
- ・黑葛原周右衛門忠澄 延寶七年正月『少トモ』、
- ・川村勝左衛門 貞享二年十一月『元祿十二年春迄』、
- 『四元甚七』
- ・家村平八 元祿十二年卯五月九日『』、
- ・上井勘兵衛 寶永三年正月廿七日『異本二二年酉十月三日』、
- ・里村藤太夫 御守役・御近習役・御納戸奉行、正徳二年『』、
- ・嶋津仁十郎 享保七年寅七月十八日『』同九年辰十月廿三日迄、
- ・山岡權太左衛門久柄 享保十四年正月十一日『』寛保三亥『後審』八月二日迄、大目附也、
- ・堀甚左衛門 延享五年辰七月廿五日『寶曆十二』午閏四月朔日迄、
- ・島津幸之進 後求馬、寶曆十三・七月廿八日『安永六西正月十一日迄、』
- ・種子島雲治 安永六年『西』八月廿八日』天明七年未九月十日『廿二日』迄、
- ・川上平右衛門 寛政二戌三月十五日『』同年八月廿七日迄、
- ・川上九戸 寛政三年正月十一日『文化十三子正月十一日』、
- ・田中七右エ門 文化十三子四月十五日『文政十二丑九月十四日迄、』
- ・伊集院源右エ門 後準衛、『文政十三寅正月十一日』久達 嘉永六年丑正月十一日迄、
- ・種子島加次右エ門 嘉永六年丑正月十一日ヨリ、

六三 諸縣郡

馬關田

惣高三千三十三石餘 狩夫八十人
『地頭職高五拾石』

- 南郷若狹守忠寛 天正之比、
- 上井次郎左衛門 天正四年比、
- 伊地知肥前守重辰 後甚左衛門 入道昌繁、義久公御代、
- 伊地知四郎兵衛重賢 重辰之子、初新四郎と云、
- 五代勝左衛門友慶 後右京 入道友慶と云、義弘公御代、
- 川上上野介久運 初彦三郎、寛永九年比同十六年迄『異本ニ川久貞、寛永十五同十六迄トアリ、』
- 土持平左衛門綱辰 御船奉行・京都御留守居、寛永十七年正月八日より定、寛文六年十月まで、
- ・廣瀬次郎兵衛 寛文七年二月三日『異本ニ六年十月』迄、
- ・伊勢六郎左衛門 延寶二年二月『定』同七年迄、
- ・川上仁右衛門 延寶八年申八月十二日『異本ニ七年』、
- ・比志島彦右衛門義時 後孫右衛門、貞享元年九月『異本ニ月』同九月迄、『或天和元ヨリ、』
- ・大野隼人 貞享三年『寅』十月廿九日『元祿二年迄、』
- ・四本神七 元祿二年『巳』七月十三日『同十年迄、』
- ・伊集院用之助 元祿十二卯五月九日『』、

・別府式部左衛門 寶永六年丑十月十二日異本八月廿五日より、

・島津主計久名 仲林ノ子、初興十郎 後帶刀、大目附、正徳五末十二月廿一日享保九年辰正月十一日迄、

・北郷四郎 享保九辰九月四日同十七子正月十一日迄、

・平田次郎兵衛 享保廿卯十二月廿五日元文六酉二月廿一日迄、

・町田郷九郎 延享五年辰二月十五日寶曆十二年閏四月朔日迄、

・平田平太左衛門 寶曆十三末十月六日安永四未正月十八日迄、

・伊勢織衛 安永五申正月十一日天明二寅二月三日迄、

・川上右市 寛政二年戌四月十九日寛政十一未七月廿六日迄、

・小嶋甚兵衛 寛政十一未十二月十三日享和三亥七月廿一日迄、

・種子嶋次右衛門 享和三亥十二月廿二日文化十酉五月十三日迄、

・松崎善助 文化十一戌正月十一日迄、

・得能正助 文政六未正月十一日同六未五月十六日迄、

・川田彦九郎 文政六未九月朔日天保二卯正月十一日迄、

・仁禮小吉 仲道 天保三辰正月十一日嘉永六丑正月十一日迄、

・坂本休左エ門 嘉永六年丑正月十一日ヨリ同年口月迄、

六四 諸縣郡

松山 惣高二千三百十九石餘 狩夫百八十四人
『地頭職高五拾石』

市來備前守家朗 初小四郎、天正之比敷、矢崎城戰死也、

市來玄蕃左衛門家親 天正之比、島原役深手を蒙松山ニ歸死ス、

新納越後守 孝久之事敷、末吉根元記ニ見ゆ、慶長已前ならん、

柏原周防介公盛入道有閑 御用人、慶長四年比、初左近將監、天正年間足輕大將也、

川上又左衛門忠通 寛永九年比、同十年牛根地頭ニ轉ス、

相良丹後守 寛永十年より、

猿渡新助 寛永十八正保三戌迄、
實東郷源七郎重虎ノ嫡男、後爲養子、

樺山諸右衛門久廣 初東郷若狹守昌重と云、正保三年慶安三年死去、

澁谷周防重賢

堀四郎左衛門興延入道宗勳 初弥右衛門、吟味役・御使役、明曆元迄、

・長谷場兵右衛門純正 有馬御陳、御普請奉行・其後御兵具奉行・御吟味役、

後北郷又次郎 寛文二・二月廿五日定、

前大野源右衛門久明 寛文二年二月二日定、

伊勢六郎左衛門

・野津彌五左衛門 寛文七年二月三日の『定』、

・新納四郎左衛門久辰入道達心齋 初近江守、横目頭、寛文八年二月朔日の『定』、

異本ニ寛文七年九月の延寶七年冬までと有り、

・嶋津守右衛門久寧 後織衛敷、延寶五年八月十五日の『定』、
異本延寶七年冬より、

・大野隼人久明 『後七郎太夫』、寶永三戊辰正月廿七日の『定』、
異本ニ二年十月三日の大野權之充と作る可考、

・森川利右衛門 正徳二年辰正月七日の享保七年寅九月十三日迄、

・町田孫右衛門 享保七年寅十月廿八日の同十七子正月廿七日迄、

・吉利左右衛門 享保廿卯霜月廿四日の延享五辰七月廿五日迄、

・町田源左衛門 寛延元辰九月十五日の同三年午三月十八日迄、

・北條十左衛門 寶曆四年戌正月十一日の明和七寅正月十一日迄、

・穎娃波江 後左京、明和七年寅正月廿一日の寛政三亥三月廿一日迄、

・鎌田源左衛門 『寛政三年亥十一月六日の享和二戌九月廿八日』、

・讚良園人 享和二戌十一月三日文化三寅二月十三日迄、

・平田善太夫 文化四卯四月六日文化五辰九月十六日迄、

・寺尾庄兵衛 文化七午正月十一日の同八未六月廿九日迄、
・圖師崎良助 文化九申正月十一日の文政二卯五月廿六日迄、

・岩下長左衛門 文政四巳二月廿九日の、

・今井藤太 文政十亥壬六月十六日の、

・本田六左衛門 天保四巳六月廿二日の、

・伊集院權右衛門 天保十一子正月十一日弘化四未十一月三日迄、

・北郷哲五郎 嘉永二酉五月廿八日の、

六五 噺歌郡 惣高二千四百九十四石餘 狩夫百五十人

福山 『地頭職高百石』

・山田越前守有信 慶長五・六年の歟同十四年迄、

・山田民部少輔有榮 寛永六迄歟、

・吉田次郎兵衛康清 寛永九年比、

・本田伊豫守親正 内藏允親孝之子、承應二死去、

・本田六左衛門親武 親方トモ、

・桂奎之助忠保 寛文七年二月三日の『定』、

・平田藤右衛門宗則 藤七兵衛宗政之養子、實弟也、寛文八年九月一日の『定』、

・本田六左衛門 親武之子歟、寛文十一年三月三日の『定』、
・島津豊後守久邦 大目附也、延寶五年八月十五日の『定』、

・嶋津大藏久明 初久始 虎之亟 式部、光久公十男、御家

老也、元祿六年十二月十九日十一月十五日寶永二年十月三日迄、定、

・新納治部久致 初五郎右衛門 舍人、與頭也、寶永三戊正月廿七日十七日、異本二年十月三日より、定、

月廿七日迄、

・種子島十左衛門 正徳四年午七月九日より享保九年辰九月四日迄、

・嶋津内記 享保十一年午正月十一日より、

・蒲生十郎左衛門 享保十六年亥正月十一日より延享五辰七月廿五日迄、

・北郷助太夫 寛延二年巳六月十五日より、

・島津藤馬 嘉永六年丑正月十一日より、

・高橋縫殿 明和七寅正月十一日より天明二年寅正月十五日迄、

・新納織部 天明四年辰三月廿八日より寛政五丑正月十九日迄、

・伊集院六左衛門 寛政六寅正月十一日より、

・高田猛太夫 寛政十年十二月廿七日より、

・森山三十 文化四卯十一月十九日迄、

・森十左衛門 文化五辰正月十一日より、

・田原喜左衛門 文化十三子正月十九日より、

・嶋津守右衛門 文政元寅八月三日より、

・東郷半助 文政九戌正月十一日より、

天保四巳六月廿六日より、

同八酉十月十八日迄、

・額姪織部 天保九戌正月十一日迄、

・嶋津藏人久武 弘化五申正月十一日より 嘉永五子六月廿一日迄、

六六 飯島郡

飯島

惣高三千二百四十三石餘
狩夫上上千三百十三人
下下千九百七十四人
地頭職高五拾石

・本田伊賀守親政 初市正 次右衛門 與兵衛、

・新納勘解由

・大野正右衛門久種 正保元より四年迄、

・肥後長左衛門盛行 本姓町田氏、源左衛門久政之二男也、
奏者番・吟味役、

・比志島監物義之 國貞之養子、新恩地五百石を賜ひ吟味役也、慶安元年十月八日移る、

・比志島彦右衛門 寛文七・五月十七日移、

・木脇形部左衛門(刑) 天和元酉正月廿二日より異本延寶八秋より元祿八年夏まで、

・新納小右衛門 元祿八亥三月朔日より異本八年夏より、

・菱刈十兵衛重格 元祿十二卯十一月六日より、後新五兵衛、至御用人小根占地頭ニ轉ス、實伊地知助右衛門重英ノ弟也、

・伊勢八右衛門貞庸 寶永二年九月廿三日より、

・篠崎八右衛門 寶永七年寅三月晦日より、

- ・肝付八郎右衛門 享保三戌八月朔日ノ、
- ・米良九郎右衛門 享保七寅十二月廿五日ノ、
- ・土持新八榮貞 享保十三申三月廿五日ノ、役料高百五十石、
- ・河田與右衛門 享保廿年卯九月十八日ノ、
- ・弟子丸與次右衛門弘充 初兵橋、御目付・後物頭也、享保元年（申）西十一月六日ノ、
- ・吉利杵右衛門 延享五年辰七月廿五日ノ寶曆五年亥六月十八日迄
- ・町田孫七 寶曆五年亥九月九日ノ同十三未六月三日迄、
- ・長谷場伊角 寶曆十三未六月廿三日ノ、
- ・鎌田衛守 明和七寅十二月朔日ノ安永三年五月廿二日迄、
- ・谷山角太夫 安永三年九月九日ノ天明元丑六月廿二日迄、
- ・三崎文太夫 後治部、天明元丑九月十一日ノ寛政五丑十月六日ノ、
- ・木脇權一兵衛 寛政五丑十月六日ノ、
- ・伊勢新五郎 『寛政十三酉二月廿三日ノ文化五辰七月三日迄』
- ・藤野休右工門 『文化十四十一月三日迄』、
- ・町田次郎四郎 『文化十四十二月廿三日同十四丑八月廿六日迄』
- ・橋口權藏 文化十四丑十一月十七日ノ文政三辰十月四日迄
- ・伊勢新五郎 『文政三辰十一月二日ノ同六未二月廿九日迄』、

- 『三』町田長兵衛 文政六未五月十五日ノ同九戌正月十一日迄、
 - 『ト』山田直記 『天保三辰八月八日ノ同五年正月十一日迄』、
 - 『ホ』樺山助之進 文政九戌七月廿五日ノ、
 - 『ハ』町田孫七 文政十一子七月四日ノ天保三辰八月六日迄、
 - 『チ』小笠原轡長照 『天保五年正月廿一日ノ』、
 - 『リ』江田正藏 『天保十亥二月廿二日ノ同十二丑九月五日迄』、
 - 『ヌ』菱刈八郎太 『天保十二丑九月十七日ノ』、
 - 『ル』新納矢太右工門 『弘化四未九月十五日ノ』、
 - 『エ』迫水善左工門 嘉永三戌四月十五日ノ嘉永六年丑、
 - 林藤十郎 嘉永六年丑 月ノ、
- 六七 噲唎郡 國分
- 惣高二萬三千二百六十一石餘
狩夫九百十八人
地頭職高百石
- 今井市兵衛入道松關 國分・山川・百次等之地頭と有り、
- 喜入大炊介久正入道紹嘉 慶長十六年より、
- 喜入休右衛門久洪 初吉兵衛 大炊介、御使役也、紹嘉之子ニテ引續地頭、正保四年死去、
- 喜入久右衛門久守 久洪子、初吉兵衛、御使役也、寛文之初比力、

嶋津又六久峯 實太守光久公四男也 『定』
寛文七年二月三日同八年迄ナルヘシ、
又六久峯ノ後嗣、實光久公十一男也、『初權七』

嶋津勘解由久當 後伊賀、縫殿、或將監と云、御家老也、寛
文七年閏二月十一日、
又ハ貞享三よりとも、
又ハ貞享三よりとも、

嶋津圖書久行 寶永三戌正月廿七日、

肝付主殿兼柄 寶永四年亥十月八日、享保三年戌三月十八
日迄、

名越右膳恆渡 享保三戌四月十八日、同十巳十月二日迄、
此年六月任國老、

樺山主計久初 享保十一年七月、十、三日、延享二丑十月十
二日迄、
初權左衛門 久堅、

嶋津仲久憐 延享四年八月四日、同年十二月廿六日迄、

山岡齋宮久柄 寛延元辰八月廿七日、同四未閏六月七日迄、
初權左衛門、

嶋津求馬 久絶カ 寛延四未八月二日、

樺山左京 久智 寶曆六、四月十五日、
此年十一月任國老、
久初子也、

菱刈藤馬 寶曆七丑正月十一日、同十三未正月廿五日迄、

嶋津十 太右衛門 後大進、明和二酉十月十五日、

嶋津左 後豊前、和泉、 安永九子正月十一日、天明七未七
月廿八日迄、

赤松造酒 後市正、 天明九年酉正月廿一日、

嶋津 市太夫 後安房、寛政十二申八月十五日、

町田監物 『文化四卯四月六日』、

川田伊織 『後信濃、文化十一戌三月三日、
日迄』、
『文政五年十月廿五日』、

菱刈左之助隆観 『文政五年十月廿五日』、

諏訪治部 『文政十三寅五月四日』、

嶋津登久備 『天保五年正月十一日』、

嶋津頼母久武 『後壹岐、天保七酉正月十一日、
月廿五日迄』、
弘化五申正月十一日、嘉永二酉十二月廿六
日迄、

二階堂主計 『弘化五申正月十一日、
日迄』、
嘉永二酉十二月廿六日迄、

川上矢五太夫 嘉永三戌五月十五日、
久運 初久親

六八 諸縣郡 小林 惣高八千七百二十一石餘 狩夫六
百一十一人
『地頭職高五拾石』

上井次郎左衛門秀秋 家嫡武藏董兼三男、松齡公御家老也、

上井次郎左衛門里兼 秀秋之子、御家老也、元和ノ比ナル
ベシ、

上井仲五兼政 秀秋之二男、庄内野々美谷戦死也、

新納次郎四郎 忠清カ 慶長十八年比、

鎌田左京亮政徳 此所ニ入ルカ 元和、寛永初比、寛永四年ニハ死去也、

諏訪仲右衛門兼安 仲五兼政之子也、寛永九年比、寛永十
四小林ニ死ス、

諏訪左右衛門兼利 仲右衛門兼安子、御家老也、寛永十五
、寛文三年七月迄、

・相良新右衛門長貞

初長治 後左助、寛文三年七月異本四年より同六年十月三日迄、日トモ

・伊集院十右衛門久朝

初久立 源助、横目頭、寛文七年二月二日定、異本六年十月廿四日迄、同八年迄

・高崎惣右衛門

寛文八年九月十一日定、延寶五年迄、

・相良新右衛門長隆

初新助、吟味役也、延寶五巳八月十五日定、同七年迄、

・比志島主膳國治

合左衛門

初次右衛門、御船奉行・大坂藏奉行・御用人・町奉行等兼務、延寶八年申八月十二日定、天和三年迄、

・黒葛原治部少輔

吉左衛門トモ、天和三年五月十三日定、元禄九年冬迄、

・黒葛原源左衛門

吉左衛門とも、元禄九年十一月三日定、同十二年春迄、

・柁山諸右衛門久福

○權左衛門久清ノ子、初助太郎、久守満、元禄十二年卯五月九日定、寶永二年十月三日迄、

・島津求馬久房

寶永三年戊正月廿七日異本二年十月三日より、

・義岡左平太久守

初源右衛門、後右京、寺社奉行也、正徳二年辰正月七日定、享保三年戌三月朔日迄、

・名越左源太

享保十一年午二月六日定、元文元辰十月廿六日迄、

・相良源太夫

寛保三年亥正月十一日定、延享三寅八月十一日迄、

・仁禮仲右衛門

延享五年辰正月十一日定、明和七年寅正月十五日迄、

・大野多宮

久富カ、後隼人、掃部、安永六年酉正月十一日定、寛政十一未十二月六日迄、

・川上織衛

寛政十二申正月十一日定、文化七午正月十五日迄、

市田壬生 文化八未正月十一日定、同十四丑八月廿二日迄、

嶋津波門 文化十五寅正月十一日定、文政二卯五月初日迄、

末川將監 文政三辰正月十一日定、同八酉四月廿一日迄、

調所笑左衛門 文政八酉五月十五日定、同九戌十二月廿五日迄、

野村主禮 文政十亥四月廿二日定、天保二卯六月廿四日迄、

長東市郎右衛門 天保三辰正月十一日定、同十二丑七月廿七日迄、

名越右膳 天保十二丑八月十九日定、

岩下新太夫 弘化五申正月十一日定、

『川上矢五太夫』久運 『嘉永二酉六月廿八日定、』

『山口直記 嘉永三戌五月十五日定、同五年子正月十一日迄、』

森川利右エ門 嘉永五年子正月十一日定、同六年丑正月十一日迄、

六九 日置郡

郡山

惣高五千四百二十三石餘 狩夫二百二十九人 『地頭職高五拾石』

伊勢長門守貞末

後六郎左衛門、二代アルルカ可亂事、

有川内記貞明

貞末之子、

伊勢京亮貞則

上總介養子、實有川助兵衛子也、御納戸奉行、寛永九年比、

鎌田後藤兵衛政辰 初四郎右衛門 後六郎右衛門、

・新納二左衛門忠彰 初仲次郎、萬治三・九月廿九日〆定、

・種子島爲兵衛 寛文五年二月二日〆定、

・新納二左衛門 寛文七年二月三日〆定、

・黒葛原吉左衛門 延寶二年寅二月より定、

・伊勢六郎左衛門 天和三年亥三月〆、

・上村權兵衛 元祿十四巳九月十四日〆、

・島津市之助久白 後助之亟、寶永三戌六月六日〆、

・山澤十太夫 享保七寅七月廿七日〆同九年辰九月四日迄、

・島津市左衛門久瀧 久白ノ養子、寶肝付兼柄二男、後助之亟、享保十一年九月朔日〆同十四年酉六月七日迄、

伊勢兵部貞 享保十五年戌正月十一日〆寛保四年子正月十一日迄、

・新納十郎左衛門 延享五年辰二月廿七日〆寛延二年巳二月廿二日迄、

・川上式部 後勘解由、寛延二巳六月七日〆明和三戌正月十日迄、

・島津直衛久中 後主鈴、明和四年亥八月廿四日〆天明二寅七月廿日迄、

・大重五郎左衛門 天明四年辰閏正月十一日〆、『イニナシ』

・橋口与三次 寛政三年亥正月十一日〆、

・河野外記 『寛政十二申正月十三日〆文化四卯三月朔日迄』

・隈元平太 『文化五辰正月十一日〆同年閏六月廿一日迄』

・山田助左エ門 『文化六巳正月十一日〆、

・二階堂左守 『文化十二亥十月八日〆文政八酉四月廿九日迄』

・野崎良右エ門兼中 『文政八酉十月十四日〆、

・梅田九左エ門治教 『文政十亥四月十二日〆天保二卯十月迄』

・島津頼母久武 『天保四巳正月十一日〆同七申十二月廿五日迄』

・岩下新太夫祐之 『天保八酉正月十一日〆弘化三年正月十日迄』

・海老原宗之亟 『弘化三年正月十三日〆同五申正月十一日迄』

『郷原轉』久寛 『嘉永二酉五月廿八日〆、

七〇 大隅郡

小根占 惣高七千二百石餘 狩夫千四百八十五人

『地頭職高五拾石』

禰寝弥二郎清綱

和田玄蕃助 文祿五年比、

川上右京 慶長五・六年比地頭代官トアリ、

相良勘解由次官 慶長十三申十月四日〆地頭代官トアリ、

有馬丹波重純 初次右衛門、朝鮮有功勞、兵具奉行、

伊勢六郎左工門貞末 初長門守、

有川内記貞明 貞末ノ子、寛永九年比、

相良土佐頼元 町奉行・御使役、

川上伊豫久晴 彦七郎久昭之養子也、實同氏九郎左衛門三男也、

蒲地備中

市來八左工門

樺山長門守 忠則

肝付半兵衛兼屋

鎌田太郎右工門政榮 初大炊助、御使役、萬治・寛文比カ、

頼娃權三郎久甫 後左京、寛文八年九月十日ノ『定』、

村田爲左衛門經智 善太夫トモ、貞享元年九月ノ、

菱刈新五兵衛重格

義岡右京久守

地頭

市來次郎左工門政芳

寛永ノ末正保ノ初ニカケテ、
正保中カ、
中改兼治、慶安四年七月ノ『定』、
寛文ニ任大目附職、

十兵衛トモ、寶永三年戊辰正月廿七日ノ
享保九年辰閏四月二日迄、
初鎌田源右衛門ト云、後御家老也、享保九年
辰六月廿一日ヨリ同十三年申七月四日迄、

後左中、寛延二巳六月七日ノ寶曆四
年戊四月朔日迄、
此年九月寄合ニ列ス

桂織部久中

菱刈藤馬 重詮

喜入主馬久福

名越右膳 恆次

頼娃信濃 久喬

新納内藏 久備

島津將監久美

北郷主膳 久眠

嶋津内膳 久長

嶋津主殿 久明

嶋津登 久滿

嶋津主計 久實

二階堂主計 行經

鎌田刑部 正純

初太郎兵衛、後御家老也、寶曆八年寅正月十
一日ノ同十二年午十一月九日ニ至ル、
寶曆十三未正月廿五日ノ明和六丑九月廿九
日迄、

後安房、御家老也、明和六年丑十二月六日
ノ寶政元年酉八月晦日ニ至ル、
寛政二年戌正月十一日ノ異本三年
月廿一日迄、
寛政十二年ノ享和三年迄、

寛政二年戌正月十一日ノ異本三年
月廿一日迄、
寛政十二年ノ享和三年迄、

寛政十二年ノ享和三年迄、
寛政十二年ノ享和三年迄、

寛政十二年ノ享和三年迄、
寛政十二年ノ享和三年迄、

寛政十二年ノ享和三年迄、
寛政十二年ノ享和三年迄、

寛政十二年ノ享和三年迄、
寛政十二年ノ享和三年迄、

寛政十二年ノ享和三年迄、
寛政十二年ノ享和三年迄、

寛政十二年ノ享和三年迄、
寛政十二年ノ享和三年迄、

寛政十二年ノ享和三年迄、
寛政十二年ノ享和三年迄、

寛政十二年ノ享和三年迄、
寛政十二年ノ享和三年迄、

寛政十二年ノ享和三年迄、
寛政十二年ノ享和三年迄、

寛政十二年ノ享和三年迄、
寛政十二年ノ享和三年迄、

寛政十二年ノ享和三年迄、
寛政十二年ノ享和三年迄、

後圖書、弘化五申正月十一日ノ、別段之思召
ニテ、

七一 肝屬郡

高山

惣高一萬二千九十一石餘 狩夫七
百五十九人
『地頭職高五拾石』

大野正右衛門 肝付良兼落去後、此人可糺也、

伊集院右エ門太夫忠棟 天正八年比、

伊集院下野守久治 慶長ノ比、

村田雅樂助經宣 慶長ノ比、同五年末吉地頭ニ轉ス、

町田勝兵衛久幸 後圖書頭、慶長五・六年比カ、經宣引
續カ、

桂山城守忠昉 後太郎兵衛 忠詮、慶長ノ末より、元和元
七月死此地、

町田丹波守久吉 初新左衛門、
後イ

仁禮藏人頼景 初小吉 舍人 信濃守ト云、寛永九年比、
正保三死去、

島津下野守久元

島津圖書久通

川上上野介久運 寛永・正保ノ間カ、

新納右エ門佐久詮入道遊山 遊甫ノ子、御家老也、承應三
午年カ寛文四年辰九月迄

新納又左エ門久了 御家老也、

島津市正忠廣 寛文五年二月二日カ定、

島津圖書 寛文九年五月廿八日カ定、

島津出雲 延寶元ノ冬カ同七迄、

新納近江守久辰入道達心齋 初四郎左衛門、横目頭也、延
寶五年八月十五日カ定、異本
十五元祿十一年冬迄、

新納四郎左エ門久珍 美作 市正ト云、御家老也、元祿十
一年冬より、

島津中務久貫 初又七 備前 内記ト云、國老也、寶永七
寅六月九日カ正徳五年末十二月廿日迄、

島津内記 御家老也、正徳二年カ、

伊集院藏人 享保三年戌三月朔日カ同十五年戌正月廿二日
迄、

島津大學久品 後周防、享保十五年戌三月朔日カ、

額娃左京 後内膳、元文三年七月廿六日カ延享五辰二月十
日迄、

島津大藏 延享五年辰二月十五日カ同年七月十四日迄、

義岡相馬久中 後彈正、寛延二年巳十一月廿三日カ寶曆十
辰九月六日迄、

鎌田隼人 後藏人、寶曆十一巳正月十一日カ同十四申四月
廿九日迄、

樺山左京 明和二年酉正月廿三日カ安永二巳九月十五日迄、

島津登久連 天明五年巳五月十三日カ 異本天明八年
申九月ニ作ル寛政二年
戌六月廿三日迄、

比志島要人 寛政三年亥三月廿一日カ同四年子三月十三日
迄、

市田勘解由 寛政四年子五月廿二日カ 同六寅正月十一日
迄、

山田伯耆 有儀 寛政八辰正月十一日カ、

川上頼母 寛政九巳六月廿一日、同十二月廿四日迄、

嶋津仁十郎 享和三亥五月朔日、文化八未八月廿五日迄、

島山式部 文政三辰正月十一日、同六月十七日迄、

嶋津助之丞久丙 文政八酉十月廿八日、天保十五辰十月廿三日迄、

嶋津右門久福 弘化四未八月廿五日、嘉永五年子正月十一日迄、

島津隼見逸 嘉永五年子正月十一日迄、

七十二 穎娃郡 穎娃

惣高一萬千百五十六石餘 狩夫二千四百七十三人 『地頭職高五拾石』

竹内大炊介實堂本ノマ 天正三年九月諏訪棟札ニアリ、

町田出羽守久倍入道存松 天正十五年迄、後大口地頭、

新納五郎右エ門久饒 初右衛門佐 伊勢守、慶長ノ比カ、自系ニ川邊・申木野・穎娃ノ地頭トアリ、

新納勘解由次官久宣 慶長十九春迄、寛永十三迄、

川上上野介久運 寛永十六年迄、正保三年迄、

伊東肥後守祐昌 初仁右衛門、慶安元々明暦元迄、

鎌田源左エ門政有 御家老也、寛文二年非ナラン一月ト是カ定同五ノ六月迄、

・島津市正忠廣 寶琴月公四男也、寛文二年六月廿日迄、

・肝付半兵衛兼屋 寛文二年大目附トアリ、可考、

・諏訪李右エ門兼利 寛文五年二月二日迄、

・市來備前守家繁 穎娃地頭トアリ、

・島津又七郎久輝 後中務、寛文八年申九月十日迄、

・新納四郎左エ門久辰 後近江守、延寶五年四月迄、

・佐多内記久達 延寶五年巳八月十五日迄、

・島津大學忠守 市正忠廣ノ子、延寶八年申十二月廿七日迄、天和二年九月迄、

・伊集院十右エ門忠朝 天和三年亥五月朔日迄、

・彌寝丹波清雄 初八郎右衛門ト云、貞享元九月、元祿十二春迄、

・島津助之丞忠守 元祿十二卯五月九日、寶永二年十月三日迄、

・樺山助太郎 後相馬、寶永三戌正月廿七日迄、累本二年酉十月三日迄

・桂織部久祐 初宇右衛門、寶永七閏八月五日迄、

・伊集院用之助 後織部、正徳元卯八月廿一日迄、

・島津登久置 初權五郎、若年寄、享保三戌三月朔日、同十中務久輝ノ子也、五戌六月廿五日迄、後明所、

・島津内藏 享保十五戌七月十三日、寛保三亥七月十八日迄、後明所、

・山岡齋宮 寛保三年亥八月二日迄、

久柄カ

- ・小林仲太兵衛政一 後左内、寛延元年辰八月廿七日迄、寶曆二申八月十五日迄、明所、
- ・諏訪勘解由 寶曆二申八月十八日迄、同四年戌二月八日迄、後明所、
- ・宮之原甚五兵衛通興 寶曆四年戌四月十一日迄、同六年子十一月廿八日迄、後明所、
- ・島津權左衛門 後仲、寶曆七年丑正月十一日迄、
- ・桂織部 明和二年酉八月朔日迄、同四年亥六月廿五日迄、後明所、
- ・嶋津助之丞 明和四亥八月廿四日迄、安永二己十二月廿八日迄、後明所、
- ・宮之原甚五太夫 安永四年未正月十一日迄、
- ・末川織衛 安永七年戌九月十一日迄、
- ・川上久馬 安永九年子正月十一日迄、
- ・高橋縫殿 天明二年寅正月十五日迄、
- ・島津矢柄久宅 寛政八年辰正月十一日迄、
- ・小笠原郷左エ門 文化元子四月十三日迄、文化十二亥十二月廿七日迄、後明所、
- ・新納織部 文化十五寅正月十一日迄、文政二年卯七月十六日迄、
- ・町田主馬 文政二年卯十月十四日迄、同四巳四月廿一日迄、後明所、
- ・島津縫殿 文政五年午正月十一日迄、
- ・島津要人 文政八年酉十一月朔日迄、
- ・島津求馬久馮 天保二卯八月十五日迄、

- ・川上東馬久封 天保八年酉七月廿九日迄、
- ・島津主殿 弘化五年申二月廿八日迄、嘉永四年亥十月迄、久賜
- ・島津藏人久武 嘉永五年子六月廿一日迄、

七三 出水郡

阿久根 惣高八千七百三十九石餘 狩夫千六百六十四人 地頭職高百石

- ・澁谷次郎左工門重治入道伴松 朝鮮諸所従軍、
- ・澁谷四郎左工門重將 伴松ノ二男、京都御留守居・一番與頭、
- ・町田勘解由久慶 後伊賀 久則 入道石心、御家老也、慶安二年五月八日迄、定、
- ・町田勘解由忠代 初源左衛門、後伊賀、御家老也、寛文二年九月迄、同八年秋迄、
- ・島津又七郎久輝 後中務、御談合役・國老也、寛文八申二月二日迄、定、
- ・相良主税 初吉右衛門、寛文八年九月十日 異本可定、
- ・福屋助左工門兼全 御納戸奉行・吟味役・京大坂御留守居 御用人、元祿四年未七月六日、同十二年迄、 廿九日
- ・相良吉右工門 元祿十二年春より卯五月九日迄、
- ・町田甲斐久孝 初源左衛門 後字右衛門 勘解由、御番頭、御勘定奉行 寶永三年戌六月六日迄、異本四年迄、
- ・平岡八郎太夫之品 後内匠、正徳二年辰九月六日迄、享保十一年七月十三日迄、

- ・米良藤右エ門 享保十二年未正月廿一日、同年七月五日迄、
- ・伊集院權右エ門 享保十三年申正月十一日より同十四酉二月八日迄、
- ・島津内記 享保十六亥正月十一日より同廿卯八月九日迄、
- ・島津右平太 後主鈴、元文二年巳四月廿五日、
- ・島津大藏 延享三年寅八月七日、同五年辰二月十五日迄、
- ・川田伊織 寛延二年巳十一月廿三日、
- ・福山平太夫 寛延四年未八月二日、安永二年巳五月廿七日迄、
- ・伊勢兵部 安永二年巳七月六日、同十年丑正月十一日迄、
- ・名越左源太 後右膳、天明二年寅正月十五日、寛政二戌正月十一日迄、
- ・喜入右エ門久量 後安房、若年寄ニ至ル、寛政二年戌正月廿八日、
- ・顯娃左京 寛政三年亥三月廿一日、
- ・岩下佐次右エ門 寛政十一未十二月十五日、文化四卯十一月十九日迄、
- ・川上右近 文化五辰十一月廿八日、同八未閏二月五日迄、
- ・二階堂左門 後伊豆殿、文化九申十二月朔日、文政五年十月六日迄、
- ・島津縫殿 文政八年酉十一月朔日、天保五年十月廿日迄、
- ・喜入多門久通 正月十五日、天保六年未五月廿日、
- ・末川久馬久平 後近江、弘化三年午六月十一日、正月十一日、

『嶋津求馬』、『嘉永三戌五月十五日』、
久馬

文安元年申子十一月熊野棟札ニ施土四箇所地頭藤原友久忠持トアリ、

七四 阿多郡

阿多

惣高四千四百三十七石餘
狩夫八百七十七人
『地頭職高五拾石』

阿多右エ門尉忠秋

永正十六年棟札ニ阿多忠時トアリ、同
人ノコトナラン、

島津治部左エ門尉忠元

初三郎五郎、後周防介、大田氏四
代忠續入道大閑ノコト也、天文十
一年、同十七比、天文十棟札ニ忠弘ト
年、同日吉山王棟札ニ忠弘トアリ、

大田周防守忠與

忠興ノコトナルヘシ、永祿ノ初中津野村
大田門領之云々、

大寺大炊介安辰

永祿十年大日堂棟札ニ見ヘたり、

新納山城守忠光

魚隱弟、初隱岐守、尾張守ト云、島津相
模守忠幸ニ仕、大中公爲家老、才超衆
遭讒、幽死于山之寺、

後乃
吉田美作守清孝

天正八年比、或清存トモアリ、

前乃
伊地知伯耆守重秀入道増也

八年巳前歿
天正中 文祿三年死去、

弟子丸越後守宗益入道紹閑 寛永九死去也、

桂太郎兵衛尉忠詮

吉利下總守忠張

文祿五年申冬阿多地頭被仰付候、此邊前
後可考、

後カ

伊集院源次郎忠貞 慶長ノ初、

前カ

平田安房介宗衛 慶長五年ノ、

諏訪治部少輔經兼

覺兼ノ子、寛永九年比、
寛永元年子四月日吉山王禪礼ニアリ、

諏訪甚左エ門正兼

經兼ノ子、寛永十五年ノ同十九年迄、
寛永庚戌三月大年寺上棟ニハ衆頭トアリ、地頭ノコ
トヲ衆頭トモ唱ヘシナルヘシ、

島津市正忠廣

寛永十九年十二月ノ慶安二年迄、
寛永十七年辰卯月日吉山王禪礼ニ島津東市正忠弘トアレ
ハ十九年ノハ誤也、

伊集院十右エ門忠朝

慶安二年五月ノ萬治元年九月迄、

堀四郎左エ門興延

初弥右衛門、吟味役・御使役也、萬治
元九月三日ノ同二年七月迄、

市來次十郎家賀

實喜入休右衛門久洪二男、御吟味役也、
萬治二・八月九日ノ『定』、

頼娃娃三郎久甫

後左京、寛文二年五月廿九日ノ『定』、
月廿日ノ同八年十二月迄ニ作ル、

相良源五左エ門頼安

寛文九年六月八日ノ『定』、

高崎權太夫能冬

伊豆能延子、御用人、延寶四年九月ノ『定』、

高崎四郎兵衛

能冬同人歟、延寶八年ノ同九年迄、

鎌田太郎右衛門政直

天和二年戊八月七日ノ『定』、
元禄五年迄、

猿渡喜右衛門

後要人、元禄七年十一月十七日ノ『定』、
或九月五日トモ、

町田八左エ門俊昌

正徳五年未十月朔日ノ享保九年辰九月
四日迄、後明所、

木村四郎左衛門

享保十一年壬正月十一日ノ同十六亥正月
十一日迄、後明所、

島津求馬 享保十七年子正月十一日ノ、異本ニ有リ歟考、

菱刈孫兵衛 享保十七年子正月十一日ノ、

伊地知千左衛門季伴

享保廿年卯十一月廿四日ノ、至御側
御用人、

澁谷喜三左衛門

寛延四年未八月二日ノ明和五子十一月朔
日迄、後明所、

關山軍兵衛

明和八年卯二月十三日ノ天明二寅二月廿八日
迄、後明所、

矢野清右衛門

後男吏、天明三卯十一月十六日ノ寛政元酉
四月廿一日迄、

小笠原郷左衛門

寛政三年亥二月十九日ノ、

島津杵

文化元年子四月十三日ノ文化十年酉十二月廿八日
迄、後明所、

島津縫殿

文化十二年亥十二月二日ノ文政五年午正月十一
日迄、後明所、

有馬胤

文政五年午七月七日ノ、

圖師崎源兵衛尙超

文政九年戌四月四日ノ『同十二丑正月
十一日ノ明所』、

喜入多門久通

文政十三年寅正月十一日ノ、

島津仲久房

天保六年未正月廿日ノ同十年亥二月廿三日迄
『後明所』、

野崎良右衛門兼中

天保十年亥九月ノ同十四年卯六月五日
迄、後明所、

平田直之進

天保十四年卯閏九月廿三日ノ於江戸被仰付候、

七五 諸縣郡

惣高四千七百三十二石餘 狩夫百二十五人
綾 『地頭職高五拾石』

後 上井次郎左エ門秀秋入道傳齋 天正廿年壬辰四月四日死、綾傳德寺ニ墓アリ、

前 新納縫殿介久時 天正八年比、後忠明、慶長十二年九月十一日死于綾、年六十歳、

大野正右エ門久武 將監トモ、慶長六年、寛永九年比ニ見ヘタリ、可考、慶長十六年ヨリ寛永廿年ニ至ルト邑司書出セリ、

相良主税 正保元年十二月ヨリ明曆元年迄イ、

平山七兵衛忠昭 初彦四郎、吟味役、明曆元未九月四日、萬治二迄、イホシ

堀四郎左エ門興延 吟味役、御使役、萬治二年八月九日、寛文元年十二月迄イ、

伊勢六郎左衛門 寛文二年二月晦日より、定、四年十二月迄イ、

平田二郎兵衛宗正 後式部 新左エ門、御家老也、寛文五年二月二日、定、同年六月迄イ、(ママ)

本田彌五右エ門親平 後右エ門ト云、寛文七年二月三日、定、

若松彦兵衛 延寶二年二月十六日、定、異本六年、天和三迄、イ二月

比志島主膳 天和三年亥五月十三日、同四年迄、イ十月朔日、可札

菱刈孫兵衛重敦 貞享元年九月、元禄五年冬迄、重敦ハ元禄七死去也、

諏訪仲左エ門兼郷 吟味役、御使役、物奉行、元禄二年七月七日、

鎌田太郎右衛門 元禄五年申六月十五日、同九年迄、イ五月廿五日、可札

鎌田采女 元禄十年正月廿五日、定、異本九年十一月五日、イ二月廿五日、異本二年

市來次郎左衛門 寶永三戌六月六日、異本二年、イ朝日

北郷右衛門八 寶永六年丑九月十四日、後助太夫、

肝付典膳 享保三年戌六月二日、イ十一日

北郷四郎 享保十七年子正月十一日、

禰寢孫左衛門 元文四年未三月朔日、

種子島藏人 後左内、寶曆四戌正月十一日、明和四年亥十一月六日迄、

伊集院十藏 安永二年巳正月十五日、同三年午九月十八日迄、

北郷權五郎 安永五年申正月十五日、同六年酉五月十六日迄、

伊集院隼人 安永九子正月十一日、天明四辰八月十一日迄、

島津平馬 天明六年三月十三日、寛政五丑正月十九日、

『本田助之丞 寛政五丑七月廿八日、同十二、九月五日迄、

肥後翁助 寛政十二申十一月廿一日、文化二丑三月八日迄、

隈元軍六 文化五辰二月八日、同年閏六月廿一日迄、

鈴木門十郎 文化七年正月十一日、文政三辰十二月廿二日迄、

桂宇右衛門 文政五年正月十一日、

石原眞助 天保七申二月廿八日同十三寅二月十九日迄、

吉利仲 天保十三寅三月十九日弘化五申三月十五日迄、

町田式部 嘉永三戌五月十五日迄、

七六 肝屬郡

惣高六千四百一石餘 狩夫四百三
始良 『地頭職高五拾石』

肝付伊勢守兼清 天文中良兼領之時也、

伊集院刑部少輔久光 永祿十年戰死也、

伊地知伯耆守重秀 天正八年同十五年比、其後肥後湯
之浦地頭也、天正十二・五月九日伊伯州從湯之浦出仕ニ付覺兼同道云々トミニ、可考、

諏訪仲右衛門兼安 仲五兼政ノ子也、寬永九年比、

兒玉筑後守利昌 初四郎兵衛、御納戸奉行・御兵具奉行・
納殿役、寬永十年酉十二月同十四年十
二月迄、
於江戸補セラル、同十六己卯五月死ス、

寺山又右衛門 實佐多伯耆守三男也、寬永十三同十五迄、
異本寬永十五年八月迄、
明曆三年酉八月迄、

彌寝右近 明曆三年酉九月同寬文六年午十月十三日迄、
寬文六年午十月十四日同八年申八月廿二日トモ、
監物トモ、吟味役、御納戸奉行、寬文七、

澁谷周防重堅 三日迄、
二月二日迄、

土持半三郎 寬文八年申十二月廿日迄、

土持伊右衛門 半三郎トモアリ、寬文九年六月八日迄、定、

土持半右エ門綱慶 實同氏平左衛門綱辰嫡子也、御兵具奉
行、伊右衛門トハ別カ、

木脇刑部左衛門 延寶六年午十二月廿日迄、

平田清右衛門純音 吟味役・京大坂藏奉行・御用人也、延
寶八年申八月十二日迄、異本七年六月十六日
或ハ八年七月廿四日トモ、

桂李之助忠保 貞享三年九月廿七日迄九月十日トモ、

米良藤右衛門 寶永三年戌正月廿七日迄、異本寶永二年酉十月三日
又ハ八月廿五日トモ、

平岡八郎太夫久品 寶永六年丑九月五日迄、異本二年十月
三日迄、

河野喜平次 後八郎左衛門、御納戸役、正徳二辰九月六日
迄、延享四卯八月四日迄、

新納内藏久品 初次郎兵衛、延享五・七月廿五日同八年
月廿八日迄、

三崎平太 後文太夫、又嶋津大藏と称ス、寬延元辰八月廿七
日迄、寶曆十三年未十月十五日迄、

嶋津靱負 明和三年戌正月十一日迄、安永二年巳五月十一日
迄、十一日、
同十五二月廿四
日迄、
イ正月十一日

佐久間九十九 安永四年未二月十四日迄、十四日、
同十五二月廿四
日迄、

比志島要人 天明二年寅正月十五日迄、寬政二戌正月十一日
迄、

島津主水 後登、寬政三年亥二月十九日迄、

町田主馬 寬政八辰正月十一日迄、文化十四年丑二月十五日
迄、

平田兵十郎 文化十四丑二月十五日迄、

和田助太夫 天保五年正月十一日迄、

七七 大隅郡 惣高三千七百六十七石餘 狩夫六
佐多 『百二十一人』
『地頭職高五拾石』

二階堂阿波

三二階堂城之助 寛永九年比、

一有馬丹波重純 初次右衛門、兵具奉行、朝鮮有功、

四有馬新右工門純昌 延寶四年九月定、

仁禮與三左工門 貞享三寅十月廿九日迄、異本元祿元ノ冬、同十二年春迄、

島津主計忠雄 後帶刀 仲休、御家老也、元祿十二卯五月九日迄、寶永二年十月三日迄、或元祿十二卯三月廿六日迄、二月廿七日迄、

相良清兵衛 寶永三年戊正月廿七日迄、享保十四年酉十二月廿二日迄、異本寶永二年西、十月三日ヨリ、

島津 登 享保十五戌六月廿五日迄、元文二年巳四月廿五日迄、

小笠原郷左工門 元文三年午二月朔日迄、延享三寅六月朔日迄、

相良源太夫 延享三年寅八月十一日迄、同四年卯十二月廿六日迄、

有川幸右工門 延享五年辰七月廿五日迄、寶曆五年亥九月十八日迄、御用人・御勘定奉行也、

迫水善左衛門 寶曆十二年午正月十一日迄、安永二年巳十二月十五日迄、

川上久馬 安永七年戌九月十一日迄、同九年子正月十一日迄、

名越左源太 天明元年丑六月十九日迄、

面高善右衛門 天明二年寅正月十五日迄、寛政六寅二月廿五日迄、

相良鬼毛 寛政七卯正月十一日迄、文化二丑正月十四日迄、

石黒戸後左衛門 文化二丑七月十三日迄、同四卯十一月十九日迄、

菱刈李之介 文化五辰正月十一日迄、

嶋津主殿 文化十五寅正月十一日迄、文政九戌十一月廿八日迄、

調所笑左衛門廣郷 文政九戌十二月廿五日迄、同十三寅三月六日迄、

嶋津仁十郎 文政十三寅五月四日迄、

嶋津矢柄久計 天保六未正月十一日迄、同十五辰八月廿日迄、

嶋津藏人久武 天保十五辰十月廿七日迄、

川上龍衛 弘化五申正月十一日迄、

七八 大隅郡 惣高二千六百十七石餘 狩夫
櫻島向島 『千五百十七人』
『地頭職高百石』

本田紀伊守董親 天文六年十二月廿四日迄、

川田飛彈守義秀 大中公御代、

鎌田出雲守政近 天正ノ初カ、

川上源三郎 久辰ノコトナラン、天正十三・四月比上井日記ニアリ、

鎌田加賀守政在 慶長・元和ノ間、

阿多勘解由忠朗 初源七、後六郎右衛門、御納戸奉行・町奉行、寛永十九迄、

・黒葛原周右工門忠清 寛文四年比、

・新納大藏久盛入道一醉 初小右衛門、吟味役、寛文七年二月三日より定、

・平田清右工門純普 後九郎右衛門、吟味役・御用人、貞享三年十月八日、元祿九年迄、

・野村太左工門 御納戸奉行・吟味役・御用人、元祿十年正月廿五日、定、或九年、^二作九、

・二階堂八太夫 初五郎太夫、御側御用人格、寶永三戌正月廿七日、異本二年、^三日、

寛保元酉十二月八日、儀付ニテ地頭ナシ、此通敷、

後・島津玄蕃 享保廿卯八月廿八日、延享四年卯十二月十一日迄、可紀事、

前・二階堂八太夫 御近習役、享保五年子正月廿八日、同廿卯八月九日迄、

・二階堂林左工門部 始森右衛門ト云、後五郎太夫トモ云カ、延享五年辰正月十一日、廿八日、^{トモ}寶曆七

丑四月六日迄、

・石黒戸後左工門 寶曆七丑六月朔日、同十一巳七月廿七日迄、

・二階堂部 初森右衛門、寶曆十一巳十月朔日、安永四未正月十一日迄、

・山田司 安永四未二月十四日、天明二寅正月十六日迄、正月十一日、

・大鳥休左工門 天明二寅二月廿八日、寛政三亥八月朔日迄、七月九日、

『本城源七郎 寛政五丑正月十九日、

岩下佐次右衛門 寛政七卯三月八日、

藥丸伊右衛門 寛政十一未十二月十五日、

讚良善助 享和三亥十二月廿三日、文化七年三月廿四日迄、

上村笑之亟 文化八未正月十五日、

向井十郎太夫 文化十三子正月十一日、文政七申七月廿八日迄、

〔船尾〕 櫻嶋 向井十郎太夫次

野村主禮 文政七申閏八月十五日、

有川勇馬 文政十亥四月廿二日、

梅田九左衛門 天保二卯十月十九日迄、

伊集院織衛 天保十三寅三月十九日、

吉利仲久包 弘化五申三月十五日、

有馬舍人 嘉永五子二月於江戸、

七九 噲啞郡 惣高五千七百五十五石餘 狩夫百九十七人

清水 『地頭職高五拾石』

伊集院大和守忠朗 天文十七年九月、姫木地頭、

鎌田玄蕃允政朝 慶長之比、元和二死去、

鎌田左京亮政徳 元和五年比、

鎌田源左衛門政喬 後左京亮、御家老、寛永九年比、

嶋津安藝守久雄

桂又十郎

主水友貞ノ子
五代仲兵衛友光 時代疎考、

樺山源三郎 權左衛門とも、慶安四年七月廿五日『定』、

伊集院兵吉郎 後半兵衛、寛文八年二月朔日『定』、

山田民部少輔有隆 初弥九郎、天和三年亥五月朔日『定』元禄三年冬まで、

山田新助有從 元禄四年末七月廿九日『定』異本三年十一月『定』、

新納主稅久品 初帶刀、元禄十年正月廿五日『定』十一月三日『定』、

名越淺右衛門 寶永五子三月三日『定』、

鎌田十左衛門 寶永七寅閏八月廿日『定』、

高橋七郎右衛門 正徳二辰九月六日『定』享保十年巳十二月廿一日迄、

嶋津權左衛門 享保十一年午正月十一日『定』元文二年巳七月二日迄、

義岡左平太久中 後左馬、彈正、御家老也、享保四子正月十一日『定』、

兒玉小六 御納戸奉行、御近習役、延享四卯八月四日『定』寶曆二・九月二日迄、

中馬源兵衛 諸香 寶曆七丑正月十一日『定』同九年卯八月九日迄、寶小森八左衛門政方二男、糺明奉行、后至御用人、

山岡齋宮 寶曆十一年巳正月十一日『定』明和六丑十二月六日迄、

小笠原郷左衛門 明和七寅正月十一日『定』寛政三亥二月十九日迄、

梅田九左衛門 寛政三年亥十月六日より文化元子六月晦日迄、

桂太郎兵衛 文化二丑正月十一日『定』文政二卯十二月廿八日迄、

有馬 糺 『文政三辰八月三日』、

土岐平太夫政守 『文政五年七月七日迄』、

二階堂部 行經 初左門、『天保五卯正月十一日迄』、

猿渡彦左衛門 後牧太、天保十四卯閏九月廿三日『定』於江戶、

小松相馬 嘉永六年丑正月十一日より、

八〇 菱刈郡 湯之尾 惣高二千六百十五石餘 狩夫八十七人 『地頭職高五拾石』

本田山城守親蔵入道嘉辰 初彈正忠、貴久公御申口役、邑ヲ馬越下手村ニ賜フ、天正七年巳卯十月廿九日歿、年七十三、下手村ニ葬ル、

梅北宮内左衛門國兼 天正八年比、

寺山四郎左衛門久兼 末吉根元記ニ見ゆ、

本田甚兵衛友親 助左衛門親光養子、實弟也、元和五年比、
寬永十五比、

・岩切彦兵衛 慶安二年七月十六日『定』、

・諏訪八郎右衛門兼寬 初右京、寛文五年二月二日『定』、
覺

・本田次郎左衛門度親 四郎右衛門親道之子、延寶七年正月
〆、

・中原爲兵衛 天和三年比、

・伊東仁右衛門 貞享三寅十月廿九日、

・中村與左衛門 貞享五・九月五日、元祿三年十二月迄、

・上村茂兵衛 奏者番・御用人、元祿二巳四月五日、

・喜入主膳 享保七寅七月十八日、延享五辰二月十五日迄、

・赤松甚右衛門 寶曆三年酉七月廿八日、

・村田与三左衛門 寶曆十二年、午、正月十一日、明和九年辰
十月十九日迄、

・矢野清右衛門 安永六年、酉、正月十一日、天明三年卯二月
十六日迄、

・澁谷五郎右衛門 天明五年、巳、正月廿八日、同七年未十二
月十九日迄、

・本城源七郎 寛政二年戊正月十一日、同五丑正月十九日
迄、

是より以下次第不同、年間可糺事、

・三山本傳藏 寛政五丑正月廿一日、文化五辰正月廿一日迄、
正誼

・三原善兵衛 正月十一日、同十三子四月廿三日迄、
文化七年

・五津留八左衛門 『文化十五
寅正月十一日、

・四和田平右衛門 『文化十四丑
二月十五日、

・六比志島隼人 『文政三辰
十一月二日、同九戌正月十一日迄、

・八町田 平 『天保八申
五月五日、

・七有馬權藏純昭 『文政九戌二月六日於江戸
天保六未十二月晦日迄、

・九小林外記 『天保十四卯四月十三日迄、

・十小笠原轍長照 『天保十四卯閏九月朔日、

八一 始羅郡

溝邊 惣高四千百十六石餘 狩犬百三十
一人
地頭職高五拾石

土持左馬權頭盈信 權兵衛信全養祖父也、

新納仲次郎忠彰 後仁左衛門、

上原太郎次郎

伊集院宮内少輔

・伊東肥前 御船奉行也、寛文五年二月二日、定、
十左衛門、毛初名也、

・土持權之亟信全 諏方采女兼延三男也、延寶二年二月十五
日、定、

・野村太左衛門 吟味役・御用人、延寶七未正月廿七日、
八年、元祿五之多迄、
異本

- ・ 澁谷四郎左衛門 元祿十年正月廿五日『定』、異本元祿九年十一月三日、同十二年迄、
- ・ 若松平八左衛門 元祿十二卯六月七日『定』、
- ・ 相良柰之助 新右衛門とも、寶永五年子三月三日『定』、異本四年七月より、
- ・ 小笠原彦八郎 享保五子正月十一日『定』、
- ・ 鎌田平右衛門 享保十二未正月廿一日『定』、同十八丑八月十八日『朔日』迄、
- ・ 伊地知三七 『後新太夫』 元文二年巳七月朔日『定』、延享四年卯十二月十九日迄、
- ・ 澁谷喜三左衛門 延享五年辰正月十一日『定』、寛延四年未八月二日迄、
- ・ 日高次左衛門 寶曆三酉七月廿八日『定』、同九卯五月二日迄、『廿九日』、『四月廿七日』、
- ・ 山田元右衛門 寶曆十二年正月十一日『定』、同年二月廿一日迄、
- ・ 山元猪散太 明和元年申六月廿八日『定』、同年十月十六日迄、
- ・ 伊地知嘉右衛門 明和三年戌正月十八日『定』、安永十年丑正月十一日迄、表御用人也、季置
- ・ 小松右近 天明元年丑六月十九日『定』、同六年五月十三日迄、
- ・ 嶋津藤馬 『小平次トモ』 天明七丑八月廿五日『定』、
- ・ 大野多宮 『寛政十二申八月十五日』、文化九申三月十六日迄、
- ・ 山田新助有禎 『文化十一戌正月十一日』、
- ・ 窪田筑右工門 『文政八酉十月廿八日』、天保三辰正月六日迄、
- ・ 新納主税久品 『天保三辰八月九日』、

- ・ 中村黒人 『天保七申正月十一日』、弘化四未十二月廿九日『定』、
- ・ 平田善太夫 嘉永二酉六月十四日『定』、
- ・ 富山半藏 嘉永四年亥八月『定』、
- 八二 高城郡 水引 惣高六千八百石餘 狩夫千二十三人、『地頭職高百石』
- 伊東仁右衛門祐昌 後肥後守、寛永九年比、
- 相良權兵衛
- 相良土佐
- 平田藤右衛門宗則 王子村犬追物之時普請奉行、承應四年三月』、『定』、
- 後伊東次郎右衛門祐之 初祐倫、寛文八年七月十日『定』、
- 前相良吉右衛門 寛文七年二月三日『定』、
- 川上將監 寛文十一年七月十七日『定』、
- 相良源五左衛門 延寶四年九月『定』、
- 比志嶋彦右衛門 天和二戌、
- 桂柰之介 貞享元年九月『定』、
- 中原爲兵衛 貞享三寅九月廿七日『定』、

- ・中神内藏丞 船奉行・奏者番・大坂藏奉行・御用人、元祿六西正月廿四日迄、
- ・仁禮覺左衛門 元祿十年正月廿五日迄、定、
- ・家村平八 元祿十四年巳九月十四日迄、
- ・鎌田出雲 寶永三戌正月廿七日迄、
- ・高橋武右衛門 寶永五年子三月三日迄、正徳元卯八月廿一日迄、
- ・山田新助 正徳二年辰正月七日迄、
- ・堀甚左衛門 後四郎太夫、享保十五戌正月十一日迄、明所、
- ・高橋外記 享保十五戌七月十三日迄、同十九寅八月廿六日迄、
- ・義岡左平太夫 後相馬、享保廿卯七月廿八日迄、寛保二戌八月廿四日迄、
- ・肥後平左衛門 寛保四年子正月十一日迄、寶曆四戌四月十一日迄、
- ・山澤十太夫 寶曆六年子正月十一日迄、同八寅六月廿一日迄、
- ・二階堂源太夫 寶曆十一年巳五月十九日迄、寛政二戌四月十五日迄、
- ・山田彌九郎 寛政三亥十月六日迄、同十二甲二月八日迄、
- ・嶋津主殿 寛政十二申六月廿二日迄、
- ・嶋津仁十郎 享和元酉十二月廿七日迄、
- ・鷲頭喜兵衛 享和三亥五月朔日迄、文化四年卯八月五日迄、
- ・島津十太右衛門 文化五辰正月十一日迄、文政五年午十一月廿八日迄、

- ・向井十郎太夫 文政七申七月廿八日迄、天保二卯五月廿九日迄、
- ・有川勇馬貞剛 天保二卯十月十九日迄、
- ・高田十郎 右衛門、利容、弘化五年申正月十一日迄、

八三 重富平松

屬帖佐平松といふ、寛永中外城ニ立、寛文十三丑四月三日又帖佐ニ屬す、元文四末三月改平松、五年申五月廿一日重富と改らる、

- ・鎌田太郎右衛門政榮 初大炊介、御使役也、寛永十六年迄、明曆元年迄、平松地頭初也、
- ・新納仁左衛門忠彰 初仲次郎、
- ・鎌田後藤兵衛政辰 初四郎右衛門、後六郎右衛門、萬治三年九月廿九日迄、
- ・島津又六 寛文三年十一月十二日迄、
- ・北郷又次郎 寛文五年二月二日迄、
- ・岩切六右衛門

- ・黒葛原左近 寛文七・二月三日迄、
- ・財部傳右衛門盛堯 御納戸奉行・奏者番・町奉行・吟味役、寛文八年九月十日迄、
- ・鎌田又七郎政長 後出雲、寛文十一子七月五日迄、同十二・七月七日より、平松私領候力、十三年四月三日、屬帖佐故帖佐地頭、

八四 贈吹郡 敷根

惣高三千九十二石餘 狩夫八十九人
『地頭職高五拾石』

本田作左衛門元親 初又次郎 大炊太夫 美作守、

本田市右衛門宣親 元親子、初又二郎 作左衛門、貞享二死去、

比志島内記

桂 負久澄 後太郎兵衛 入道 恕休、横目頭也、寛文五年二月二日〆定、

本田四郎左衛門親道 宣親之子 初郷右衛門 大炊太夫 市右衛門、寛文七死去トアリ、

鎌田源左衛門政有 寛文十一年三月三日〆定、

村田爲左衛門經智 善太夫、御用人也、寛文十三・七月三日〆定、

村田五郎左衛門經貞 御勘定奉行・奏者番・御用人、延寶七閏正月廿七日〆、

弟子丸市之介宗重 吟味役・京都藏奉行、天和之比カ、

相良四郎兵衛 町奉行・物頭、元祿九年〆子十一月三日〆、享保八年卯十二月十一日〆同十一月四月廿六日迄、

新納彌太夫 享保十一年九月朔日〆寛保四子正月十一日迄、

肥後平左衛門 享保十一年九月朔日〆寛保四子正月十一日迄、

島津權左衛門 寛延二巳六月七日〆寶曆七丑正月十一日迄、

村上彦八 後桂馬、寶曆十一巳正月十一日〆明和二酉二月十七日迄、

有川勇馬

幸右衛門養子、實二階堂五郎太夫弟也、江戸御留守居・御用人・御番頭、明和三年戌七月十八日〆、安永十年丑二月廿一日〆寛政十二申正月十三日迄、

河野外記

伊地知彦工衛門季馮 物頭、寛政十二申六月廿二日〆文化元子十一月九日迄、

藤野休右衛門

文化四卯四月六日〆、

澁谷四郎左衛門

文化十三子正月十一日〆文政二卯九月廿九日迄、

町田勘解由

文政五年六月八日〆天保元寅正月十五日迄、

關山糺

天保二卯正月十一日〆同十二丑五月十八日迄、

友野市助

天保十二丑七月三日〆、

宮之原源之丞

弘化三年正月十一日〆、

谷川次郎兵衛

嘉永四年亥五月廿八日〆、

八五 諸縣郡

惣高一萬千五百四十四石餘 狩夫千八百二十人半
『地頭職高五拾石』

大野出羽守 天文之比、蓬原村地頭と見ゆ、

伊集院筑前守久利 永祿之比同斷、

鎌田刑部左衛門政廣 天正八年比、文祿二死去、

伊集院肥前守久信 天正九年比、蓬原村地頭、

鎌田出雲守政近 初圖書頭 慶長十・九死去、

喜入大炊介久政

樺山權左衛門久高 慶長四年比、

右松安右衛門祐盛 慶長十四年比、

平田新左衛門宗弘 後狩野介、

川上因幡守久國 初左近將監、寛永九年比、

・島津中務久茂 慶安二年五月八日『定』、

・嶋津新八久武 『直二』、

・島津帶刀久元 豊前久守之弟、御物奉行也、初主計、清太夫、一旦喜入氏之後嗣と爲る、延寶二年九月十日『目録』、

・平田新左衛門宗正 初兵十郎二郎兵衛、式部、御家老也、元祿四年末七月廿九日『同』、

・平田兵十郎宗房 宗正之子、後新左衛門、元祿十二年五月九日『寶永二』、十月三日迄、

・島津帶刀忠雄 久元之子、初主計、御家老也、寶永三戊正月廿七日『正徳五年末九月十一日迄』、

・島津中務久實 初又七 備前 内記、御家老也、正徳五末九月十三日『元文四末七月八日迄』、

・堀四郎太夫 元文四年末七月十八日『主殿』、

・郷原金太夫久雄 初久兵、後轉御家老也、元文六年酉二月廿一日『延享四年卯二月四日迄』、

・鎌田典膳 延享四卯八月四日『寶曆十一』、已七月廿七日迄、

・島津若狹 後山城、寶曆十一已九月四日『明和二酉二月廿五日迄』、

・島津仲久健 初久智 權左衛門、御家老也、明和二酉八月朔日『天明七年末五月廿七日迄』、

・嶋津和泉久邦 後石見、天明七末七月廿八日『寛政三亥二月廿日迄』、

・伊勢幡磨貞矩 寛政三亥三月廿一日『後市正』、

・山岡雅樂久方 寛政四子二月廿五日『同五丑五月六日迄』、

・市田勘解由 盛常 寛政六寅正月十一日『同九巳十一月廿四日迄』、

・川田伊織殿 寛政十二申正月十五日『文化四卯二月十九日迄』、

・秩父太郎 文化五辰正月十一日『同年五月十三日迄』、

・嶋津安房 文化五辰十一月廿八日『文政二卯二月廿四日迄』、

・新納内藏 後新納内藏殿『差引被仰付候』、

・二階堂伊豆 文政二卯閏四月廿五日『同九戌十一月廿九日迄』、

・市田長門殿 後北郷内記殿『差引被仰付候』、

・嶋津登 天保十亥八月十二日『弘化三年四月廿七日迄』、

・調所笑左衛門 天保十亥八月十二日『弘化三年四月廿七日迄』、

・末川久馬 後近江、嘉永二酉正月廿四日『引被仰付候』、

八六 桑原郡 惣高二千六百六十二石餘 狩夫
日當山 五十九人 『地頭職高五拾石』

酒匂源左衛門 新左衛門トモ云ナルベシ、天文・弘治之比歟、屬右馬頭忠將於廻戰死、

吉田次郎兵衛康清 治部右衛門清秋子、

有馬次右衛門

村田藤兵衛經固

吉田久兵衛清房 貞左衛門清貞之子歟、正保之比歟、

種子嶋爲兵衛時壽 御納戸奉行・吟味役、明曆二・八月十日定、

野村才右衛門昌綱 大學トモ、奏者番、寛文五年二月二日定、

碓山次右工門久包 延寶七年未六月十七日定、

川上左京久虎 久虎イ、延寶八年申八月十二日定、

新納市右衛門久紀 初久寛 小右衛門 大藏、吟味役也、貞享五辰九月五日より十三年迄多シ、

相良源藏聰香 後仁右衛門、御側御目付・御用人、寶永二年十月三日定、

顯娃長左衛門 享保九年辰九月四日迄歟、

山田四郎兵衛 御近習役、享保十一年二月廿二日定寛保元西十一月六日迄、

基太村助左衛門 初助太夫、延享三寅十一月朔日定寶曆十一年十二月朔日迄、

谷山角太夫 寶曆十二年十月九日定、安永三年九月九日迄、

三崎文太夫 安永五年申正月十一日定天明元丑九月十一日迄、

喜入休右衛門 天明六年午三月十三日定寛政三亥十一月十三日迄、

山本五郎兵衛 寛政四子閏二月十三日定、

石原龍助 寛政十二申正月十一日定、

伊地知休藏 文化七年正月十一日定、

市來左中 文化十一子二月十一日定同十四丑六月廿三日迄、

岩下澤右工門 文化十五寅正月十一日定、

山本字源太 文政四巳二月廿九日定同十亥九月十一日迄、

森川孫六 文政十三寅正月十一日定天保十亥三月十四日迄、

鎌田藤馬 天保十亥八月十二日定、後刑部、

早川男破魔兼敵 弘化五申正月十一日定嘉永五年月迄、

森川利右工門 嘉永六年丑正月十一日迄、

八七 薩厂郡 惣高八千七百石餘 狩夫五百二十八人

樋脇清敷 延寶九年酉四月廿二日、改樋脇、地頭職高五拾石

入來院伯耆

入來院石見 正保四定寛文七迄、

・鎌田後藤兵衛政辰 寛文八年二月一日『定』同十年迄、

・平田藤右衛門宗則 寛文十一年三月三日『定』、

・弟子丸市之助 延寶二年二月より『定』、

・碓山次右衛門 貞享元・九月より元祿十年迄、

・黒葛原源左衛門 元祿十二卯五月『廿日』、

・迫水善左衛門久敦入道可遊 初堀之内六左衛門と云、御納戸奉行、寶永七寅閏八月三日『四日』、

・郷原轉久雄 初久兵 金太夫、後御家老也、正徳三巳十一月十九日『日』、

・川上後五右衛門 享保十一年正月十一日迄、

・中野駒右衛門 享保十一年九月朔日『日』寛保三年亥閏四月二日迄、

・三原濱右衛門 『後源五左衛門』、延享四年卯八月四日『日』、明和元年八月廿一日迄、

・川上彌五太夫 明和三年戊正月十一日『日』安永八年亥四月十八日迄、

・鎌田典膳 安永十丑正月十一日『日』天明元丑十一月六日まで、

・鎌田愛太夫 天明七年未四月十日『日』寛政三年亥十月六日迄、

・伊集院隼衛 寛政三年亥十月廿五日『日』、

・市來左中 『享和』二戊七月廿八日『日』文化十一戊四月十五日迄、

・上村笑之丞 『文化十三子正月十一日』、

・山岡齊宮 『文化十四丑二月十五日』文政六未九月十九日迄、

・島津仲 『文政七申八月廿一日』、

・新納主稅久品 『天保六未正月十五日』、

八八 薩广郡 惣高千六百二十二石餘 狩夫百十一

百次 『地頭職高五拾石』

山崎豊前守成智 天文巳前歿、從薩州百次地頭を賜ふとあり、

佐多宮内少輔忠増 天正八年比、

最上土佐守義時

新納近江守久元 初嶋津新八郎忠在 後嶋津下野守久元と云、慶長中、

伊勢六郎左衛門貞末 初長門守、

本田伊賀守親政 初市正 次右衛門 與兵衛と云、

町田駿河守久門 初久充 或久明 加賀守忠豊之子也、元和・寛永比カ、

伊地知周防守重利 周防守重康之子、初治十郎、寛永ノ比カ、

町田縫殿助久岑 久門之子、

今井市兵衛入道松關 實仁禮藏人子也、御納戸奉行、

土持平左衛門綱辰 寛永九年比、

三原五郎兵衛重英 重貞入道永安之子、

伊地知越右衛門重昌 重利子、後重時 治左衛門 新左衛門

本田市右衛門親道 作左衛門宣親子、初郷右衛門 大炊太夫 後四郎右衛門、

根占右近 寛文七・二月三日定、

澁谷四郎左衛門 後大藏 又周防、寛文八・九月十日定、

喜入吉兵衛久則 後久右衛門、延寶七・正月廿七日或六、
二月廿吟味役也、
一日吟味役也、

諏方仲左衛門 貞享元・九月定、

新納喜右衛門久行 初甚兵衛、京大坂藏奉行・御用人、
元祿二申四月五日或二月元祿二己巳八月
晦日 朔日明所、

川上右京 元祿十二卯五月九日定、

肥後主膳 元祿十四巳九月十四日定、

鎌田十左衛門 寶永四年亥十月八日定、
同七寅閏八月廿日
迄、

中原爲兵衛 正徳二辰七月六日定、

高城十左衛門 享保九辰六月廿八日定、
同十一午三月十六日
迄、

堀萬右衛門 享保十五戌七月十三日定、
元文三年二月朔日迄、

肝付彈正 延享四卯八月四日定、
寶曆八寅九月十八日迄、

長谷場伊角 明和七寅十二月十五日定、
安永三年八月廿日
迄、

市來次郎左衛門 後左中、安永十丑正月十一日定、
享和二
戌七月廿八日迄、

伊集院平 享和二戌八月廿一日定、
文化十二戌八月十五日迄、

横山勘助 文化十三年正月十七日定、
同十四年丑九月六日迄、

橋口權藏 文政四巳正月十一日定、
天保二卯十二月八日迄、

三崎平太 天保三辰八月九日定、
同十三寅六月廿三日迄、

栗川權十郎 天保十四年卯正月十八日定、
嘉永元・八月四日
迄、

大迫源七 嘉永四年亥六月十四日於長崎被仰付候、

八九 肝屬郡 惣高二千六百六十六石餘 狩夫百六
百引 十五人 『地頭職高五拾石』

天文廿三禮札ニモヘタリ 永祿元年諏方兩大明神棟札ニミニユ、良兼
中村對馬守吉親 領ノ時也、

河越丹後守平重尙 兼亮領地之時也、元龜四年十一月石牟
禮大明神棟札ニ見ヘたり、

吉田右衛門佐清長入道半雲齋 後六郎右衛門、慶長十九
年比地頭也、

最上土佐守義時 初北条善左衛門時弘と云、寛永中七年六
月死去也、

最上右近 義時之子、

阿多六兵衛 六郎右衛門事歟、勘解由忠朗事歟、

阿多六郎右衛門 寛文八年九月十日定、
御納戸奉行・町
奉行也、
六兵衛
歟、
六兵衛
歟、
六兵衛
歟、

- ・川上上野久尙 初彦太郎、延寶二年二月十五日『定』、
- ・平田民部左衛門宗門 民部宗直養子、宗増とも、延寶七年正月廿七日『』、
- ・大野源右衛門久朗 延寶九酉正月より、
- ・伊東仁右衛門祐秋 初三左衛門、御納戸役・御吟味役、自系ニ見へたり、
- ・伊地知越右衛門重昌 初新左衛門、貞享三寅十月廿九日『』、
- ・新納喜右衛門久行 元祿二巳七月十三日『』、
- ・島津内藏 寶永三年『』戊『』正月廿七日『』異本二年酉、十月三日『』、
- ・高橋七郎右衛門 寶永四亥十月廿九日『』異本正徳、徳元より、
- ・黒葛原源左衛門 御守役、寶永七寅閏八月四日『』異本正徳、二年より、
- ・中島七右衛門利朗 正徳三巳十一月十九日『』享保十一年七月三日迄、
- ・山元仙太夫 享保十三申三月十五日『』同廿年卯四月十三日迄、
- ・西八太郎 元文五年申七月廿三日『』寛保三亥八月五日迄、
- ・高橋七郎右衛門 延享五年辰七月廿五日『』寛延四年未八月二日迄、
- ・鎌田一藤太 寶曆四年戌正月十一日『』明和七年寅正月十一日迄、
- ・横山權右衛門 安永二年巳正月十五日『』天明三卯十二月八日迄、
- ・二之宮藤太左衛門 天明四年辰三月廿八日『』同年九月廿三日迄、
- ・肝付彈正 後帶刀 寛政二戌七月十九日『』同六・正月十九日迄、

- 『大山宗之亟 寛政七卯正月十一日『』、
- 讚良善助 享和元酉十一月十三日『』、
- 島山平太 享和三亥十二月廿三日『』文化十一戌三月三日迄、
- 高橋 轉 文化十三子七月廿四日『』文政六未十月十三日迄、
- 長東市郎右衛門 文政八酉五月十五日『』、
- 二階堂源太夫行光 天保三辰正月十一日『』、

九〇 諸縣郡 須木 物高千百八十石餘 狩夫五十五人 『地頭職高五拾石』

- 宮原筑前守景種 天正四高原軍後補セラレ、系圖ニミユ、
- 村尾源左衛門重候入道笑栖 文祿五年『』、初右衛門兵衛、
- 米良駿河守 天正ノ比、
- 村尾右衛門兵衛重昌 元和二年より父引續き、
- 村尾三右衛門重候 初舍人佐 源左衛門、寛永三丙寅より 異本ニ寛永二・三月『』寛文二・二月迄、同十一死 去也、
- 伊東次郎右衛門祐之 寛文三年四月三日『』『定』、異本ニ寛文八 年八月十二日 迄寛六年迄とあり、然共延寶三『』倉岡地頭と 見へたり、
- 蒲生正左エ門清貞 下ニアリ可考、
- 諏訪采女兼延 吟味役・御使役、寛文八年九月十日『』『定』 一八月廿三日『』、

・桂李之助忠保 延寶七・正月廿七日、

・諏訪仲右エ門兼郷 吟味役・御使役・物奉行、延寶八年「申」八月廿二日、天和二迄、

・伊東仁右衛門 天和三年亥五月十三日、貞享二迄、

比志嶋彦右衛門 貞享三年九月、同五年十一月迄、

蒲生正左衛門

外記高清養子、實國分衆中東郷五郎兵衛男、高奉行、御船奉行、物奉行、郡奉行、奏者番、貞享五ノ二月廿二日、元祿二ノ二月迄、

・五代舍人 後助太夫、元祿二年巳八月二日、

・相良市郎左衛門 正徳元卯十一月十二日、

・野村才右衛門 正徳三年巳十一月十九日、

・新納伊織 享保四年亥十二月五日、享保七寅三月十五日迄、

・藥丸長左衛門 享保九年辰正月十一日、元文二年巳四月廿七日迄、

・山田源左衛門 寶曆四年戌正月十一日、同四年戌九月四日迄、

・伊集院伊膳 寶曆二子正月十一日、同十三末七月廿八日迄、

・相良四郎兵衛 寛政三亥二月廿五日、

・田畑武右衛門 寛政七卯正月廿一日、文化十四丑二月十五日迄、

・川北孫太郎 文化十四丑四月廿五日、文政二卯十一月十四日迄、

〔(船紙) 川北孫太郎次

伊集院戸右衛門 文政五年正月十一日、同六未十二月十六日迄、

福嶋半助行通 文政七申正月十一日、同八酉三月十七日迄、

村橋昇 文政九戌正月十一日、同十二丑二月二日迄、

汾陽理左衛門 天保三辰正月十一日、

山田助左衛門 天保七申正月十一日、弘化四未十二月四日迄、

奥四郎 嘉永四年亥六月十四日於長崎、

九一 噓啞郡 惣高一萬六千八百六拾三石餘 狩末吉 夫三百四十八人 『地頭職高五拾石』

平田出羽守宗仍 宗勝ノ養子、豐州家領ノ時、天文、弘治之比、永祿元、三月十九日戰死也、

平田美濃守 永祿三年豐州家ヨリ差上ラレ公領と爲り、同五年六月北郷家ニ賜フ、其間ノ地頭カ、六月比

土持攝津介興綱 永祿五北郷領已來地頭、

土持攝津介頼綱 興綱ノ子、永祿十年比、同十一年二月戰死于飮肥酒谷、

北郷久左衛門尉 天正八年比北郷領之時也、

土持 光綱 天正十二・九月比、

村田雅樂助經宣入道壽仙 慶長五年比、

村田三郎右衛門經昌 經宣ノ子也、慶長・元和之比、

「第代同有候共抵」
「次不之可大」
シ

穎娃左馬介久政 左京長左衛門と云、寛永五より正保之比、

末吉根元記ニミユ

嶋津彈正大弼久慶 正保・慶安之比、

嶋津豊前久守 初左近將監、慶安四辛卯明曆ノ比トモ、

・島津三郎右衛門久心 後忠朝、

・鎌田源左衛門政有 御使役・御家老、寛文元十二月晦日〆、

・肝付彈正久兼 始兼善 又兼方 後主殿、寛文十一亥三月三日〆定、

・平山久馬介久行 後元仲、實岩城新左衛門重長二男也、延寶八申、

・町田助太夫久居 初助五郎、異本勘解由ともあり、元祿十、正月廿五日〆定、

・桂織部久祐 初字右衛門、寶永三戌正月廿七日〆、異本寶永二、十月四日ト

・嶋津周防久儔 寶永七閏八月五日〆享保十四年酉十月四日迄、

・伊集院藏人久矩 享保十五戌正月廿二日〆同廿卯八月九日迄、

・元文元辰十月十八日〆寛保元酉十二月八日迄磯付外城ニテ地頭無之、

・島津左衛門久甫 初又吉 民部、寛保四年子正月十一日〆延享五辰五月廿一日迄、

・島津主殿久馮 始九良加野平八、御家老職、寛延元辰八月廿七日〆寶曆八年寅十二月廿一日迄、

・島津杵久峯 初太郎次郎、實繼豊公三男也、寶曆十辰正月十一日〆、

・川田伊織國福 寶曆十三未十月十五日〆安永四未七月廿九日迄、

・新納内藏久儔 安永九年正月十一日〆天明二年三月朔日迄、

・赤松造酒 天明五年巳五月十三日〆同九酉正月廿一日迄、

・嶋津 鎌田將監久美 寛政六寅正月十一日〆、

・島津内膳久中 『享和元酉十二月廿七日〆文化二丑正月十日迄、

・鎌田典膳政 三年寅ナルベシ、文化十三寅正月十一日〆同五辰正月十一日、

・島山式部義矩 文化十一戌三月三日文政三辰正月十一日迄、

・伊勢伊織貞 『文政五年六月八日同九戌十一月廿八日迄、

・樺山權十郎 後伊織、天保二卯正月十一日〆、

・赤松主水 天和五年正月十一日〆、

・末川久馬 天保十亥九月四日〆、

・友野市助 弘化三年正月十一日〆、

九二 喜入

一天正八年比地頭喜入式部太輔久通と有り、

一文祿四年乙未、肝付三郎五郎兼三轉加治木賜此地、仍

此年十月廿六日去加治木移此地と云々、

一 肝付彈正忠兼寛 初三郎五郎 兼三、慶長四年去當家迂阿多云々、

同 越前守兼篤 初伴兵衛 兼仍、慶長四年家督、同十四年六月廿九日死去、

同 彈正少弼兼武 初長三郎、慶長十四年家督、寛永二丑八月十九日死去、

同 伴兵衛兼屋 初三郎四郎 兼治、寛永二年家督、延寶三年之卯閏四月廿九日死去、寛文二補大目附職、

同 主殿久兼 初伴三郎 彈正 兼喜 兼方 後號恬堂、寛文七補大目附、同十一年任國老、同年家督、寛永六丑二月八日死去、

同 主殿兼柄 初左門、帶刀 典膳、貞享二補大目附職、寛永六丑二月八日死去、

同 典膳兼加 初左門、寛永六補國老、

九三 今和泉

一天文十三辰十一月中宮大明神棟札ニ、地頭津曲若狹守

伴兼任と有り、

一 延享四年卯五月七日御引付を以、穎娃指宿之内より相

分一所ニ定、

一 嶋津因幡忠郷 實太守吉貴公六男、賜私領今和泉列御一門家、實曆四年甲戌十一月十六日死去、

同 因幡忠道 初安之亟、實吉貴公八男、爲忠郷後嗣、

同 安藝忠厚 初雄五郎 因幡、實島津兵庫久徵長子、太守重豪公養之爲三男、寛政十二爲忠道後嗣、後市正、老號山松、

同 安藝久彰 初啓之助、實齊宣公七男、文政八爲忠厚養子、入今泉弟、

地頭代

出水 三原源五左衛門 嘉永元申九月二日、

高岡 三原次郎左衛門 嘉永元申十一月十五日、

大口 市來五兵衛

志布志 宮内藤助 嘉永元申初ル、嘉永五子四月八日、

倉岡押 川久保莊次

山之口押 竹山仲之進

綾押 東郷八郎次

穆佐押 新納二郎

隈之城押 岩切清太 嘉永五子四月五日、

二階堂安房介 天正十二肥後湯ノ浦地頭、

木脇刑部左衛門 天正十三比肥後花ノ山地頭、

吉田六郎右エ門 日州山蔭地頭トアリ、

高城左京允重説 長野地頭トアリ、

九四 知覽

一文和二年五月十一日尊氏卿賞佐多三郎左衛門尉忠光軍

忠、賜薩州知覽院、

佐多氏三代

一 佐多伯耆守親久代慶安七甲寅 移知覽、長祿二死去、

一 慶長十五年佐多伯耆守忠充代轉河邊賜舊領知覽、再領

此地、寛永九年十一月十二日卒、五十四才、

一 佐多丹波守忠治 初又太郎、寛永九・正月九日卒、廿八歳、

同又四郎久孝 明曆二丙申閏四月九日卒、廿九歳、

同丹波久利 初三郎兵衛、實肝付伴兵衛兼屋三男也、寛文

佐多備前久達 初市右衛門 内記 備後 豊前、實光久公

五男也、貞享三補國老、正徳元・九月十五

島津李久豪 初久武、内記、享保三補國老、延享二丑十月

島津李久峯 初太郎次郎、實太守繼豊公三男也、明和九辰

同石見久邦 初奎、豊前、和泉、天明七任國老、寛政三亥

同李久典 初太郎次郎、

『地頭系図』

九五 日置郡 市來

大寺美作守高幸 寛正の比、

日高紀伊守義治 實久代地頭也、

川上上野守忠克 薩州領ノ時地頭也、
天文八年六月ヨリ串木野一所とミユ、

多田紀伊介頼益 薩州實久領ノ時也、
天文八年比、

新納常陸介忠苗 頼益謀計ノ企アルトテ、忠苗等實久ノ命
ヲ受計因テ地頭ニ補セララル、

山田藏人有徳 實久公御代、

新納伊勢守康久入道一珪 初右エ門佐、弘治中、市來地頭
職、永祿・元龜比迄、天文八年

新納五郎右エ門久饒入道遊甫 ミユレハ、加世田地頭職ヲ賜ヒシト
轉セシナラン、

元龜中ヨリ天正二年迄市

勢守、天正中太崎地頭、伊

合志地頭、慶長の初串木

比志島宮内少輔國眞 入道咲翁美濃守義任ノ弟也、天正二

比志島宮内少輔國貞 年十一月十五日ヨリ同十年死此地、
三俣御陣ニ御使衆トアリ、

比志島宮内少輔國貞 後紀伊守、天正十年ヨリ慶長五年迄、

山田越前守有信入道理安 初新介、御家老也、

新納休閑齋旅庵 高原・栗野・市來等地頭、義弘公御家老也、

吉利下野守忠張 寛永九年比、同十六年迄、

仁禮藏人頼景 初小吉、舍人、信濃守、御使役、寛永十六年ヨリ正保三年迄、

仁禮主計頼充 正保三年三月ヨリ同七月迄、

鎌田源左衛門政有 寛陽公御家老、正保三年〇ヨリ明暦元年十月迄、

猿渡勘左エ門 明暦元・十一月ヨリ同三年迄、

平田民部左衛門宗直 明暦三年十月ヨリ萬治三年十二月迄、民部宗位の子也、初内浦・倉岡等の地頭也、

桂外記忠守 萬治三年十二月ヨリ寛文四年十二月迄、

仁禮民部左衛門頼定 初小吉、寛文五年二月二日ヨリ定、

桂李之助忠保 延寶八年申八月十二日或七月廿日ヨリ貞享元年迄、

高橋左門 貞享元年九月或二月ヨリ、

向井市之允友貞 寶永四年亥十月二十九日ヨリ、

川上一學久東 初久馬、後懋咬、寺社奉行、享保七寅正月十三日迄、

『地頭系圖』
(伊地知季通筆ナリ)

新納左京久敦 大目附、享保九辰正月十一日ヨリ同年三月二十三日迄、

樺山主計久堅 享保九年六月二十一日ヨリ、同此年任國老十一年年七月十三日迄、

福山平太夫安都 享保十二年未正月二十一日ヨリ元文五甲戌八月十日迄、

島津民部久甫後左衛門 元文五年申十月十五日ヨリ、寛保三年任國老、

伊勢兵部 寛保四年子正月十一日ヨリ寛延二巳四月二十五日迄、

島津將監久起 初左近、寛延二年巳十一月二十三日ヨリ寶曆七年丑七月十七日迄、御用人・若年前、

宮之原甚五太夫通直 初字右衛門、後主膳、御家老也、寶曆八年九月或七年ヨリ十八日ヨリ安永四年未正月十一日迄、

村上靜馬 安永四年未正月十八日ヨリ寛政二戌八月二十五日迄、

鎌田愛太夫 寛政三年亥十月六日ヨリ文化三寅十二月二十日迄、

驚頭主水 文政三年辰九月八日ヨリ文政五年三月二十八日迄、

伊勢伊織 文政九戌十一月二十八日ヨリ同十三寅正月十四日迄、

三原藤五郎經福 天保五年午正月十一日ヨリ同十四年卯十一月二日迄、

碓山將曹久徳 弘化三年午正月十一日ヨリ同八月二十五日迄、

名越右膳盛胤 弘化五年申正月十一日ヨリ嘉永三戌三月十日迄、

(市來郷地頭系圖ハ底本ニ欠ク、尙古集成録藏ニ日置郷地誌傳ニニテ補フ)

『伊地知季通筆ナリ』
「地頭系圖」

九六 日置郡 伊集院

藤原久進 永正十六年、寺脇村楠午札大明神棟札ニ、
比志島某 天文八年棟札、

平田信濃守宗溫 天文四年菊月、竹山村熊野棟札ニアリ、
園田筑後守 貴久公御代棟札、直木村熊鷹大明神棟札ニアリ、

川上上野介兼久 文明ノ比地頭、初左京亮ト云、

島津治部少輔久定 吉利三代日新公ニ仕フ久定、右エ門大夫ト
吉利移居、且被補伊集院
地頭職天文ノ初比カ、

本田下野守親當 仕日新公、古廉の子也、
尚トモ

伊地知美作守重常 大中公時、領伊集院油須木地頭、

本田山城守親歳入道嘉辰 貴久公御申口役、丹波親純弟也、初彈正ト云、

島津右衛門大夫孝久 天文二十二年稻荷棟札ニアリ、久定ノコトカ、

町田出羽守久倍 天正八年比同十五年迄、永祿七年棟札ニ石谷助太郎・藤原久倍トアリ、

比志島紀伊守 慶長五年子棟札ニ、

上井伊勢守覺兼 大閩西征後、去日州宮寄補此地地頭職、
天正十七年六月十二日於伊集院卒、

島津下總守常久 慶長十九年比、

町田勝兵衛久幸 慶長六年ヨリ後圖書頭、高山地頭に轉ず、

敷根中務少輔立頼 慶長ノ末比トミュ、元和三年ヨリ大口地頭トアリ、

三原左衛門佐重庸 寛永九年比、寛永三年寅七月諏訪棟札ニ重饒トアリ、十二年ニモアリ、

頼娃左馬頭久政 慶安ノ比御家老職ニテ、二年己丑三月十三日死去、正保元年迄ハ高岡地頭トアリ、夫ヨリ伊集院地頭ニ補セラレシトミヘタリ、

島津彈正少輔久慶

島津市正忠廣入道萬山 家久公御四男、初忠弘 大隅 主計、

島津圖書久通 承應四年正月八日定、寛文五年棟札ニミュ、
同七年ニモ八年ニモ、

島津豊前守久邦 大目附役、寛文九年五月二十八日ヨリ定地頭、初久武、次郎三郎 後豊後守 久達、
二十一トモ

島津中務久輝 初又七郎、延寶五年八月十五日ヨリ定、

島津甲斐久武 延寶八年申八月十二日 天和三棟札ニアリ、
貞享三年寅七月十二日或二年多ニ作ルヨリ同三年迄、

島津大學久守 貞享五年辰十月十五日或三年ニ作ルヨリ元祿十年春迄、後又兵衛 安房、御家老役也、

島津圖書久供 元祿十二年卯五月九日ヨリ同十四年迄、

川上式部久重 元祿十四年巳九月十四日ヨリ、

島津勘解由久當 寛永三戌六月六日或正月ヨリヨリ、

島津内膳久兵 寛永七年寅ヨリ、

(伊集院郷地頭系図ハ底本ニ欠ク、尙古集成館蔵「日置郡地誌備考」ニテ補フ)

『地頭系圖』

九七 出水郡

出水

本田六右衛門正親

家久公御家老也、因幡守親治子、後加世田地頭ニ轉ず、

樺山美濃入道久高

初弥九郎、御家老也、寛永六年己未二月二十六日ヨリ、

山田民部少輔有榮

有榮の四男也、寛文の初比歟、

本田次郎左衛門慶親

四郎右衛門親道の子也、延寶・天和の比歟、

町田勘解由忠代

初源左衛門 伊賀、二年任國老、寛文九年三月八日、後久代或天和三年ヨリ、四選ニ作ルヨリ、

肝付主殿久兼

初彈正 兼善 兼方 入道活道、御家老也、天和二年三月晦日或三年四月ヨリ、元祿八年冬迄ヨリ、

島津内膳久兵

元祿八年九月二十一日、寶永中飯野地頭トアレハ疑アリ、久兵ニハ當ザルカ、正徳五補國老、

喜入安房久亮

御家老、初求馬 右衛門 又兵衛、元祿十二年三月廿六日或五月九日トモヨリ寶永二年酉十月迄、

種子嶋藏人久時

寶永三年戊正月二十七日二月三十日トモ 寶永七年六月迄地頭、御家老職也、山栖入道山栖下號ス、

種子島彈正伊時入道栖林

寶永七年寅七月二日ヨリ、元文元辰十月九日迄、初義時三郎二郎 久元、御家老也、

島津玄番貴備

後備中、元文元年辰十月九日ヨリ、延享五年正月十三日迄、島津太平大へ差引被仰付、(享)

島津左衛門久甫

延享五年辰三月正月二十一日 寛延二年己二月二十四日死去、初又次郎 民部 石見御家老、樺山主計殿へ同廿五日差引被仰付、

伊勢兵部貞起

初弥九郎、寛延二年己四月廿五日ヨリ寶曆四年戌十月二十六日迄地頭、御家老也、

伊集院織部久東

初十左衛門 十藏、寶曆五年亥十月朔日ヨリ同六年子十一月七日迄、島津主縫殿へ差引被仰付、

樺山左京久智

初七郎 久倫、御家老、寶曆七丑正月十一日ヨリ同十一年己七月二十七日迄、明和七任國老、島津備中殿へ差引被仰付、

島津圖書久亮

圖書久倫養子、寶吉貴公五男也、御家老職、寶曆十一己九月十三日ヨリ同十三年未九月二十六日迄、高橋此面殿へ差引被仰付、

島津李久峯

初太郎次郎 李、久蒙養子、實太守繼豊公御三男、寶曆十三年未十月十五日ヨリ明和二年西九月六日迄、同十三日樺山左京殿差引被仰付、

島津左中久金

初小平太 後伊賀、御家老、明和二年酉十月十五日ヨリ寛政五年丑五月十九日迄、伊勢播磨殿へ差引被仰付、

二階堂河内行智

行旦子、御家老、初部 主計 後河内行充、寛政五年丑九月廿九日ヨリ同九年己三月十六日迄、菱刈大炊殿へ差引、

高橋縫殿種央

寛政九己五月十九日ヨリ文化二(丑)己八月二十五日迄ニ而、負進信濃殿へ同廿九日差引、

新納内藏久命 文化三寅五月朔日ヨリ同四卯十一月十九日迄、

榊山主税久言 文化四卯十一月二十三日ヨリ同五辰五月十日迄ニ而、島津將監殿へ被仰付、

島津登久兼 文化六丑正月十一日ヨリ同七年午十一月十九日迄ニ而、川上右近殿へ差引、

川上右近 文化八未壬二月五日ヨリ、

新納内藏久邦 文化十一戌七月十七日ヨリ文政二卯壬四月廿五日迄ニ而、川上右近殿へ差引、

北郷内記久眠 文政七申七月三日ヨリ同十一子九月七日迄ニ而、島津但馬殿へ差引、

川田信濃佐模 文政十二丑四月十六日ヨリ天保五年二月十日迄ニ而、島津但馬殿へ差引、

島津但馬久風 後和泉 天保五年三月六日ヨリ同十五辰六月十二日迄、島津主計殿へ差引、

島津主計久寶 後豊後 天保十五辰七月廿九日ヨリ、

(出水郷地頭系図ハ底本ニ欠ク、東大史料編纂所藏「出水郡地誌備考」ニテ補フ)

目 録

例言

- 一 本巻に収められた「諸郷地頭系図」の郷名を底本の配列に従って、通し番号を付して収録したものである。
- 一 底本に補充した郷については、郷名のいろは順に収録した。

諸郷地頭系図

番号	郷名	番号	郷名	番号	郷名
一	指宿	二二	川邊郡	四二	噲唎郡
二	伊作	二三	桑原郡	四三	出水郡
三	飯野	二四	桑原郡	四四	諸縣郡
四	羽月	二五	始羅郡	四五	大隅郡
五	坊泊		鹿兒島	四六	肝屬郡
六	本城	二六	諸縣郡	四七	出水郡
七	薩广郡	二七	高城郡	四八	諸縣郡
八	薩广郡	二八	薩摩郡	四九	日置郡
九	帖佐	二九	出水郡	五〇	薩广郡
一〇	大村	三〇	谷山郡	五一	川邊郡
一一	大口	三一	阿多郡	五二	桑原郡
一二	踊	三二	諸縣郡	五三	諸縣郡
一三	大始良	三三	諸縣郡	五四	肝付郡
一四	大根占	三四	諸縣郡	五五	指宿郡
一五	大崎	三五	大隅郡	五六	河邊郡
一六	川邊	三六	肝屬郡	五七	薩广郡
一七	蒲生	三七	日州庄内	五八	伊佐郡
一八	加久藤	三八	噲唎郡	五九	伊作郡
一九	紙屋	三九	菱刈郡	六〇	始羅郡
二〇	鹿屋	四〇	噲唎郡	六一	諸縣郡
二一	勝岡	四一	伊佐郡	六二	菱刈郡
			霧田		馬越
			曾於郡		山之口
			曾木		山田
			財部		山野
			高城		山崎
			高隈		山田川内
			田代		山田
			高岡		山川
			高崎		申良
			高原		倉岡
			田布施		栗野
			谷山		久志秋目
			高尾野		隈之城
			高江		串木野
			高城		野尻
			吉田		野田
			吉田		内之浦
			吉田		牛根
			横川		穆佐
			加世田		長島
					恆吉

六三	諸縣郡	馬關田
六四	諸縣郡	松山
六五	噲啞郡	福山
六六	飯島郡	飯島
六七	噲啞郡	國分
六八	諸縣郡	小林
六九	日置郡	郡山
七〇	大隅郡	小根占
七一	肝屬郡	高山
七二	穎娃郡	穎娃
七三	出水郡	阿久根
七四	阿多郡	阿多

七五	諸縣郡	綾
七六	肝屬郡	始良
七七	大隅郡	佐多
七八	大隅郡	櫻島向島
七九	噲啞郡	清水
八〇	菱刈郡	湯之尾
八一	始羅郡	溝邊
八二	高城郡	水引
八三		重富平松
八四	噲啞郡	敷根
八五	諸縣郡	志布志
八六	桑原郡	日當山

八七	薩戶郡	樋脇清敷
八八	薩戶郡	百次
八九	肝屬郡	百引
九〇	諸縣郡	須木
九一	噲啞郡	末吉
九二		喜入
九三		今和泉
九四		知覽
九五	日置郡	市來
九六	日置郡	伊集院
九七	出水郡	出水

鹿児島県史料編さん関係者

			館 長		委 員			顧 問	
馬山田大井	桑芳四村	東京大学 史料編纂所 史資料編纂所 所長	井之口	恒	野守次			国立国会図書館 本館調査員	
場下島平	波田	即	義	雄	健光		前早稲田大学 教授		
登百子	久みちる	興	行		正光				
松伊浜井	原五田桃				園恵	小竹	大久保		
木集平上	口味島				秀恵	野内	理謙		
智祐公明	克秀				隆真	雄三			
子子子文	泉夫								

鹿児島県史料

旧記雑録拾遺諸氏系譜1

昭和63年12月1日 印刷

非売品

昭和64年1月21日 発行

編 集 鹿児島県歴史資料センター黎明館

発 行 鹿 児 島 県

印刷所 大日本印刷株式会社

東京都新宿区市谷加賀町1丁目1番1号